



相談員のための 多文化ハンドブック

=子どもの教育 編=

2025年3月

公益財団法人 愛知県国際交流協会

愛知県国際交流協会が「日系人相談コーナー」として外国人の相談対応を始めたのは、1991(平成3)年のことでした。2007(平成19)年には、より複雑な相談や支援に対応できるよう、愛知県からの委託で多文化ソーシャルワーカーが配置されるとともに、「多文化共生センター」として整備されました。2012(平成24)年には多文化ソーシャルワーカー事業は愛知県から移管され、当協会事業として運営してまいりました。

2019(平成31)年に、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行され、政府においては、外国人材の受け入れ・共生のための取組を包括的に推進していくため、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。日本人と外国人が安心して安全に暮らせるような社会を構築すること、外国人を孤立させることなく、社会の構成員として受け入れ、外国人が日本人と同様に公共サービスを利用できる環境を整備することが明記されています。

これに伴い、当協会においても、愛知県に住む外国人が安心・安全に暮らすことができるような地域を目指して、2019(平成31)年4月より、「あいち多文化共生センター」を発足させ、以降、対応言語の拡充、専門相談の実施、多文化ソーシャルワーカーの増員など、相談体制の充実を図ってきました。

外国人の相談対応を始めてから数多くの外国人や機関との関わりを通して、当協会では相談対応の知識や経験を蓄積してきました。諸機関の方々にも知っていただくといと考え、外国人の対応をする上で知っておくとい知識やポイント等、外国人から寄せられる相談の多い結婚・離婚、子どもの教育、社会福祉についてまとめ、2016(平成28)年より2018(平成30)年にかけて『『多文化』ってこういうこと』を発行しました。反響は予想以上に大きく、様々な機関において多文化の視点を持って対応することを迫られていたという状況があったことが裏付けられたため、その後、改訂版である「相談員のためのハンドブック」を2020(令和2)年から4年の歳月をかけて発行してまいりました。

発行以降、行政機関、教育機関、福祉機関、医療機関など、多くの関係機関に活用していただいています。それだけでなく、研修の際のテキストとしてお使いいただくなど、活用の幅も広がっています。また、日本に住む外国人は今後も増えていくことは必至で、継続的な発行が必要であると考えられることから、今般、改訂第三版として発行することとなりました。

本年は、「子どもの教育編」です。教育に関する相談の多くは、子どもだけでなく、家庭全体を包括的に捉え、様々な機関や地域の人たちがかわり、支えていく必要があるものです。本冊子が、当協会を含めより多くの機関が連携し、問題を抱えている外国人が安心した生活を送ることに向けた環境づくりのヒントとなり、子どもが健やかな学校生活を送れるような地域づくりをするきっかけとなることを願っています。

本冊子は、外国人の対応をする上で知っておくとい情報を掲載していますが、本来、人を「外国人」という属性で見るのは望ましいことではありません。日本人と同じ「人」であり、「私」は一人しかいないように、一人ひとりが固有な存在であるということを忘れずに接していただければ幸いです。

2025(令和7)年3月

公益財団法人 愛知県国際交流協会

目 次

はじめに	1
目次	2
本冊子の使い方	4
第1章 外国人相談に関する基礎知識	
外国人の日本滞在に関する基礎知識	6
外国人対応に関する基礎知識	12
第2章 学校・教育に関する制度	
日本の学校について	16
外国人の子どもが公立小中学校へ入学・編入学する時の手続き	20
外国人の子どもが公立高校へ入学・編入学する時の手続き	22
愛知県の公立高校の入学選抜について	25
第3章 相談対応で知っておきたいポイント	
公立小学校への編入学	28
日本語が話せない子どもを学校が受け入れるには	32
高校受験・進学	38
進学のための費用援助	40
進学と就職	42
在留資格の就学への影響	44
外国につながりを持つ子どもが抱えやすい問題	46
①勉強についていけない要因	48
②母国の学校文化との違い	50
③母語・母文化学習の重要性	52
④仲間外れにされやすい要因	54
⑤家の事情（ヤングケアラー、貧困等）	55
宗教への配慮	56
子どもの発育に関すること	58
先輩にお話を聞いてみました	60
第4章 関係機関一覧	
外国人向け教育相談窓口	62
外国人生徒等にかかる入学選抜実施校	62
海外帰国生徒にかかる入学選抜実施校	62
フレキシブルハイスクール	62
愛知県内の公立の定時制・通信制高校一覧	63
愛知県立中高一貫校	63
愛知県内の夜間中学	64
愛知県内の外国人学校およびインターナショナルスクール一覧	64
愛知県内のプレスクール	66
愛知県内のプレクラス	67

愛知県内の子ども向けの日本語教室および学習支援団体	68
愛知県内の子どもの母語教室・母語教育	72
市町・市町国際交流協会	73
専門相談窓口	75
外国人支援や相談対応をしている民間団体	76
その他、相談窓口	77
愛知県内の児童相談所	77
各国の関係団体	77
第5章 各国の情報	
各国の学校系統図	80
各国の教育制度比較表	82
愛知県で増えている外国人の国の状況	88
第6章 教育と外国人に関する資料	
外国につながりを持つ子どもの教育に関するキーワード	90
教育に役立つ資料	96
・就学・学校生活に関する資料	96
・子どもの進路に関する資料	98
・日本語学習に関する資料	99
・学習教材	100
・母語に関する資料	101
・その他	101
・多言語翻訳機、翻訳アプリ	102
データで見る外国人の状況	103
外国につながりを持つ子どもの状況	107
愛知県内の外国人数上位国	108
指差し対訳一覧	110
引用・参考文献	126
索引	133
多文化ソーシャルワーカーについて	134
(公財)愛知県国際交流協会(AIA)の関連事業	135

- ◆ 外国人には、外国籍の人々だけでなく、日本国籍を持ちながらも、外国につながりを持つ人なども含まれ、呼称についても様々あります(→P.6)が、本冊子では一般的な事項は「外国人」、子どもについては「外国につながりを持つ子ども」(→P.91)としています。
- ◆ 在留資格を持っていない状態について、やむを得ない状況の人もいることから、外国人を支援する団体は「非正規滞在」と呼んでおり、本冊子でも「非正規滞在」としています。なお、法務省は「不法滞在」としています。
- ◆ 本冊子で使用している外国人数は、原稿作成の関係上、特に記載のない限り法務省「在留外国人統計」の2024(令和6)年6月末現在のデータを使用しています。
- ◆ 事例については、必要な場合に限り国籍を記載していますが、国籍に対して固定観念や偏見を持たないようにご注意ください。

本冊子の使い方

愛知県は、東京について2番目に外国人が多い県です。(2024(令和6)年6月末現在)

本冊子では、当協会の相談窓口「あいち多文化共生センター」に寄せられた外国につながる子供たちの教育に関連する相談をもとに、様々な国の教育制度等を紹介するとともに、知っておくことよりスムーズな相談対応ができるのではないかとというポイントをまとめています。

教育についての相談は、手続きや制度の問題だけでなく、日本語能力、家庭環境、在留資格などの様々な問題につながっています。抱えている状況や想いは一人ひとり違うので、対応の仕方も一つではありません。本冊子に掲載していることがすべてではありませんし、絶対的な答えでもありません。

日本人にとって「あたりまえ」のことがやすぐに理解できることが、実は外国人にとってはあたりまえでなかったり、わかりにくかったりするなど、気づききっかけとして、相談員の方々に活用していただければ幸いです。



第1章 外国人相談に関する基礎知識

外国人とはだれを指すのか、在留資格とは何か、在留資格と他の様々な制度との関係、外国人の対応をするときにどんなことに気を付ければよいかなど、基礎的な情報をまとめました。外国人の対応をするときに不可欠なことばかりですので、是非活用してください。

第2章 学校・教育に関する制度

外国から日本の学校への入学や編入についての基本的な手続きの流れ、愛知県の高校受験についてまとめました。基本的な知識としてあらかじめ知っておくとい内容ですが、制度が変わったり、状況によって対応が異なる場合があったりしますので、実際の相談のときには専門機関に必ず確認するようにしてください。

第3章 相談対応で知っておきたいポイント

本章では9つのテーマで、学校関係者や諸機関の相談員が参考になるとと思われる事例を記載しています。対応するときや受け入れる際に抑えておいた方がよいポイント、知っておいた方がよい外国人の背景などをまとめました。

「当然わかるだろう」と思うことが相手にはわからなかったり、「当然こうだろう」と思うことが実は違っていたりします。事例の相談はわかりやすくするため、シンプルにしていますが、いろいろな可能性を考えて、決め付けたり思い込んだりせず、相談者とコミュニケーションをとるようにしてください。



対応のポイント:特に押さえておくといポイントを挙げています。

第4章 関係機関一覧

外国人の子どもの教育にかかわる機関や教室、多言語相談窓口や専門機関を掲載しています。問い合わせの際に活用してください。

第5章 各国の情報

愛知県に多く住む外国人の国の教育制度などの情報を掲載しています。日本との共通点や相違点を参考にしながら、相談対応や説明の際に活用してください。

第6章 教育と外国人に関する資料

外国につながる子供たちの教育に関するキーワード、教育に役立つ資料、外国人に関するデータ、指差し対訳一覧を記載しています。相談対応の参考にしてください。



第1章

外国人相談に関する基礎知識

外国人の日本滞在に関する基礎知識

外国人とは

「出入国管理及び難民認定法(略称:入管法)」では、外国人を「日本の国籍を有しない者」と規定しています。

法律には、外国人にも適用されるもの、外国人には適用されないものがあります。「入管法」をはじめ労働関係や福祉関係など、外国人にも適用される場合が多いですが、公職選挙法などは外国人に適用されません。生活保護法は、基本的には日本国籍の人を対象にはしていますが、一部の外国人にも準用しています。

相談窓口の支援で外国人と関わる場合は、日本の国籍を有しない人だけが対象というわけではなく、日本国籍の人も含まれます。例えば、日本国籍の子どもでも、親が外国籍の家庭では、日本語ではない言語でコミュニケーションをとっていたり、長年外国に居住していたりして、一般的な日本人が送る日常生活とは異なる環境にあることも少なくなく、様々な配慮が必要になることがあります。また、外国籍から帰化して日本国籍になった人もいます。

支援対象の人たちを「外国につながりをもつ(がある)人」、「外国にルーツをもつ(がある)人」などと表現することもあります。

知っておきたい様々な背景

◆ 日系人〔主な在留資格は**定住者**、**日本人の配偶者等**〕

日本から外国に移住し、当該国の国籍若しくは永住権を取得した日本人の子孫をいいます。1880年代から職を求めて多くの日本人が海外移住し、ブラジルやアメリカ、フィリピンなど、多くの国に日系人がいます。1990(平成2)年に入管法が改正され、南米を中心に多くの日系人が来日するようになりました。愛知県には日系人が多く住んでいます。

◆ 中国残留邦人等〔主な在留資格は**定住者**〕

1945(昭和20)年当時は、中国や樺太には多くの日本人が居住していましたが、戦争の混乱により日本に引き上げることができず中国や樺太に残らざるを得なかった人たちのことを「中国残留邦人等」といいます。中国残留邦人のうち、日本に帰国した人のことを「中国帰国者」といいます。中国残留邦人等に対する援護を厚生労働省が行っています。

◆ 在日韓国・朝鮮人

1910(明治43)年の日韓併合により朝鮮半島から多くの韓国・朝鮮人が来日しました。第二次世界大戦の終結とともに帰国する人も多くいましたが、日本に残る人もいました。日本に残り定住した人は在日韓国・朝鮮人と呼ばれています。

◆ 難民

「難民の地位に関する条約(略称:難民条約)」第1条、「難民の地位に関する議定書」第1条の規定により定義されています。人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、または政治的意見を理由に、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる人であって、その国籍国の保護を受けることができないかまたはそれを望まない人をいいます。日本は1981(昭和56)年に難民条約に加入し、1982(昭和57)年に発効しました。

この条約が日本で発効する以前にもベトナム戦争等により外国に逃れたベトナム、ラオス、カンボジア三国の難民を受け入れており、インドシナ難民といわれています。また、2010(平成22)年からは、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受け入れに合意した第三国へ移動させる「第三国定住」により、ミャンマー難民の受け入れも行っています。

在留資格とは

日本に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかをもって在留する必要があります。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、どのような活動等であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものです。在留資格は、次のように大別できます(→P.9)。

① その外国人が日本で行う活動に着目して分類された在留資格(活動資格)

② その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格(居住資格)

前者は、その外国人が「何をするか」がポイントであり、後者はその外国人が「どのような身分であるか」がポイントであるといえます。

また、上記①について、就労活動(収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動)ができるものと、原則として就労活動ができないものに分類できます。なお、上記②は就労を目的とする在留資格ではありませんが、その活動内容には制限がないことから、就労活動に従事することも可能です。

また、在留資格によって、日本で利用できる制度や行政サービスが変わるので、注意が必要です。(→P.11)

在留資格がなく日本に滞在している外国人は、非正規滞在(オーバーステイなど)となり、原則として、日本の行政サービスは受けられません。

なお、「在留資格」と「ビザ」は違います。ビザ(査証)とは、在外公館で発行されるもので、その外国人が持っている旅券(パスポート)が有効であるという「確認」と、ビザに記載された条件により入国することに支障がないという「推薦」の意味を持っています。在留資格は法務省の管轄、ビザ(査証)は外務省の管轄です。

知っておきたい在留資格

◆ 定住者

法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める在留資格です。日系3世、日本人の配偶者等の扶養を受けて生活する未成年未婚の実子、定住者の配偶者、日本人等の扶養を受けて生活する6歳未満の養子などに認められます。

◆ 日本人の配偶者等

日本人の配偶者、特別養子または日本人の子として出生した人(日系2世)に認められる在留資格です。

◆ 永住者

在留活動や在留期間の制限がない在留資格で、法務大臣から永住を許可された人に認められる在留資格です。要件は、永住許可に関するガイドライン(2024(令和6)年11月改訂)で示されています。法律上は、「素行が善良であること、独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること、その者の永住が日本国の利益に合すると認められること」とされています。上記ガイドラインによれば、原則として、引き続き10年以上日本に住んでいることが必要ですが、**日本人の配偶者等**で実体を伴う婚姻生活が3年以上継続しかつ引き続き1年以上日本に住んでいる人や、**定住者**で5年以上継続して日本に住んでいる人なども、許可される場合があります。

◆ 永住者の配偶者等

永住者等の配偶者、永住者等の子として日本で出生しその後も引き続き日本に在留している人に認められる在留資格です。特別永住者の配偶者、日本で出生し引き続き日本に居住している特別永住者の子もこれにあたります。

◆ 家族滞在

教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動、留学の在留資格をもって在留する人の扶養を受ける配偶者や子として行う日常的な活動をする人に認められる在留資格です。

◆ 留学

日本の大学、高等学校、中学校、小学校、特別支援学校、専修学校、各種学校等において教育を受ける人に認められる在留資格です。

◆ 特定活動

法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行う人に与える在留資格です。EPA(経済連携協定)で看護師や介護福祉士の免許を取得する目的で来日した人はこれにあたります。また、**留学**の在留資格で大学や専修学校を卒業後、就職活動を行うことを希望する場合もこれにあたります。

在留カードとは

日本に中長期間在留する外国人(在留期間が3か月以下、短期滞在、外交または公用の在留資格が決定された人、特別永住者、在留資格のない人などを除く。)は、在留カードが出入国在留管理庁長官から交付されます。在留カードは、日本に滞在できる在留資格、在留期間を有していることを出入国在留管理庁長官が証明する証明書となります。16歳以上の外国人は在留カードを常時携帯する義務があります。

特別永住者※は、在留カードではなく、特別永住者証明書が交付されます。特別永住者証明書は常時携帯する必要があります。

公的機関などでは手続きの際に在留カードを確認することがありますが、個人情報に記載されていますので、取り扱いに注意が必要です。

住居地以外の内容の変更(氏名など)があった場合は、14日以内に地方出入国在留管理局へ、住居地の変更があった場合には、14日以内に市区町村役場に届出をする必要があります。届出が適切に行われないと罰則や在留資格取り消しの対象になる可能性があります。

※ 特別永住者の在留資格は在日韓国・朝鮮人等(→P.6)に認められた法的地位で、就労をはじめ在留活動に制限はありません。

【在留カードの見方】

在留期間と満了日。在留期間は、在留資格に応じて審査の上、決められます。(→P.9)

永住者も含め、在留カードには、有効期限があります。在留期間と在留カードの有効期間を混同しないようにしましょう。

住居地の変更をした場合、新しい住居地が裏面に記載されます。

資格外活動の許可を受けたときにその内容が記載されます。

就労ができない在留資格の場合は、就労不可と明記されています。

16歳未満の人は、写真がありません。

在留カード 表

在留カード 裏

出典: 法務省出入国在留管理庁ホームページ

帰化とは

当該国の国籍を有しない人(外国人)からのその国の国籍の取得を希望する申請に対して、その国が許可し国籍を与える制度のことをいいます。

日本の場合、外国人が日本国籍に帰化することについては国籍法で定められており、法務大臣の許可が必要です。帰化の申請をするときまでに引き続き5年以上日本に住んでいること、18歳以上で本国法によって行為能力を有すること、素行が善良であること、自己または生計を一にする配偶者その他の親族の資産または技能によって生計を営むことができること、などの条件を満たす必要があります。手続き窓口は、法務局です。帰化が許可されると、官報に告示され法務局から帰化者の身分証明書が交付されます。帰化後、氏名と本籍を設定し、告示の日から1か月以内に市区町村役場に届出をする必要があります。日本国籍を取得することにより、戸籍がつくれ、参政権が得られます。

日本は基本的に重国籍を認めていませんので、帰化が認められるためには、それまでの国籍を喪失することが必要ですが、本人の意思によってその国籍を離脱できない国もあります。そのような場合や、日本人との親族関係や境遇に特別な事情があると認められるときには、帰化が許可されることがあります。

在留資格一覧

在留資格は29種類あり、決定された在留資格で認められている活動以外の活動を行うことはできません。
また、在留期間を超えて在留する場合は期間更新の許可が必要です。（2024(令和6)年12月現在）

在留資格	在留期間	代表的な職業等	就労制限
外交	外交活動を行う期間	外交官	△
公用	5年・3年・1年・3月・30日・15日	国際機関職員	△
教授	5年・3年・1年・3月	大学教授	△
芸術	5年・3年・1年・3月	音楽家、芸術家	△
宗教	5年・3年・1年・3月	宗教家	△
報道	5年・3年・1年・3月	外国の報道特派員	△
高度専門職	5年または無期限	学術研究、専門・技術、経営・管理の分野で高度の専門的な能力を有する人材	△
経営・管理	5年・3年・1年・6月・4月・3月	企業の経営者、管理者	△
法律・会計業務	5年・3年・1年・3月	弁護士	△
医療	5年・3年・1年・3月	医師、看護師	△
研究	5年・3年・1年・3月	政府機関や私企業の研究者	△
教育	5年・3年・1年・3月	中学校・高等学校等の語学講師	△
技術・人文知識・国際業務	5年・3年・1年・3月	システムエンジニア、通訳、デザイナー	△
企業内転勤	5年・3年・1年・3月	外国の事業所からの転勤者	△
介護	5年・3年・1年・3月	介護福祉士	△
興行	3年・1年・6月・3月・30日	舞踊家、プロスポーツ選手	△
技能	5年・3年・1年・3月	外国料理コック	△
特定技能	1年を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する期間または3年・1年・6月	介護、建設、造船、宿泊、農業、漁業、飲食品製造、外食業、自動車整備等	△
技能実習	1年または2年を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する期間	技能実習生	△
文化活動	3年・1年・6月・3月	日本文化の研究者	×
短期滞在	90日・30日・15日以内の日を単位とする期間	観光旅行者	×
留学	4年3月を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する期間	大学生、高校生、小中学生、日本語学校生	×※
研修	1年・6月・3月	研修生	×
家族滞在	5年を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する期間	在留外国人が扶養する配偶者・子	×※
特定活動	5年・3年・1年・6月・3月または法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)	ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者	△または×※
永住者	無期限	永住許可のある者	○
日本人の配偶者等	5年・3年・1年・6月	日本人の配偶者・子・特別養子	○
永住者の配偶者等	5年・3年・1年・6月	永住者の配偶者・子	○
定住者	5年・3年・1年・6月または法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)	日系3世、定住者の配偶者、日本人の6歳未満の養子	○

就労制限：○ 制限なし、△ 一定範囲可、× 不可
※ 「資格外活動許可」を取得することによって、1週間に28時間以内であれば、風俗営業に関する仕事以外のパート・アルバイトをすることができます。

出入国在留管理局

日本に在留する外国人が、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留することや、当初に与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望する場合等には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣から許可を受ける必要があります。

日本に在留している外国人の行う在留に関する申請には、主に次の6種類が挙げられます。

愛知県を管轄するのは、名古屋出入国在留管理局(→P.75)です。

在留資格の変更	現在の在留目的を変更して在留を希望する場合の手続きです。
在留期間の更新	現在の在留目的を変更することなく、在留期間を超えて引き続き同じ活動をするために在留を希望する場合の手続きです。
在留資格の取得	日本国籍の離脱や日本で外国人が出生した等、入国の手続きをすることなく在留することとなる外国人が、その事由が生じた日から60日を超えて日本に在留しようとする場合に、その事由が生じた日から30日以内に行う手続きです。日本で出生した場合、与えられる在留資格および在留期間は、通常、親の在留資格および在留期間に応じて決定されます。
資格外活動許可	代表的なものとして、留学生などの就労を認められていない在留資格の人が、アルバイトなどで収入を得る活動を希望する場合に行う手続きです。許可なく自分の在留資格の活動範囲外の仕事をすると入管法違反となります。
永住許可 (→P.7)	日本に永住を希望する人が行う手続きです。永住許可を受けると在留資格は永住者となり、無期限で日本に滞在することができます。在留期間更新の手続きや在留資格変更の手続きは必要ありませんが、在留カードの有効期間更新の手続きが必要となります。
再入国許可	日本に在留する外国人が一時的に日本を出国し再び日本に入国する場合の手続きです。出国前に「再入国許可」を受け再入国許可の有効期間の満了日までに再入国する場合、改めて「査証」を取得する必要がなく、再入国後も引き続き同じ在留資格・在留期間で在留できます。 ○みなし再入国許可について：有効なパスポートおよび在留カードを持つ外国人が出国後1年以内または在留期間満了日のどちらか早い日までに再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなりました。みなし再入国許可の有効期間は海外で延長できないので注意が必要です。

※ いずれも2024(令和6)年12月現在の情報です。

大使館・総領事館(領事館)

国内には、外国の在日公館である大使館や総領事館(領事館)があり、主に以下のような業務を行っています。国によって行っている業務が違うため、詳しくは、それぞれの大使館や総領事館(領事館)(→P.77)に確認してください。

自国民の保護、パスポートの発行・再発行・修正・追加、委任状・認証状の発給、各種ビザの発給、出生・婚姻・死亡に関する手続きや証明書の発給、兵役に関すること、選挙に関すること等

[参考]

日本の在外公館の例(外務省ホームページ)

◆ 大使館

基本的に各国の首都に置かれ、その国に対し日本を代表するもので、相手国政府との交渉や連絡、政治・経済その他の情報の収集・分析、日本を正しく理解してもらうための広報文化活動などを行っています。

また、邦人の生命・財産を保護することも重要な任務です。

◆ 総領事館(領事館)

世界の主要な都市に置かれ、その地方の在留邦人の保護、通商問題の処理、政治・経済その他の情報の収集・広報文化活動などの仕事を行っています。

在留資格と各種制度

外国人の場合は、国籍要件等により、在留資格によって利用できる制度と利用できない制度があります。在留資格上、制限がない場合でも、年齢や所得、雇用形態など、ほかの条件を満たす必要があるため、実際はサービス等が利用できないこともあります。以下の表では、在留資格別に各サービス等の利用の可否をまとめたものですが、個別のケースについては、管轄窓口を確認してください。

なお、前提として外国人は日本に住む以上、適正な在留資格を取得し、「税金を払う」、「公的医療保険や年金に加入する」などの義務も果たす必要があります。

在留資格別サービス等利用(可否)一覧

○:対象となる、×:対象とならない、△:条件により異なる

サービス等	在留資格	特別永住者	身分や地位に基づく在留資格				特定活動	原則として就労活動が認められない在留資格					就労可能な在留資格			在留資格なし
			永住者	配偶者等日本人の	永住者の配偶者等	定住者		家族滞在	留学	研修	文化活動	短期滞在	特定技能	技能実習	その他	
在留カードの有無		× (*1)	○	○	○	○	△ (*2)	△ (*2)	△ (*2)	△ (*2)	△ (*2)	×	○	○	△ (*2)	×
マイナンバー制度 (住民票の付与)		○	○	○	○	○	△ (*2・3)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	×	○	○	△ (*2・3)	△ (*4)
就労の可否		○	○	○	○	○	△ (*5)	×	×	×	×	×	○ (*6)	○ (*6)	△ (*5)	×
納税の義務		○ (*8)	○ (*8)	○ (*8)	○ (*8)	○ (*8)	○ (*8)	○ (*8)	○ (*8)	○ (*8)	○ (*8)	○ (*8)	○ (*8)	○ (*8)	△ (*8)	○ (*8)
社会保険(健康保険と厚生年金)		○	○	○	○	○	△ (*9・12)	△ (*9)	△ (*9)	△ (*9)	△ (*9)	△ (*9)	○	○	△ (*2)	×
国民健康保険		○	○	○	○	○	△ (*3・12)	△ (*3)	△ (*2)	△ (*2)	△ (*2)	×	△ (*2)	△ (*3)	△ (*2)	△ (*4)
介護保険		○	○	○	○	○	△ (*2・12)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	×	○	○	△ (*2)	△ (*4)
後期高齢者医療保険		○	○	○	○	○	△ (*2・12)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	×	○	△ (*3)	△ (*2)	△ (*4)
国民年金		○	○	○	○	○	△ (*2・12)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	△	○	○	△ (*2)	△ (*4)
雇用保険		○	○	○	○	○	△ (*9)	△ (*9)	△ (*10)	△ (*9)	△ (*9)	△ (*9)	○	○	△ (*11)	×
労災保険		○	○	○	○	○	○ (*13)	○ (*13)	○ (*13)	○ (*13)	○ (*13)	○ (*13)	○	○	○	○ (*13)
生活保護		○ (*14)	○ (*14)	○ (*14)	○ (*14)	○ (*14)	△ (*15)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
母子健康手帳の交付		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者手帳の交付		○	○	○	○	○	△ (*2)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	×	○	○	△ (*2)	×
入院助産		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子どもの予防接種		○	○	○	○	○	△ (*2)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	×	○	○	△ (*2)	△ (*4)
乳幼児医療費の助成		○	○	○	○	○	△ (*2)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	△ (*3)	×	○	○	△ (*2)	△ (*4)
就学の可否(公立小中学校)		○	○	○	○	○	△ (*16)	○	○	— (*17)	— (*17)	△ (*16)	— (*17)	— (*17)	— (*17)	△ (*16)

- *1 特別永住者には「在留カード」ではなく「特別永住者証明書」が発行される。
- *2 活動内容や在留期間により、一部対象とならない場合がある。
- *3 在留期間が3か月以下の場合には対象とならないが、在留資格に応じた資料により3か月を超えて滞在すると認められる者は対象となる。
- *4 一時庇護許可者や仮滞在許可者を含む。出生による経過滞在者および国籍喪失による経過滞在者は出生または国籍喪失から60日間は対象となる。
- *5 在留資格で認められた活動または指定書により定められた活動しかできないが、資格外活動許可を取得すると、許可された就労活動が可能。
- *6 在留資格で認められた活動または指定書により定められた活動しかできない。
- *7 原則として、仕事ができないが、資格外活動許可を取得すると、許可された就労が可能。
- *8 在留資格と関係なく、居住者には納税義務がある。また、非居住者でも国内源泉所得を得た場合には納税義務がある。ただし、「外交」、「公用」の在留資格の外国人には一部の税金が課されない。なお、所得に対する二重課税回避等のための条約を2国間で締結されている場合がある。
- *9 一定の要件を満たし、就労活動が認められる場合に限る。
- *10 一定の要件を満たす大学院の研究科に夜間通学する大学院生であり、かつ、一定の要件を満たし就労活動が認められる場合は雇用保険に加入。(昼間学生については雇用保険に加入しない。)
- *11 外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者は雇用保険に加入しない。
- *12 病院若しくは診療所入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動または当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行う者およびこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行う者は加入不可。また、観光、保養その他これらに類似する活動を行う外国人も加入不可。
- *13 在留資格と関係なく、労働者として勤めていた外国人には労災保険が適用される。
- *14 国民を対象としているが、特別永住者や身分・地位に基づく在留資格の外国人には準用される。
- *15 許可される就労活動の内容によっては、準用の対象になる場合もある。
- *16 在留カード等の提示がない場合でも、一定の信頼が得られると判断できる書類により居住地の確認を行うなど、教育委員会において柔軟な対応を行うよう文部科学省から通知が出されており、居住する市町村の教育委員会へ相談する。
- *17 活動の趣旨にそぐわないため、該当事例がないと考える。

外国人対応に関する 基礎知識

外国人からの相談の対応は、基本的に日本人からの相談と同様、相談者の気持ちを受け止め、人として尊重しながら個々のニーズに沿って対応することに変わりはありません。

ただし、特に留意すべき点もあるので、気を付けながら相談対応をしてください。

対応にあたって把握しておいた方がよいこと

外国人から相談があったら、すべての項目を聞き取らなくてはならないということではありません。個々の状況であてはまること、あてはまらないことがあります。必要に応じて活用してください。

◆ 国籍

相談者が持っている背景を把握するのに、国籍は大事な要素です。フィリピン人同士の夫婦では離婚できないなど、母国の法律や制度が日本での生活に大きく影響することもあります。外国にルーツがある日本国籍の人もありますし、母語、ルーツなど、その人を知る入口にもなります。

また、夫婦や親子間でも国籍が同じとは限りませんので、必要に応じて家族の国籍を確認してください。

◆ 在留資格、在留期間（→P.7～11,41,44）

外国人が日本に住むには、在留資格が必要です。在留資格によって、就労の可否や範囲、受けられるサービスが違います。家族でも在留資格や在留期間が同じとは限りませんので、必要に応じてそれぞれ確認してください。

◆ 来日時期、生活歴

「日本に住む外国人」と一口に言っても、日本に住んでいる期間や生活歴は様々です。母国で育って大人になってから来日した人もいれば、日本で生まれて母国のことを知らない人もいます。どんな背景があるのか確認してください。

◆ 日本語能力はどのくらいか、何語を話すか

相談者や家族の日本語能力を会話を通じて見通しましょう。日本に長期間滞在している等の理由で、日本語が堪能な外国人もいれば、長年日本に住んでいても全く日本語が話せない外国人もいます。また、会話はできても、読み書きが不得意なこともあります。相談者や家族の日本語能力によっては、母語が何語であるかを確認して、相談者が必要とする言語の通訳をつけることも検討しましょう。国によっては、母語は一つとは限りません。例えば、フィリピン人だから母語がタガログ語であるとは限りません。

また、外国人に対して英語を交えて対応する人も見かけますが、すべての外国人が英語を理解できるわけではありませんので、注意してください。

◆ 宗教の配慮が必要かどうか

イスラームの女性からの相談の場合、男性の相談員と話すことに抵抗がある場合もあります。入所や通所施設では、食べ物やお祈りの時間等、配慮することがあるかどうか本人に確認するとよいでしょう。

◆ 日本への適応状況の見極め

相談者の望むことと現実の状況に乖離があることも少なくありません。日本語能力や経済力、支援体制などを総合的に見て、相談者が日本にどの程度適応しているか、社会的にどの程度自立した生活をしているかを見極め、支援の方向性を考えるようにしてください。



福祉専門職向けのアセスメントシート

公益社団法人日本社会福祉士会が相談援助業務のためのツールとして、生活支援アセスメントシートを作成しています。面接相談で基本的な情報を整理し、本人が捉える課題、支援者が捉える課題や支援方針の判断の根拠を明確にできるよう考えられています。

領域別シートがあり、「滞日外国人支援」の領域も作成されています。

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/seikatsukonkyu/index.html>

外国人対応で気を付けること

◆ それぞれの国が持つ制度、文化、慣習、価値観が多様であることを理解し、尊重する

国によって辿ってきた歴史、政治や経済、文化、宗教、制度は違います。日本人の価値観と同様には考えることはできません。

例えば、日本では夫婦の話し合いで離婚することができますが（協議離婚）、アメリカやインドネシア等、裁判離婚しか認めていない国もありますし、フィリピンでは離婚が法的に認められていません。離婚をすることに対する困難さが国によって違います。

また、日本人と外国人の違いでよく言われるのが、時間に対する考え方です。約束した時間にどの程度の幅があるのか、文化・価値観によって変わります。予定の時間に遅れたからと言って、「時間を守らない、いい加減な人である」という判断が適切であるとは限りません。その上で日本での約束した時間を守ることを意味を伝えるとよいでしょう。

◆ ステレオタイプで捉えない

国の文化や価値観はありますが、「〇〇人は、後先考えずに行動する」「〇〇人は、自己主張が強い」といった固定観念は禁物です。日本人でも多種多様な人がいるのと同じです。また、外国人だからその母国語を話せるかという、日本で生まれ育ったため母国語を話せない人もいます。一人ひとり、生活歴も性格も全く違うということを認識し、対応してください。

◆ 自立した生活を送れるようにするための支援であるか

言葉が通じないと相談者の想いが直接伝わらずに、的確にニーズを捉えられない場合があります。また、言葉が通じる相談員は信頼関係を築きやすい半面、依存されやすくもあります。

相談者のために支援をしていると思っていても、ニーズの核心を捉えられず支援していたり、かえって自立心を削いでしまっていたりします。相談者が言葉で語った自分の想いや問題に対応するだけでなく、言葉で表現できていないことを相談員が言葉にし、ニーズは何かを見極めながら、支援することが大切です。

話すときに気を付けること

◆ 相談者の話をしっかり聴き、意思確認をする

日本人に対してもいえることですが、相談者の話をまずしっかり聴くことから相談は始まります。相談者の言葉に表れていない部分にたくさんの問題が潜んでいることがあります。

また、相談員が相談者にとってよいと思った制度でも、相談者が本当にその制度を理解して利用を希望しているのか意思確認をしっかりとしないといけません。相談者が希望していないのにサービスだけが独り歩きしていることも少なくありません。

◆ 制度・サービスを丁寧に説明し理解してもらう

すべてのことにおいて、当然わかっていると思っているようなことが実はわかっていないことがあります。理解の程度を見ながら、必要に応じてゼロからの説明になる場合があることを認識してください。

そして、制度は日本独自のものも多くあります。制度の名称と内容を丁寧に伝えましょう。母国に同じような制度がないとイメージがわかりませんし、母国に同じような制度がある場合には、母国の制度のイメージで捉えてしまい、誤解が生じることもあります。

また、利用している制度をぼんやりとしか覚えていない人も多く、障害者手帳や医療受給者証を「〇〇色の手帳」「〇〇色の紙」、手当を「国からの支援」と呼ぶ人もいます。相談者がどの制度を指しているのかきちんと確認し、必要な場合は制度の名称を覚えてもらうようにするとよいでしょう。

相談者の理解度をしっかり見極めて対応してください。

◆ できること、できないことを明確にする

外国人を支援する際には、何ができて何ができないのか、サービスの利用上のルールで、しなくてはいけないこと、してはいけないこと等を明確に伝えましょう。例えば、「〇〇した方がよいかもしれませんね。」と言われた外国人は、それをしないといけないのか、しなくてもよいのかわかりません。また、その理由を正確に説明することも大切です。

◆ 本当に理解できているか会話を通して見通す

制度を理解する以前に、会話で使われる言葉が難しくて理解できない人もいます。通訳をつけていても、母語でも理解できていないことがあります。様々な説明に対し、「はい、わかりました。」と言っている、何となく返事しただけで、実は理解できていないという人も少なくありません。本当に理解できているのか、説明したことを質問して理解度を確認してみるなど、工夫しながら会話を進めてください。

◆ やさしい日本語、明確な表現でコミュニケーションをとる

「やさしい日本語」は、災害がきっかけで、外国人にもわかりやすく伝わりやすい言葉として使われるようになりました。簡単な表現を使ったり、一文を短くしたりして工夫しています。

日本語は主語がなくても会話に通じることもありますが、主語を省略してしまうと、正しく解釈されないことがあります。いつ、どこで、誰が、どうして、どのように、何をするのか明確に伝えましょう。丁寧語を使うことによって、外国人に会話を難しく感じさせてしまうこともあります。

また、時間や距離の感覚は、国や人によっても異なります。「しばらく」「少し」「すぐ」などのあいまいな表現は避け、具体的な数字で伝えるようにするとよいでしょう。

相手の日本語レベルに合わせて、ゆっくりとわかりやすく、明確な日本語を使うように心がけてください。

◆ 図や文字などを示し、視覚でも表現する

言葉だけで説明を受けても、理解できないことがあります。簡単な文字や図を書きながら、イメージがしやすくなるような説明の仕方を心がけましょう。理解を深めてもらうために、できれば日本語だけでなく、母語に翻訳された文書も用意するとよいでしょう。

通訳を利用するときに気を付けること

◆ 通訳を利用すると面接の時間が通常の倍以上かかる

通訳を利用すると、利用しないときの倍以上の面接時間が必要です。しかし、面接時間が長いと相談者に精神的な負担がかかりますし、通訳者も集中力が落ち、誤訳につながることもあります。休憩時間を入れるなど、面接時間はバランスを考えながら設定してください。

◆ 通訳者と事前に打ち合わせする

相談者とよい関係を築くには、通訳者とも信頼関係があることが大切です。通訳も万能ではありません。有能な通訳者でも用語の予習は必要ですし、家族背景などを知らないと通訳する際に困ってしまいます。中には相談員が話した内容に付け加えて、通訳者自身の意見も一緒に伝えてしまう人もいます。

通訳者の意見を加えないようにする、相談者が理解していない様子であったら知らせてもらうようにする、相談者との信頼関係を築くために共感の言葉（「つらかったんですね」「不安だったんですね」など）も訳してもらうなど、通訳者の役割を事前に相談員側が決めておきましょう。そして、役割とともに相談状況、知っておいて欲しい制度・サービスなどを通訳者と事前に打ち合わせをするとい良いでしょう。

◆ 通訳のしやすさを考える

制度が日本独自のものであるが故に、適切な語彙がない場合もあります。通訳しやすい言葉を選びながら話しましょう。通訳に困った場合、通訳者から相談員に知らせてもらい、話のニュアンスが変わらないように心がけてください。

また、一度にたくさんの情報を話すと、正確に通訳しにくくなってしまいます。こまめに話を区切って通訳してもらうようにしましょう。その他、困っている状況をとめどなく話す相談者もいて、面接内容にまとまりがなくなってしまうことがあります。状況を見ながら区切って通訳してもらうことを心がけてください。

◆ 家族や知人などによる通訳への配慮

通訳を親族や知人などの身近な人にしてもらう場合もありますが、誤訳や独自の解釈もあり、相談者本人や相談員が考えていることがそのまま伝えられているとは限りません。言葉ができる人が通訳の役割を担えるとは限らないからです。また、子どもが通訳をすることもあります。子どもへの精神的な負担があるので、できる限り避けるのが望ましいです。困ったときは、訓練を受けている通訳者を紹介する団体を活用してください。

◆ 通訳者ではなく相談者を見る

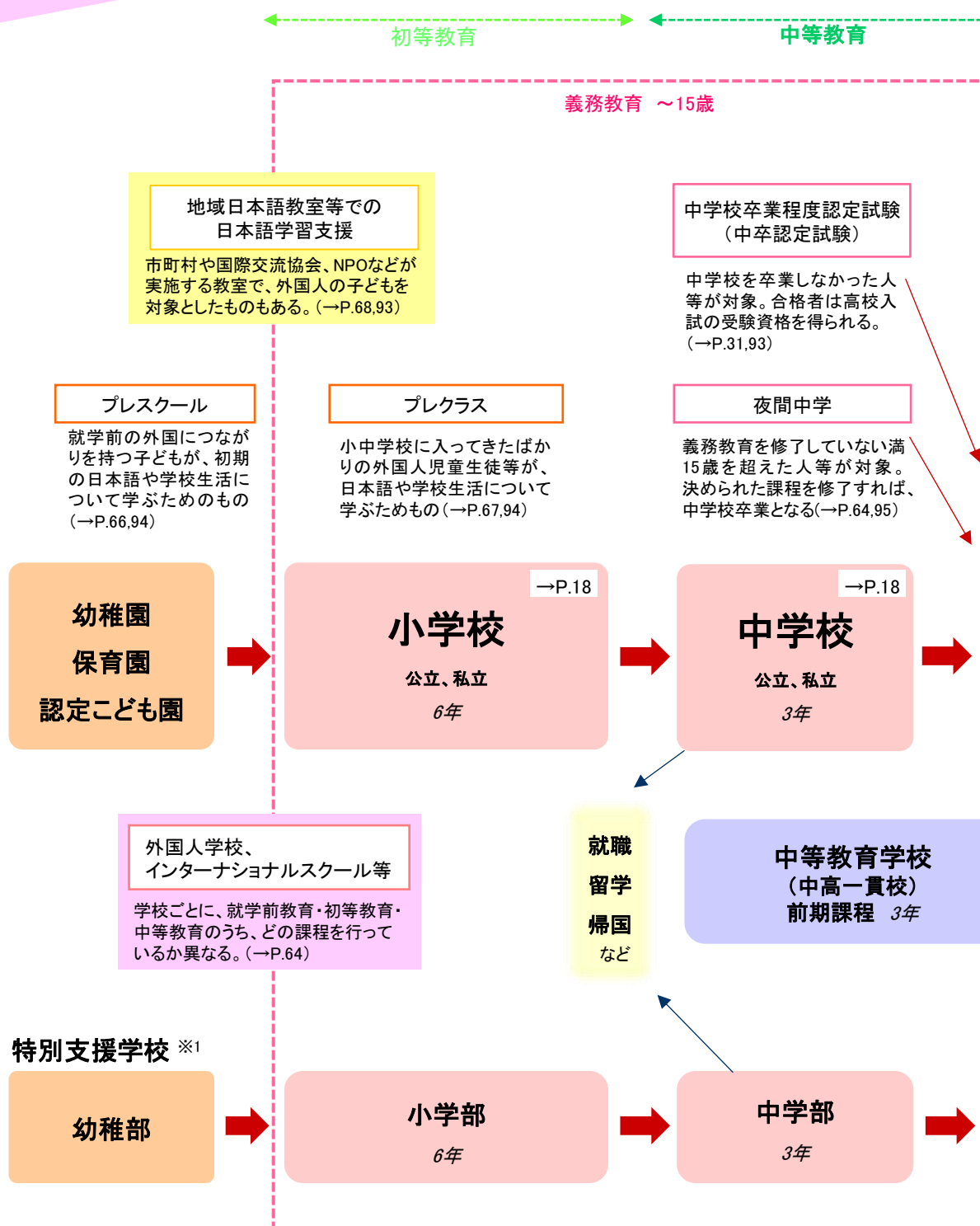
どうしても話している人（通訳者）に目を向けてしまいがちですが、あくまでも、通訳は言語的なサポートの役割です。相談者本人の表情や態度に目を向けてください。



第2章

学校・教育に関する制度

日本の学校について



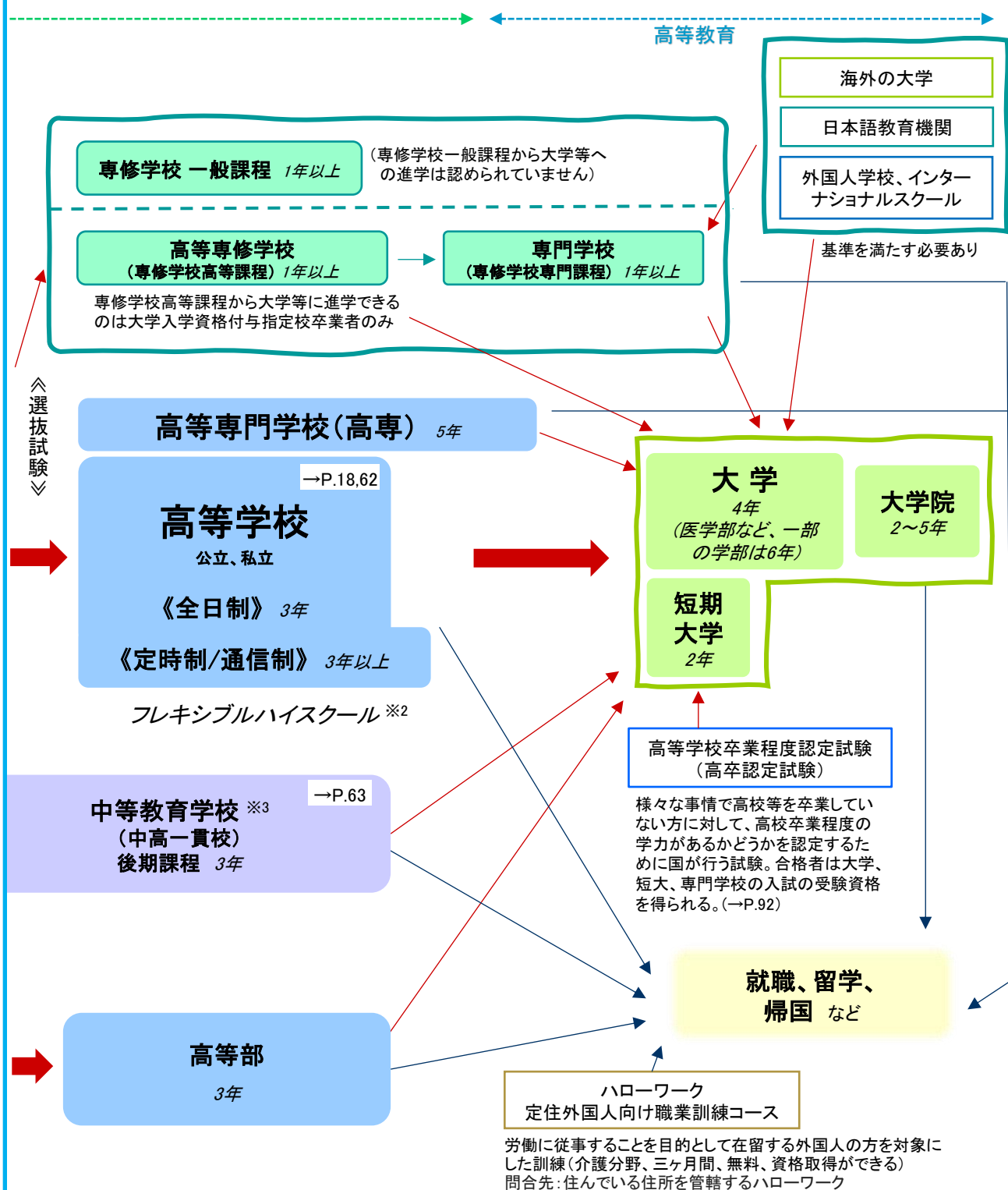
※1 特別支援学校

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

【対象障害種】視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)

【相談先】住んでいる市町村、または愛知県総合教育センター

特別支援教育相談研究室 電話0561-38-9517 月曜日～金曜日 9:00～17:00



学校の種類による違い

◆ 小中学校

入学	費用	その他
公立	・授業料: 無料 ・教科書: 無償で支給される ・教材費など負担あり	・授業は日本語で行われ、日本語力の低い子どもは別途、プレクラス(初期指導教室)などで日本語習得が必要 ・中学校を卒業すれば、高校への入試受験資格が得られる ・市町村により受入体制や方針が異なる
私立	・授業料: 50万円前後 ・教材費や入学金など負担あり	・授業は日本語で行われる ・外国人児童生徒の受入については、学校ごとに判断される ・中学校を卒業すれば、高校への入試受験資格が得られる
外国人学校／ インターナショナルスクール	・授業料: ブラジル人学校 …40万円程度/年 インターナショナルスクール …～280万円前後/年 (学校により幅がある) ・教科書: 自己負担 ・その他の教材費や入学金など負担あり	<u>外国人学校</u> ・授業は母国語で行われるため、日本語力の低い子どもでも入学できる ・母国のカリキュラムによる教育を行うため、帰国した際、現地の小中学校への転入や高校進学が比較的容易 <u>インターナショナルスクール</u> ・授業は主に英語で行われるため、日本語力の低い子どもでも、ある程度の英語力があれば入学できる ・国際バカロレア資格を取得できる学校もある <u>共通</u> ・学校数はあまり多くなく、遠方から通う場合は難しい。親が送迎する必要がある学校もある ・愛知県の公立高校への進学を希望する場合は、中学校卒業程度認定試験に合格し、受験資格を取得するか、夜間中学を卒業する必要がある(受験資格を認めている自治体もある)

◆ 高校

入学	費用	その他
公立	・授業料: 約12万円/年 ※就学支援金制度対象 ・教科書: 自己負担、定時制・通信制では条件付きで無償支給 ・その他教材費や入学金など負担あり	・入試および授業は日本語で行われる ・一部の全日制高校では外国人生徒を対象とした特別入学枠がある(→P.25, 26, 62) ・定時制高校の入試では、ルビ付きで学力検査を受けられるなど、外国人生徒のための入試特別措置がある(→P.25, 26) ・中高一貫校もある
私立	・授業料: 40万円前後/年 ※就学支援金制度等対象 ・教科書: 自己負担 ・その他の教材費や入学金など負担あり	・授業は日本語で行われる ・外国人生徒の受入については、学校ごとに判断される ・中高一貫校もある
外国人学校／ インターナショナルスクール	・授業料: ブラジル人学校 …50万円程度/年 インターナショナルスクール …200万～300万円前後/年 ・教科書: 自己負担 ・その他の教材費や入学金など負担あり ・一部の学校は、※就学支援金制度の対象	<u>外国人学校</u> ・授業は母国語で行われるため、日本語力の低い子どもでも入学できる ・母国のカリキュラムによる教育を行うため、帰国した際、現地の高校への転入や大学進学が比較的容易 <u>インターナショナルスクール</u> ・授業は主に英語で行われるため、日本語力の低い子どもでも、ある程度の英語力があれば入学できる ・国際バカロレア資格を取得できる学校もある <u>共通</u> ・学校数はあまり多くない

※高等学校等就学支援金(→P.40):

全世帯のうち約8割が対象となる制度で、受給資格に該当すると、公立高校では授業料が無償になります。私立では一部負担が生じます。(詳しくは、愛知県教育委員会事務局財務施設課、各私立学校へお問い合わせください。)

就学支援金の利用のためには、申請が必要です。

◆ 大学等

入学	費用	その他
国公立大学	・初年度授業料等:約54～64万円/年 ・入学金:約28～39万円 ・教科書、その他教材費は自己負担	・正規課程の修業年限は通常4年だが、医学・歯学など6年のものもある ・学位取得を目的としない短期留学制度あり ・書類審査、個別学力検査、面接、日本留学試験*、日本語能力試験、大学入学共通テストなど、複数組み合わせで試験を行う ・外国人(留学生)向けの特別な入試を行っているところが多い ・国立大学法人に関しては、外国人留学生の受け入れのための環境の整備その他の事情を考慮して特に必要があると認める場合は、外国人留学生の授業料等を自由に設定できる
私立大学	・初年度授業料等:約112万円/年(学部により異なる) ・入学金:約24万円(学部により異なる) ・教科書、その他教材費は自己負担	
短期大学	・初年度授業料等:(公立)約38万円/年、(私立)約73万円/年(学部により異なる) ・入学金:(公立)23万円、(私立)約24万円 ・教科書、その他教材費は自己負担	・修業年限は通常2年(医療技術・看護等は3年) ・書類審査、個別学力検査、面接、日本留学試験*、日本語能力試験、大学入学共通テストなど、複数組み合わせで試験を行う ・外国人(留学生)向けの特別な入試を行っているところが多い
高等専門学校	・初年度授業料等:約25万円/年 ・入学金:約8.4万円(私立高専の授業料・入学金は学校により異なる) ・教科書、その他教材費は自己負担	・中学校卒業後、5年間(商船は5年6か月)教育を行う学校 ・修了すると準学士の称号が得られる ・国立高専では、全国の高専の共同選抜試験で入試を実施している。
専門学校	・初年度授業料等:約50～150万円/年 ・入学金:約20万円 ・教科書、その他教材費は自己負担	・職業や実生活に必要な知識・技術・技能の習得などを目的とした教育機関 ・日本語能力試験(→P.94)N1またはN2レベルなど、日本語力についての要件を満たしている必要がある ・修業年限は、1～4年(専門士は2年以上、高度専門士は4年以上、かつ別途要件あり)
日本語教育機関	・初年度授業料等(入学金含む):平均40～100万円/年 ・教科書、その他教材費は自己負担	・設置者や目的、入学資格等により、以下の3種類がある。 ①日本語学校 ②私立大学・短大留学生別科 ③大学院・大学(学部)・短大の日本語関連学科 ・1～2年間で、集中的に日本語を学ぶ ・選考は面談、書類審査等で行われる

* 日本留学試験(EJU): 日本留学試験とは、留学したい人のための日本語力と基礎学力(理科・総合科目・数学)を測る試験で、日本の大学(学部)等への入学選考試験として930以上の大学等に利用されています(2024(令和6)年12月現在)。受験するために、日本に行く必要はなく、海外13の国・地域の17都市で受けられます。

【日本の高校を卒業していない人が日本の大学に入学するための主な基本要件】

以下のいずれかの基本要件を満たしている必要があります。

- ① 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- ② 外国において、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格し、18歳以上の者
- ③ 日本において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者
- ④ 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA、国際Aレベル、欧州バカロレア資格を保有する者
- ⑤ 国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI、NEASC、Cognia、COBIS)の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者
- ⑥ 高等学校卒業程度認定試験に合格した者(18歳に達していないときは、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる。)
- ⑦ 大学において個別の入学資格審査により認めた18歳以上の者
- ⑧ 文部大臣が指定したウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、スーダン、ベラルーシ、ペルー、ミャンマー、またはロシアの課程を修了した者

※ ①～③について、12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了する必要があります。

最新の情報については、文部科学省ホームページで御確認ください。

「大学入学資格について」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm

外国人の子どもが公立小中学校へ入学・編入学する時の手続き

ここでは、外国人児童生徒が日本の公立の学校へ入学・編入学する際の手続きについて紹介します。個別によく聞き取りをして、情報収集するなど、適切な対応を心がけてください。

日本の公立小中学校に入るとき

日本に住む外国人の子どもは、就学年齢※になると、次のいずれかを選択して入学することとなります。

- 日本のカリキュラムに基づいた居住地の公立小中学校
- 母国のカリキュラムに基づいた外国人学校、インターナショナルスクール

<日本の学校と外国の学校の違い>

制度的な違い

- ・ 義務教育の開始年齢と期間
- ・ 教育課程
- ・ 学校年度
- ・ 受験制度(高校進学に受験が不要な国がある 等)
- ・ 教育に係る費用負担(公立は給食費が無料 等)

文化的な違い

- ・ 宗教(男女が共に学ぶことが認められていない文化圏がある 等)
- ・ 登下校の方法(スクールバスや親の送迎が一般的 等)

日本の学校では、子どもは年齢により学年が決まります。外国人学校や外国の学校から編入学する時には、学校の学年と一致しないことがあるので、外国人の子どもや親にしっかり理解してもらう必要があります。また、様々な理由から義務教育課程を修了していない場合、市町村教育委員会の判断により公立中学校での受け入れが可能な場合があります。(→P.37「3(3) 受入れ学年の決定等」)

※就学年齢:満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初め。

～参考～

<国内転学の手続きについて>

手続きや必要書類は基本的には日本人と同じです。日本の市町村教育委員会や学校は、他の市町村教育委員会と連携して転学の手続きを行います。転学する場合は、保護者は必ず事前に学校または市町村教育委員会に、以下の内容を伝えてください。

- ・引っ越しをする予定であること
- ・転出先の住所
- ・現在の学校での最終登校日

保護者からの申し出を受けると、現在の学校では、「在学証明書、教科書給付証明書、転校届」を発行します。それらの書類を転学先の市町村教育委員会や学校に提出します。また、現在の学校の最終登校日までには必ず集金等の支払いを済ませます。

日本の公立小中学校では教科書は無償配布されますが、同一教科書が同年度内に2度配布されることはありません。新しい学校へ現在の学校で使っている教科書を持参し、捨ててはいけません。

<母国へ帰国する場合>

保護者は事前に学校または市町村教育委員会に相談し、帰国後に現地の学校に入学や編入学するための書類(在学証明書・卒業証明書・教育課程証明書・成績証明書など)を用意してもらう必要があります。母国語への翻訳や、外務省および総領事館等での認証も必要で、作成に時間がかかることから、時間に余裕をもって相談をすることが重要です。

外国の学校から日本の公立小中学校へ入学・編入学する際の手続き

ここでは、外国人の子どもを日本の公立の小中学校へ入学・編入学させるときに、保護者が行わなければならないことを紹介します。

なお、以下は一般的な例で、ケースにより必要書類や手続きが異なる場合がありますので、その都度、役所や学校に確認が必要です。

1 役所で手続きをする

保護者は、初めに市区町村の住民登録担当窓口で、転入届を出す。



市町村の教育委員会で、子どもを日本の学校へ入学・編入学させたいという意思を伝える。



教育委員会から「就学通知書」、「転入学通知書」などの書類を受け取る。



指定された学校の名前や場所を確認する。

※既に住民票に登録があり、次の年に小学校へ入学する年齢の子どもの場合は、通常、日本人と同様、保護者あてに「就学案内」が届く(届かない場合は教育委員会に問い合わせる必要がある。。「就学案内」を受け取ったら、その案内に従って就学時健康診断を受ける。

2 学校で手続きをする

保護者は、子どもと一緒に指定された学校へ行き、入学・編入学のための手続きをするとともに、学校と今後の学校生活などについて話し合う。(→P.29)

<学校での手続きに必要な書類>

- ・市区町村役場でもらった「就学通知書」等の書類
- ・母国の学校関係の書類があれば提出(在籍証明書や成績証明書など)
- ・母国の予防接種証明があれば提出



外国人の子どもが公立高校へ入学・編入学する時の手続き

日本の高校へ入学するためには、15歳以上かつ、下記の「高校の入学資格」のいずれかに該当するものとなります。

<高校の入学資格>

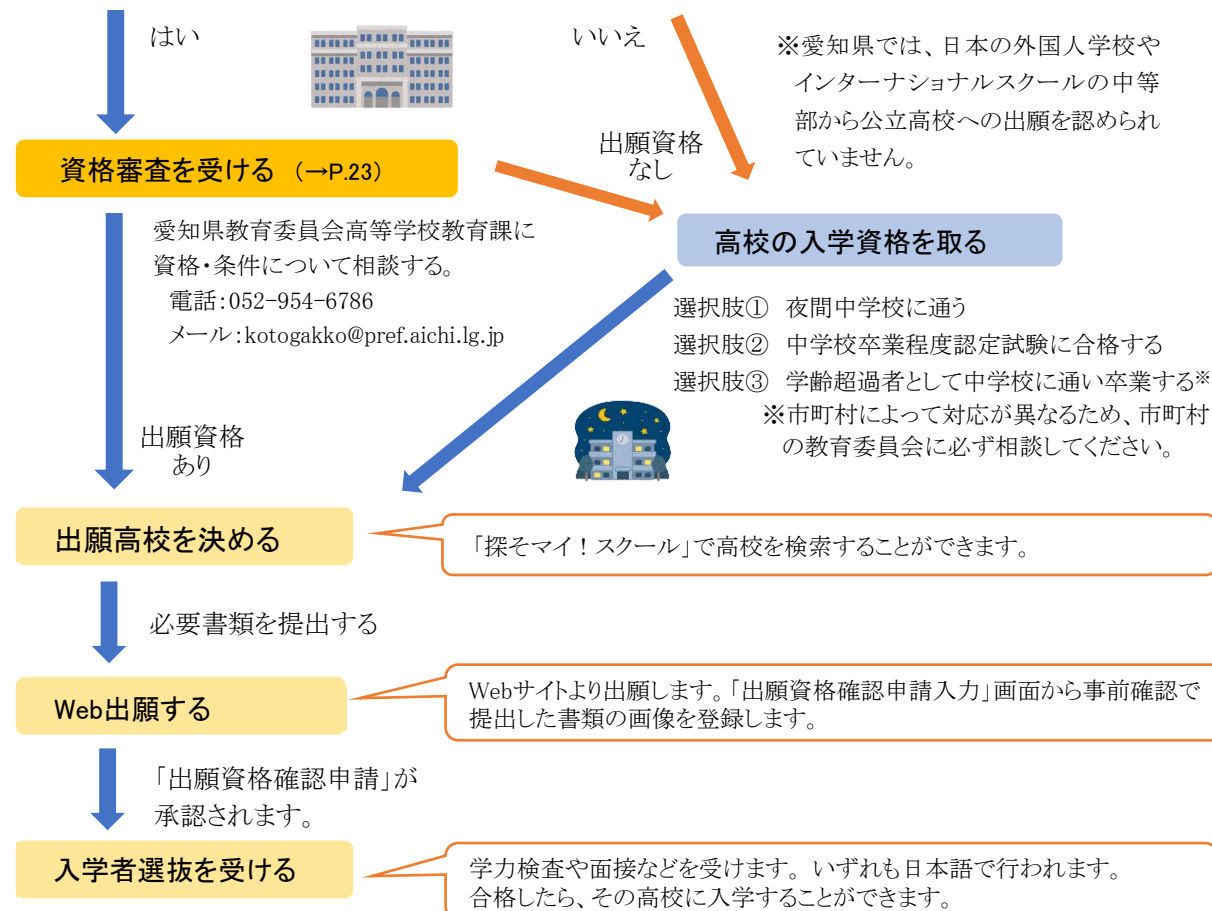
1. 中学校、特別支援学校の中学部等を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者(学校教育法第57条)
2. 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者(学校教育法施行規則第95条第1項)
3. 在外教育施設(中学校と同等であると指定された課程)を修了した者(学校教育法施行規則第95条第2項)
4. 文部科学大臣の指定した者(学校教育法施行規則第95条第3項)
5. 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者(学校教育法施行規則第95条第4項)
6. その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者(学校教育法施行規則第95条第5項)

次に、外国の学校から日本の公立の高校への入学・編入学の手続きについて説明します。

外国の学校から日本の公立高校へ入学（愛知県の場合）

※ 愛知県の県立高校の例を紹介しています。他の都道府県の場合は、各教育委員会へお問合せください。

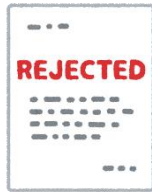
外国で9年の教育課程を修了(見込み)



資格審査を受ける手順（高校を受験することができる）

事前に審査を受ける場合（おすすめ）

審査にかかる日数、入試の日程等を考慮して、早めに書類の審査を受けておくとう安心です。



1 愛知県教育委員会高等学校教育課に高校入学希望の旨を伝え相談

- ・ 電話：052-954-6786
- ・ メール：kotogakko@pref.aichi.lg.jp

2 審査に必要な書類※をメールまたは高等学校教育課に持参

- ・ 9年の課程を修了または修了見込みであることがわかる書類
- ・ 最終学校の成績証明書

3 愛知県教育委員会が出願資格を確認

- ・ Web出願時に事前確認で提出した書類の画像データを登録

Web出願で審査を受ける場合

1 Web出願システムで新規ユーザー登録

2 審査に必要な書類※の画像データを登録

- ・ 9年の課程を修了または修了見込みであることがわかる書類
- ・ 最終学校の成績証明書

3 愛知県教育委員会が出願資格を確認

4 出願資格の確認結果をメールで受信



※ 審査に必要な書類

- ・ 年齢・国籍がわかる書類（在留カード、パスポート、住民票など）
- ・ 9年の課程を修了している（または修了見込みである）ことを証明する書類（「成績証明書」、「卒業証明書」など）

海外の学校から書類を取り寄せる場合には、予想以上に時間がかかることが多いので、早めに準備をすることが大切です。なお、外国語の書類は、可能な限り公的な機関による日本語の翻訳文を作成してください。



外国の学校から日本の公立高校へ編入学する際の手続き(愛知県の場合)

※ 愛知県の県立高校の例を紹介しています。他の都道府県の場合は、各教育委員会へお問合せください。

1 出願資格を確認

愛知県教育委員会高等学校教育課に資格・条件について相談する。

電話: 052-954-6787

メール: kotogakko@pref.aichi.lg.jp



<出願資格>

1. 相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者。
2. 日本の中学校を卒業しているか、又は外国における正規の教育機関の9年目以上の課程を修了していること。
3. 原則として、継続して1年以上海外に在住していたこと。
4. 3の在学期間中、外国における正規の教育機関で学んでいたこと。
5. 来日後1年以内であること。
6. 保護者もしくは保護者に代わる身元引受人とともに愛知県内に在住していること。

<編入学を認める時期>

各学年において、4月1日から翌年1月8日までの期間です。

<編入学考査>

出願する学校で随時実施します。

<出願に要する書類等>

1. 継続して1年以上海外に在住していたことを証明する書類(適宜の書式。保護者の所属長等の証明書又はこれに代わるもので、在学期間を示したもの等。)
2. 海外の学校が発行する成績・単位修得証明書又はそれに準じるもの
3. 本人および保護者が海外に在住したまま出願する場合は、帰国に関する申立書
4. 本人のみ帰国する場合は、保護者に代わる者の身元引受承諾書
5. 高等学校教育課が発行する編入学出願届受理証明書
6. 編入学願

※ 海外の学校から書類を取り寄せる場合には、予想以上に時間がかかることが多いので、早めに準備をすることが大切です。

2 志望校を決める

日本語の学習状況と学力を勘案し、志望校を決める。

志望校に直接相談し、編入学考査の日程等を決める。

3 愛知県教育委員会高等学校教育課で手続きをする

<出願に要する書類等>の1～4を愛知県教育委員会高等学校教育課に提出し、「編入学出願届受理証明書」を受け取る。

4 出願する

<出願に要する書類等>の1～5と愛知県収入証紙、編入学願(様式は出願する学校から受け取る)を志望する学校に提出し、出願する。

5 編入学考査を受検する

編入学考査の科目:各学校が定める。

編入学考査は1度につき1校のみ受検できる。(複数の学校に同時に出願することはできない。)不合格の場合、別の学校に出願することができる。

<参考> 愛知県の公立高校の入学選抜について

ここでは、愛知県の公立高校の令和7年度入学者の選抜の概要を掲載しています。
最新の情報は愛知県教育委員会高等学校教育課のホームページを確認してください。

<愛知県の公立高校の出願方法>

令和6年度よりすべての選抜でWeb出願で対応しています。出願方法は、愛知県教育委員会高等学校教育課のホームページで確認してください。

<愛知県の公立高校入試一覧> (令和7年度入学者の選抜)

			入学者選抜方法	出願期限	面接・入学検査・学力検査 日程		合格 発表
全日制	推薦選抜		・学校長の推薦 ・調査書 ・面接（必須） ・特別検査	1/27-2/3	面接 2/6	特別検査 2/6-2/7	2/10
	特色選抜		・面接（必須） ・作文 ・基礎学力検査 ・プレゼンテーション ・特別検査（実技試験）	1/27-2/3	入学検査・面接 2/6-2/7		2/10
	一般選抜	Aグループ	・調査書 ・学力検査 （国語、社会、数学、理科、英語） ・面接 ・特別検査（デザイン科など）		2/7-2/17	学力検査 2/26	
		Bグループ		面接 2/28			
	外国人生徒等※ ¹ （→P.62）		→P.26 ※ ³	1/27-2/3	学力検査・面接 2/6		2/10
	海外帰国生徒※ ² （→P.62）	Aグループ		2/7-2/17	学力検査2/26	面接 2/27	3/11
Bグループ		面接 2/28					
定時制	－ （→P.63）		・調査書 ・作文 ・面接 ・学校により基礎学力検査 （国語、数学、英語）	1/30-2/6	入学検査・面接 2/13		2/18
通信制	前期 （→P.63）		・調査書 ・学力検査は行わない	1/14-1/21	作文・面接またはうちいずれか 1/26		1/29
	後期 （→P.63）		・学校により作文、面接	3/12-3/19	作文・面接またはうちいずれか 3/24		3/25
	フレキシブル ハイスクール （→P.62）		・作文 ・面接 ・基礎学力検査	1/30-2/6	作文・面接、基礎学力検査のうち いずれか1つか2つまたは全 て 2/13		2/18
		高校が決める					

※1 外国人＝外国人生徒等にかかる入学選抜

※2 海外＝海外帰国生徒にかかる入学選抜

※3 外国の学校出身者は、最終学校の成績証明書またはこれに代わるものが、調査書の代わりとなります。

なお、外国人学校などからの入学や、不就学(→P.94)の子どもの場合は、中学校卒業程度認定試験(→P.16,31,93)に合格した上で、文部科学省から認定証明書および調査書の交付を受け、それを提出する必要があります。

外国人生徒等にかかる特別選抜や海外からの帰国生徒、外国人生徒に対する配慮があるものについては、以下のものがあります。

◇ 特別選抜

○ 外国人生徒等にかかる入学者選抜(外国人生徒等選抜)(→P.62,91)

次のいずれにも該当する生徒が対象となります。

- ① 外国籍を有する者または保護者が外国籍を有する者など特別な事情があると認められる者
- ② 小学校第4学年以上の学年に編入学した者、もしくは第3学年以下の学年に編入学した者で特別な事情があると認められる者、または入国後の在日期间が6年以内の者

学力検査は、国語、数学および外国語(英語)の基礎的な内容で、問題の漢字にはルビが付きます。個人面接も行います。

令和7年度の実施校は、愛知県立名古屋南高校(普通科)をはじめ12校です(→P.62)。

この選抜で不合格となった場合は、一般選抜の対象となり、外国人生徒等選抜の学力検査とは別に、学力検査(5教科)を受けることとなります。

○ 海外帰国生徒にかかる入学者選抜(海外帰国生徒選抜)

原則として、継続して2年以上海外に保護者とともに在住していた者で、帰国後2年未満であることなどの要件を満たした者が対象です。調査書等の提出書類の内容と、学力検査(5教科)のうち国語、数学および外国語(英語)の成績、並びに面接等の結果を資料として、合否が判定されます。

この選抜で不合格となった場合は、一般選抜の対象となるため、志願先高校・学科を第1志望として一般選抜にも出願し、学力検査(5教科)を受ける必要があります。

令和7年度の実施校は、愛知県立昭和高校(普通科)をはじめ9校です(→P.62)。

◇ 配慮

○ 外国人生徒等にかかる受検上の配慮(定時制課程)

小学校の第4学年以上の学年に編入学した者もしくは第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者または入国後の在日期间が6年以内の者が、基礎学力検査を行う定時制を受検するときに、基礎学力検査問題の漢字にひらがなでルビを振るほか、面接を個人面接にする配慮があります。中学校または高等学校教育課で確認が必要です。

<愛知県の公立高校の入学に関する資料>

愛知県教育委員会高等学校教育課のホームページ

- 「愛知県公立高等学校をめざす皆さんへ」(令和6年版リーフレット)

ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、フィリピン語/タガログ語

- 「保護者に負担をかけずに高校進学をめざすあなたを応援します」

ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、フィリピン語/タガログ語

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html>

- 過去の入試問題

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html>

県民相談・情報センター情報コーナー(愛知県自治センター2階)でも閲覧可能

第3章

相談対応で知っておきたいポイント

公立小学校への編入学

外国で暮らしていた子どもを呼び寄せた親からの相談です。学校へ通わせるのにどうしたらよいのかわかりません。



生まれてからずっと外国で暮らしていた子どもを、3月に日本へ呼び寄せました。4月から、地元の公立学校へ通わせたいのですが、どうしたらよいですか。今は11歳で、本国では5年生でした。日本では何年生になるのでしょうか。私自身も外国の学校に通っていたので、日本の学校のことがわからず不安です。

Point



- 原則として、日本では子どもの年齢相当の学年に入る(特例として下の学年に編入する場合もある)こととなります。そのため、子どもの生年月日を聞き取ることが必須になります。公立小中学校は市町村教育委員会で手続きをすることになります。
- 学校では、様々なこと(→P.29例)を確認されますので、答えられるよう準備しておくスムーズです。
- 母国と日本の学校年度が始まる月、学年が一致しないなど、学校制度に様々な違いがあります。母国での学校の状況などを聞きながら、日本の学校制度を説明すると理解が進みやすいです。
- 学校では制度の違いや言語面で配慮した説明をしてもらうようにしましょう。また、一度にたくさんの情報を伝えられると混乱してしまうので、優先順位をつけて進めてもらうとよいでしょう。

編入学の手続き

原則として、日本では子どもの年齢に応じて、小学校や中学校の相当学年に入学・編入学することとなっています。特例として下の学年に編入する場合があります(→P.37「3(3)受入れ学年の決定等」)。

保護者には、日本の教育制度の概要と、公立の学校へ入学・編入学するための手続きの流れ(→P.21)を説明した上で、居住地の市区町村(教育委員会)に問い合わせるように伝えます。その後、学校で手続きをします。手続きの際には、母国で発行してもらった在籍証明書や成績証明書などの書類を提出します。

学校で手続きする際には、家族構成や母国での生活状況、日本語能力など、様々な事柄を確認されます(→P.29)。説明できるように準備するよう伝えましょう。また、学校生活は、母国と異なるところがたくさんあります。子どもが学校生活に早く馴染めるように、また保護者として不安なことを残さないようにしっかり学校と話し合うように伝えましょう。

○編入学の手続きの際に学校が配慮すること

日本人なら当たり前のことでも、外国人の親子にとっては日本の学校生活は初めての経験です。学校からは、学校での生活の内容やルールなど、保護者や子どもに知っておいてほしいことを丁寧に伝えましょう。学習や学校生活について、保護者や子どもの不安をできるだけ取り除くように、最初にしっかり時間をかけ、子どもと子どもを取り巻く家庭環境を理解することが円滑な学校生活に繋がります。一度に説明を受けても混乱してしまうので、大事なことから順番に何回かに分けてもよいでしょう。

愛知県教育委員会が発行している「事例集『外国にルーツをもつ児童生徒受け入れ・共生のためのはじめの一歩』」(→P.96)に、編入学時の面談の参考になるチェックリストが掲載されています。

＜学校での手続きの際に確認することなど＞（→P.21）

○ 学校から保護者に確認することの例

個人の基本情報	氏名表記(カタカナ)・呼び方、国籍・出身地域、生年月日、性別、現住所、日本語能力
家族に関すること	家族構成と同居者の氏名、連絡先・勤務先、緊急連絡先、保護者の日本語能力、通訳・翻訳文書の必要性、日本語がわかる親類の連絡先、連絡方法
健康に関すること	健康状態、予防接種歴、アレルギーの有無、留意事項
生活歴、生活環境に関すること	来日履歴、母語、家庭内の使用言語、母国の学習履歴・学力・学校生活の様子、好きな教科や得意なこと、趣味、宗教の配慮有無(食事、服装、男女の接触等)、将来の展望(日本での滞在予定年数、永住予定有無、希望進路等)

○ 学校から保護者に伝えることの例

学校の基本情報	学年・学級、担任の名前、担任以外にかかわる職員の名前、学校の電話番号、欠席・遅刻する場合の連絡方法
学習に関すること	学習教科、学習内容、必要な教材(教科書、ノート、ドリル・ワークブック)、ICT活用教材
学校生活に関すること	1日の流れ(時間割・授業時間)、必要な持ち物(文房具、体操服、上靴、給食セット、お茶を入れた水筒等。海外では使用しないものも多くあります。)、給食当番、クラブ活動、学校行事(入学・卒業式、始業・終業式、運動会、授業参観、朝礼等。行わない国もあります。)
費用に関すること	積立金、給食費、PTA会費(義務教育期間中は教材費等の費用負担のない国もあります。)
その他	学校のルール(宿題が出されたら期日までに行う等)、通学方法(集団や個人の登下校はなく、保護者が送迎したり、スクールバスを利用したりする国もあります。)、提出が必要な書類等(個票、各種問診票等)

義務教育期間と年齢、学校年度

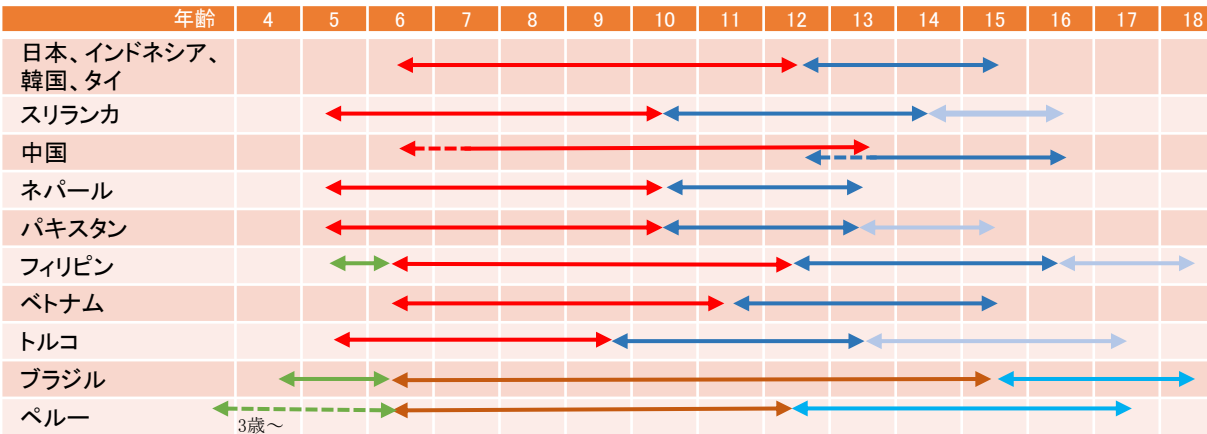
学校制度は国によって様々（→P.80～88）です。義務教育期間、就学開始の年齢、年度など、異なることも多いので、母国の学校の状況を聞き取りながら、日本の学校制度はどこが違うかを説明すると理解が進みやすいです。

例えば、義務教育期間は、日本では6歳から始まり、小学校6年間、中学校3年間の計9年間です。中国は、入学年齢が6歳からだけでなく、7歳からの地域もあります。インドネシアでは、7歳から始まります。フィリピンでは、幼稚園1年間と高校2年間も義務教育とされる1-6-4-2制です。アメリカでは州により6-3-3制、5-3-4制、6-2-4制など異なります。また、義務教育の概念が国によって異なることもあります。

学校年度は、日本は4月から始まりますが、日本以外の国では9月始まりや、2月始まりなど様々です。

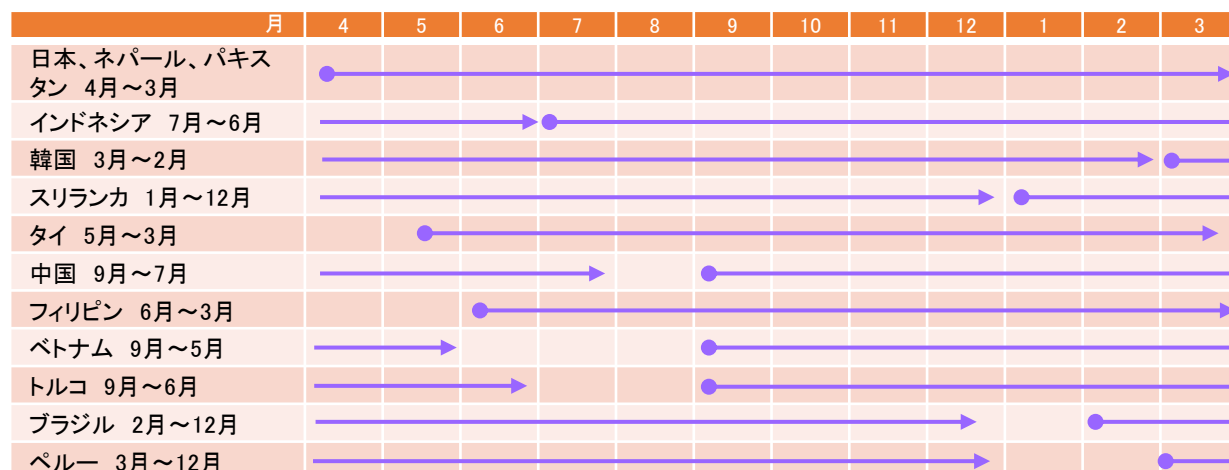
また、就学開始の年齢は、日本では4月2日生まれから翌年の4月1日生まれの子が対象ですが、学校年度と連動して各国様々です。

◇ 主な国の義務教育年齢 一般的な状況を紹介しています。地域によっては、年齢が多少前後する場合があります。



幼稚園等 小学校 中学校 高校 ※米国は、州により異なる。
基礎教育 中等教育

◇ 主な国の学校年度 一般的な状況を紹介しています。



※米国は、州により異なる。

学校と保護者のコミュニケーション

子どもが安心して学校に通えるようにするには、保護者の学校に対する理解も欠かせません。保護者は学校に行く機会があまりない分、学校は、行事、学習などの学校生活について丁寧に説明する必要があります。

保護者の日本語能力に応じて、**語学相談員**（→P.34、92）、やさしい日本語、多言語翻訳機、翻訳アプリ等を活用して、保護者と円滑なコミュニケーションが取れるよう工夫をしましょう。多言語翻訳アプリは、保護者が自分でも活用できるので、自立支援にもつながります。

- やさしい日本語（→P.14,95）
- 多言語翻訳機、翻訳アプリ（→P.102）

◇ 保護者向けの書類について

日本人の保護者向けと同じ文書では理解できない人もいます。以下の工夫をするとよいでしょう。

- ・多言語対応ができる場合、多言語翻訳をする。
- ・やさしい日本語にして、漢字にはふりがなをつける。
- ・季語などのあいさつ文を省き、要点だけを簡潔に伝える。

＜参考＞ 文部科学省の**情報検索サイト「かすたねっと」**（→P.96）では、各都道府県や市町村などが作成している多言語の教材や学校文書等を集約し、公開しています。

母国での学習の進捗状況や日本語能力による編入の特例措置

市町村や学校により、子どもの母国での学習の進捗状況や日本語能力、勉強に対する意欲などを考慮して、希望すれば該当する学年より下の学年への編入を認める場合があります。これを**下学年編入**（→P.91）と言います。通知では、一時的な下学年への入学も認め、受け入れにあたっては、1学年下とは限定されていません。

また、進級および卒業にあたり、保護者から要望がある場合には、進級や卒業を留保する取り扱いを講じることが可能とされていますが、原級の留保になることは現状、ほぼないようです。（2020（令和2）年文部科学省「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」→P.36,37）

特例措置にはメリットとデメリットがあるので、留意が必要です。メリットは、日本の学校や学習に適応しやすくなるとともに、日本語や教科の学習面で時間的猶予ができることです。

デメリットは、日本語能力が向上し、学習面で他の子どもたちに追いつき元の学年に戻りたいと思っても、飛び級の制度がなく戻れないことです。年齢が下の子どもたちの中で、身体的、精神的成長面で年齢が下の子どもたちと比較して違いを感じたり、会話の内容や興味が合わず違和感を抱く子もいます。また、スポーツが得意な子どもが試合や大会に出ようと思っても、年齢制限に引っかかり出場できないこともあります。

目先のことだけを考えず、どうしたらその子どもにとって一番良いのかを多方面から考慮することが大切です。

学齡を超過した子ども

日本の義務教育期間は、満6歳から満15歳の子どもです。15歳の学年の終わりを超えてしまうと、学齡超過者(→P.91)となり、中学校の編入学の対象ではなくなります。義務教育を修了しないまま学齡を超過した子どもについては、市町村教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齡生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立中学校での受け入れが可能とされています(2020(令和2)年文部科学省「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(→P.36,37))。なお、義務教育を修了した子どもは、再度中学校へ入学することはできません。

日本の中学校へ編入学できない場合で、高校進学を希望する際には、**夜間中学**(→P.38,64,95)に通って中学卒業資格を取得したり、**中学校卒業程度認定試験**(→P.38,93)に合格し、高校入学資格を得たりする方法があります。

○夜間中学

夜間中学とは、市町村や都道府県が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校のことをいいます。日本の義務教育年齡を超えている、中学校を卒業していない等の要件を満たしている人、さらに、不登校など様々な事情により十分に教育を受けられないまま中学校を卒業した人で学び直しを希望する人を対象としています。外国籍の人も入学が可能です。

愛知県の場合は、2025(令和7)年4月に愛知県立とよはし中学校、名古屋市立なごやか中学校が開校するのを皮切りに、2026(令和8)年4月にはとよた、こまき、いちのみや中学校が開校予定となっています(→P.64)。

○中学校卒業程度認定試験

また、中学校卒業程度認定試験は、何らかの事情で中学校を卒業していない満16歳以上の人や、満15歳に達するが年度の終わりまでに卒業できない見込みの生徒等について、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。合格者には高等学校の入学資格が与えられます。日本の国籍を有しない、満15歳以上の子どもも受験できます。

なお、日本にある外国人学校は**一条校**(→P.90)ではないことから、愛知県では外国人学校の中学校を卒業しても、公立高校への進学のための条件は満たしません。その場合、中学校卒業程度認定試験に合格するか、夜間中学に通い卒業するなどの必要がでできます。日本の高校への進学を希望する場合は、入学資格を得るために、日本の小学校や中学校へ編入したり、早めに対策を考えた方がよいでしょう。



呼び寄せられた子どもたち

外国人の家族の中には、日本で暮らしている親と離れて、母国で祖父母や親戚に育てられている子どもがいます。親が日本で就労に専念するためであったり、両親が離婚し経済的に親子で暮らすことが難しいためであったり、背景は様々です。また、親が来日する理由は母国の経済的な事情が大きいですが、子どもを国に残して来日するのには、親戚が協力しながら子育てをするという価値観があることも影響しています。

親の日本での生活が安定したり、結婚・再婚などで子どもを育てることのできる環境が整ったりして、子どもを来日させることを「呼び寄せ」と言います。親は様々な思いを抱いていると思われますが、その多くは、少しでも早く生活や学校に慣れてもらい、日本で幸せに暮らせるようになってほしいと望んでいます。

呼び寄せられた子どもたちの多くは、母国で日本語に触れたことがないまま来日し、慣れない生活や学校での勉強と並行して、急いで日本語も習得しなければならないという状況となります。また、これまで一緒に暮らしてきた祖父母や親戚、仲がいい友達などと離れ、寂しい思いをする子もいるでしょう。せっかく親と一緒に暮らすことになったのに、日本での生活に馴染めなかったり、自分の将来が不安になったりして、帰国する子どももいます。

また、中学校3年生の時期に呼び寄せられる子どももよく見受けられます。母国の学校で基礎学力が身につけていても、日本で高校進学をするために日本語を短期間で習得するのは容易ではありません。子ども本人の努力だけでなく、親や学校など周囲のバックアップが不可欠です。

来日する子どもたちが感じる戸惑いや不安をできるだけ早く解消し、安心して学校生活が送れるように、保護者だけでなく、学校や地域などが連携して子どもをサポートすることが大切です。

日本語が話せない子どもを 学校が受け入れるには

全く日本語が話せない子どもが通い始めた学校の担任の先生から
受け入れをどのようにしたらよいかの相談です。



来週から、自分が担任する小学校3年生のクラスに外国人の子どもが来ます。
その子は日本語に触れる機会が全くなかったようで、基礎的な会話すらできません。
日本語を早く習得してもらい、授業も理解できるようになってもらいたいのですが、学校と
しても初めて外国人児童を受け入れるので、どうしたらよいのか分かりません。

Point



- 受け入れるにあたり、保護者にこれまでの生活状況を確認し、学校から保護者や子どもに今後の学校生活について伝えます。最初にしっかりと話し合っておくことが大切です。
- 様々な手引き、ツールや方法を活用しながら、必要に応じて特別の教育課程を編成し、実施計画を作成することになります。
- 実際の日本語指導は、日本語指導をする教員や語学相談員、地域の日本語教室など、様々な関係者、関係機関がかかわってきます。情報共有をしながら子どもをみていくことが大切です。
- 文部科学省から様々な通知(→P.36,37)が出されています。適宜情報の確認が必要です。

入学・編入学の際に学校が確認・説明すること

まず、子どものこれまでの環境や学習履歴などを確認し、今後の学校生活等について、学校と保護者とよく話し合しましょう。外国人の親子にとっては日本の学校生活は初めての経験です。学校からは、学校での生活の内容やルールなど、保護者や子どもに知っておいてほしいことを丁寧に伝えましょう。学習や学校生活について、保護者や子どもの不安をできるだけ取り除くように、最初にしっかり時間をかけ、多角的に子どもと子どもを取り巻く家庭環境を理解することが円滑な学校生活に繋がります。(→P.28,29)

参考になる手引きを見つける

文部科学省では、公立学校や教育委員会などがそれぞれの役割を理解し、円滑な受け入れに力を注ぐことができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引」等(→P.96)を作成しています。手引では、外国人の子どもが持つ多様な背景を理解することから、日本語指導のあり方や環境整備など、外国人児童生徒を受け入れる際に必要となる情報、管理者・学級担任・日本語指導担当などの役割まで詳しく解説しています。

愛知県では、受入れ・共生について考え、支援・指導を進めていくためのヒントとなるよう、事例集「外国にルーツをもつ児童生徒 受入れ・共生のための はじめの一歩」(→P.96)を作成しています。

その他、多くの教育委員会や関係機関などでも手引書を発行しています(→P.96)。文献を参考にしたり、問い合わせたりするとよいでしょう。

日本語が全く分からない児童生徒の教育支援

日本語が全くできない子どもには、「トイレいい?」、「危ない」などの健康や安全に関することや、「読んで」、「書いて」、「ありがとう」など学校生活や社会生活において必要性の高い言葉や表現を教え、日本語を使って行動する力を身につけるようにします。愛知県教育委員会作成「生き生きと学校生活を送るために」(→P.99)の120時間プログラムを活用して、毎日継続して行くと効果的です。

初めて日本の学校に入る子どもに対して、一定期間(3か月間など)学校生活に慣れるまでの生活指導や初期の日本語指導を行う**プレクラス(初期指導教室)**(→P.16,67,94)を実施している市町村もあります。

また、学級に入ってから一部の授業を、日本語指導が必要な児童生徒を集めて別教室で行うという**取り出し授業**(→P.93)も多くの学校で行われています。取り出し授業のメリットは、児童生徒一人ひとりの日本語能力に合わせて指導できることです。取り出し授業の様子を公開している自治体もあります。また、学級での授業に日本語指導担当教員や指導員が入り込んで**入り込み指導**(→P.94)を行う方法もあります。

その他に、学校だけで抱え込まずに、**放課後学習支援**(→P.95)や**地域日本語教室**(→P.16,47,68,93)などと連携して日本語の支援をしていくのも一つの方法です。

なお、就学前の外国人につながりを持つ子どもを対象に、初期の日本語を習得しながら、日本の学校生活について学ぶ**プレスクール**(→P.66,94)を実施している市町村もあります。

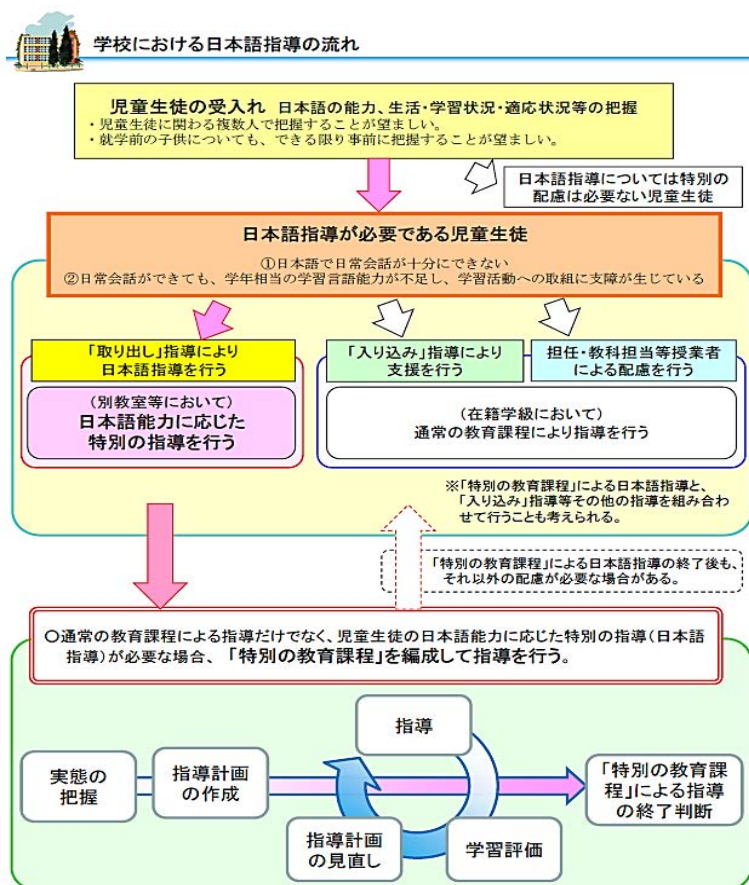
プレスクール、プレクラス実施の有無については、市町村教育委員会に問い合わせてください。

外国人児童生徒への日本語指導、教科指導を組み立てるには

文部科学省は、日本語指導が必要な児童生徒(→P.94)を対象とした**特別の教育課程**(→P.36,93)の編成・実施を行うための制度改正を実施し、平成26年4月から小・中学校(学校教育法施行規則第56条の2等)、令和5年4月から高等学校(学校教育法施行規則第86条の2等)で実施が可能となりました。

「特別の教育課程」による日本語指導は、児童生徒が学校生活を送ったり、教科等の授業を理解したりするのに必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程に加え、又はその一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行うものです。これにより、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな日本語指導を行うことができます。

また、文部科学省では、日本語指導が必要な児童生徒を対象としたカリキュラム※¹や日本語能力評価ツール※²を作成しています。



出典:文部科学省ホームページ

※¹ **学校教育におけるJSLカリキュラム**(→P.92)は、日本語指導と教科指導を統合的に捉え、学習活動に参加するための力を育成することを目的としたカリキュラムです。

小学校 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm

中学校 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm

※² **外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA**(→P.91)は、ペーパー型でなく対話型の日本語能力の評価ツールで、指導プログラムの設定の前の評価にも、指導や学習の成果を把握することもできます。これらは、広く学校現場で活用されるほか、地域日本語教室などでも参考にされています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

日本語指導をする担当教員

日本語能力が十分ではない子どもたちに対する日本語指導を充実するために、**加配教員**（→P.91）など、外国人児童生徒等指導の担当教員を配置する措置があります。担当教員は、日本語指導が必要な児童生徒に対して個別指導や集団指導を行います。

愛知県では、文部科学省の定数によらず、下記の県単独定数を採用しています。

<愛知県の配置基準(令和6年度)>

加配数(人)		1	2	3	4	5	6	7	8	
日本語指導の必要な児童生徒が学校にいる人数(人)	小学校	10～30	31～50	51～70	71～90	91～110	111～130	131～150	151～170	171人～20人ごとに1人
	中学校	10～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～	81人～10人ごとに1人

※市町村で複数校の合計が10人の場合も1人配置可能

<愛知県の配置状況(令和6年度)>

区分	小学校	中学校	市町村単位	計
担当教員数(人)	339	230	10	579

学校での多言語対応

愛知県では、公立学校教員採用試験に外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語/タガログ語）に堪能な者を対象とした選考を導入し、外国人児童生徒教育の充実を図っています。

また、愛知県内の公立小中学校には、**語学相談員**、**語学支援員**（→P.92）などと呼ばれる、子どもたちの母語を使って支援を行うスタッフが配置されている学校があります。市町村により業務の範囲は異なりますが、学習サポートや学校生活に関する相談・適応指導、保護者と学校との通訳、保護者に対する教育相談等を行っています。

例えば、愛知県教育委員会では、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語/タガログ語の語学相談員を各教育事務所等に配置し、地域の学校を巡回しながら児童生徒の支援を行っています。

その他の言語の対応については、外国人コミュニティなどへ支援を相談するのも一つの手段です。

また、県立高校、名古屋市立高校においても、**外国人生徒教育支援員**、**母語指導補助員**（→P.92）と呼ばれる学習活動や学校生活の支援を行うスタッフが配置されている学校があります。

<語学相談員などの配置状況(令和6年度)>

	ポルトガル語	スペイン語	中国語	フィリピン語/タガログ語
愛知県	4人	3人	—	4人
名古屋市	11人	—	22人	12人

※ このほか、市町村独自に配置しているところがあります。（通訳として採用されている場合もあります。）



愛知県内の様々な学校の取り組み

同じ愛知県の中でも、外国人の多い地域と少ない地域があり、外国人の多い地域には、学校の過半数が外国人児童生徒という学校もあります。地域ごとに創意工夫をこらした取組がなされています。

岩倉市	岩倉市では、すべての小中学校に日本語適応指導教室があり、センター校では日本語初期指導を行っています。日本語初期指導を終えた児童生徒は、日本語学習と基礎的教科学習を1時限内に組み合わせた「モジュール式学習」や、教科学習を通して日本語を学ぶ「日本語と教科の統合学習」など、それぞれの日本語能力に応じて進めています。市内の小中学校が強く連携して取り組んでいるため、小学校入学時や編入時から、中学校卒業とその先の進路まで、組織的で長期的なサポートをしています。
豊明市	豊明市では、委託している認定NPO法人がプレクラス・プレスクールを運営しています。オリジナル教材を使った言語学習で「話す・聞く・読む・書く」をバランスよく指導しています。 また、通級先のクラスから在籍する学校への送りに係る費用には県の補助金が活用でき、保護者の都合で通うことが難しい場合にも対応しています。
豊田市	豊田市では、日本での生活や学校生活に慣れていない編入学したばかりの児童生徒に対して、市内4つの小・中学校内に「ことばの教室」を開設し、日本語初期指導および学校生活適応指導を行っています。各小・中学校では、日本語教育適応学級担当教員や市配置の学校日本語指導員が、日本語の習得状況により、個に応じた指導や支援を行っています。 また、「豊田市外国人児童生徒等サポーターセンター」において、翻訳や通訳、教材開発や教材のデータベース化、学習相談に応じるなど、各小・中学校、児童生徒や保護者への支援の充実を図っています。
西尾市	西尾市には、大きく2つの支援体制があります。 1つめは、「日本語初期指導教室カラフル」です。来日直後等の児童生徒を対象に、学籍のある学校に定期的に通いながら、最長3か月間、学校生活に必要な基本的生活習慣の指導や日本語指導、教科学習の導入などを行っています。支援員は18名在籍しており、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、英語に対応しています。支援員は、市内各校への巡回し、カラフルに通室していない児童生徒への支援も行っています。翻訳や通訳にも対応しています。 2つめは、「多文化ルームKIBOU」です。西尾市が社会福祉法人に委託して開設しています。外国にルーツをもつ子ども(5～18歳)のうち、不就学、不就園状態である子どもに対して、就学・登校・学習支援を行っています。 また、学校教育課に常駐する「外国人児童生徒教育相談員」によるきめ細やかなサポートや、学校教育課が委嘱した大学等の研究機関と連携した指導を行っています。
知立市	知立市では、海外から編入学する子どもには、面接をとおして日本語能力の確認を行います。そこで、初期の日本語指導が必要だと判断した場合は、早期適応指導教室で初期日本語の指導をします。約12週間の早期適応教室での指導の後に在籍校に戻りますが、取り出し指導や入り込みの指導を受けながら日本語の力を養います。学校によっては、リライト教材を活用して指導したり、日本人も含め習熟度別にグループを編成して指導したりしています。 早期適応教室には、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語の通訳が常駐しており、学校と保護者の面談等があれば各学校に派遣をしています。
豊橋市	豊橋市では、日本の学校に初めて編入する児童生徒や、他市町村からの転入生で前籍校で日本語指導を受けていなかったり、指導時間数や期間が少なかったりして、日本語が初期段階の児童生徒を対象に、通級型の日本語初期支援コースを市内3校に開設しています。このコースでは、小学生が1日5時間×週4日(1日は在籍校登校)×8週間の計160時間、中学生が1日5時間×週4日(1日は在籍校登校)×10週間の計200時間の集中指導を受けることができます。 また、教育委員会内に開設されている「外国人児童生徒相談コーナー」では、就学相談や転編入手続き補助、学校や教育相談機関への通訳派遣なども行っています。

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について(通知)」 抜粋

令和元年6月28日に公布・施行された日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号。以下「法」という。)第10条に基づき、政府として、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定。以下「基本方針」という。)を策定しました。

本基本方針においては、外国人の子供の就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定することとされていることに基づき、このたび別添のとおり、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針(以下「指針」という。)を策定しました。

各地方公共団体におかれては、法第5条に基づき、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することから、指針を参酌いただき、必要な措置を講じていただくようお願いいたします。また、各都道府県及び都道府県教育委員会においては、域内の市町村及び市町村教育委員会に対して、この趣旨を徹底されるようお願いいたします。

なお、施策の実施等に当たっては、下記の点も留意いただくようお願いいたします。

記

1. (略)

2. (略)

3. 学校での受入れ後の指導に関する留意事項

外国人の子供に対しては学校において、日本語の学習を行うとともに、日本語と教科を統合した学習を行うことにより教科学習に自律的に参加できる力を養うなど、組織的・体系的な指導が必要である。このため、指導に当たっては以下の事項について留意されたい。

- ・ 外国人の子供の日本語能力等に応じ、「特別の教育課程」による日本語指導・教科指導等の指導・支援を実施すること
- ・ 学校において、「特別の教育課程」による日本語指導や在籍学級における支援等、必要な指導・支援を行うことのできる体制を構築すること
- ・ 教育委員会が独自に実施する現職教師のための研修の他、法定研修や免許状更新講習、校内研修など、各地域において、外国人児童生徒等の教育に関する知識を学ぶ場が設けられること
- ・ 小・中・高等学校等が連携し、外国人の子供のための「個別の指導計画」を踏まえて必要な情報を整理し、情報共有を図ること。このため、「特別の教育課程」による日本語指導・教科指導等の内容や指導上の配慮事項等について、指導要録に記載すること

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」 抜粋

令和2年7月1日 文部科学省

1. 趣旨

我が国における外国人の子供の受入れ体制の整備及び就学後の教育の充実については、国際人権規約及び児童の権利に関する条約を踏まえ、各地方公共団体において取組が進められてきたところ。

しかし、平成30年12月に出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)が改正され、今後、更なる在留外国人の増加が予想される。また、令和元年度に文部科学省が実施した「外国人の子供の就学状況等調査」により約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が明らかとなったところである。

こうした状況に対しては、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人の子供に対する就学機会の提供を全国的に推進することが必要である。

ついては、日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)により策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項について、以下において示す。

2. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

略

(2) 就学案内等の徹底

外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、教育委員会においては、市町村又は都道府県の広報誌やホームページ等の利用、就学ガイダンスの開催等により、就学援助制度を含め、外国人の子供の就学についての広報・説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内する必要がある。また、就学の案内を徹底するために、以下の取組が求められる。

- ・ 外国人の保護者に対して、住民基本台帳等の情報に基づいて、公立の義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を送付すること
- ・ 就学案内や就学に関する情報提供等を行うに当たっては、域内に居住する外国人が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること

- ・就学案内に対して回答が得られない外国人の子供については、個別に保護者に連絡を取って就学を勧めること
- ・首長部局(福祉部局、保健部局等)と連携し、乳幼児健診や予防接種の受診等、様々な機会を捉えて、外国人の保護者に対する情報提供を実施すること
- ・学齢期に近い外国人幼児のためのプレスクールや来日直後の外国人の子供を対象とした初期集中指導・支援を実施するなど、円滑な就学に向けた取組を進めること
- ・義務教育諸学校への円滑な就学に資することに鑑み、外国人幼児の幼稚園・認定こども園等への就園機会を確保するための取組(園児募集や必要な手続等の情報について多言語化を行うなど)を進めること

(3) 出入国記録の確認 略

3. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

外国人の子供についても、市町村教育委員会においては、学校教育法施行令の規定に基づく就学校の指定及び変更に準じた取扱いを行うこと。特に、外国人の子供の居住地等の通学区域内における義務教育諸学校で、十分な受入れ体制が整備されておらず、他に受入れ体制が整備されている義務教育諸学校がある場合には、就学校の変更に関する制度と必要な手続きについて説明し、保護者の申し立てがあれば、地域の実情に応じて就学校の変更を認めるなど、柔軟な対応を行うこと。

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

障害のある外国人の子供の就学先の決定に当たっては、市町村教育委員会において、日本国籍を有する子供と同様に、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)及び「教育支援資料」(平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)を参考とし、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること。その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

なお、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適当であること。

(3) 受入れ学年の決定等

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の不足や、日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により、相当学年への就学に必要な基礎条件を著しく欠くなど、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと思われる場合には、学校において以下のような取扱いを講じることが可能であること。

なお、以下の取扱いに当たっては、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

- ・一時的又は正式に、外国人の子供の日本語能力・学習状況等に応じた下学年への入学を認めること
- ・外国において我が国よりも義務教育期間が短いために9年間の義務教育を修了していない場合は、学齢期であれば、本人の希望に応じて年齢相当の学年への編入学を認めること
- ・進級及び卒業に当たり、保護者から補充指導や進級、卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとること

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

外国人学校を退学するなどにより学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者が希望すれば、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるように措置すること。この際、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等において受け入れるなどし、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努めること。さらに、本人の日本語学校等への在籍期間や本人、保護者の希望を踏まえ、望ましい時期に学校に入学させるなど、適切に対応すること。

(5) 学齢を経過した外国人への配慮

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、市町村教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受入れが可能であること。

また、夜間中学を設置している自治体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内すること。

(6) 高等学校等への進学の実進

外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要である。このため、高等学校等への進学を促進する観点から、教育委員会において以下の取組が求められる。

- ・中学校等において、在籍する外国人の子供やその保護者に対し、早い時期から進路ガイダンスや進路相談等の取組を実施すること
- ・公立高等学校入学選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮(試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等)等の取組を推進すること

4. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進 略

母国で中学校を卒業して来日した子どもを高校に進学させたいと思っている親からの相談です。



子どもを高校に進学させたいと思っています。
子どもは母国で中学校を卒業し、来日しました。日本語はほとんどできません。子どもが入れる高校はありますか。

Point



- 高校受験する資格は、学校教育における9年の課程を修了しているかなど、要件があります（→P.22）。日本の高校の受験資格があるかどうかの確認が必要です。
- 愛知県の公立高校は、愛知県教育委員会が出願資格を確認します。私立高校は、各学校の判断となります。
- 子どもの日本語能力の確認も必要です。日本語が理解できなければ、高校入学は難しく、また入学できても進級や卒業ができない場合があります。日本語を習得することが必要です。
- 将来のことを考えると、高校卒業以上を求められる場合もあります。しかし、子どもに意思や意欲がないと、進学できても卒業まで続かないこともあります。親子でよく話し合うことが必要です。
- 日本の高校の制度や受験制度についてしっかり理解をした上で出願することが大事です。説明の際には、母国の教育制度との違いを認識しておく効果的です。

高校の出願資格の確認

日本の高校に進学するには、高校の入学資格の要件を満たしている必要があります。海外の中学校を卒業していても、成績証明書や卒業証明書などの公的な書類で9年の課程を修了したことの確認が必要です。

愛知県の公立学校については、愛知県教育委員会高等学校教育課が出願資格があるかどうかを確認します（→P.23）。本国から必要な書類の取り寄せに時間がかかったり、教育委員会での確認にも時間がかかったりすることがあるので、出願の時期より前に愛知県教育委員会による確認を済ませておくといでしょう。私立学校については、各学校で判断します。

教育制度が違うことにより、年齢や就学期間が異なり、高校進学に必要な条件を満たしていない場合は、**夜間中学**（→P.16,31,64,95）に通って中学校卒業資格を取得したり、**中学校卒業程度認定試験**（→P.16,31,93）に合格したりすることが必要です。中学校に編入学ができるかどうかは、自治体の判断になります。

また、日本の外国人学校やインターナショナルスクールの中学部を卒業した場合も、愛知県の公立高校の出願は認められていませんので、同様に夜間中学に通ったり、中学校卒業程度認定試験に合格したりすることが必要です。

子どもの日本語能力と学ぶ意欲がどの程度あるか

中学校卒業後に来日し、日本語がほとんどできない状態であると、高校受験の試験問題を読んで理解し、正しく解答すること自体が難しく、面談でも受け答えができないと、進学には困難が伴います。

また、高校に入学した後は、学習内容が中学校に比べて広範囲にわたり、専門的になるため、日本語能力が乏しいと、授業についていけなくなってしまいます。さらに、必要な単位が取れず進級できずに原級留置になったりもします。進級・卒業するには学習習慣を身につけて、主体的に学ぶ意欲を持ち続ける必要があります。意欲がなくなり退学してしまうことも少なくありません。

学習面だけでなく学校生活面でも、先生や、他の子どもたちと交友関係を築いていけるようなコミュニケーションが取れず、楽しい生活を送ることができないことが心配されます。

こうしたことを考えると、進学を1年遅らせて、日本語を学びながら受験や高校生活のための準備をする方がよい場合もあります。公立高校の進学に年齢の上限はありませんので、十分に準備してから受験するのも一つの選択肢です。地域日本語教室などでは高校受験に向けた勉強も行っているところがあります(→P.68)。

子ども自身が高校、さらには大学などに行きたいと思っているのか、将来どんな仕事につきたいと考えているかなど、子どもの気持ちを十分に聞き、意欲を引き出していくことが、有意義な学校生活を送るためには重要になります。

言葉も学校生活も母国と違う中で進学するのには、子ども自身の努力だけでなく、親や周囲のサポートが必要となります。意欲的に取り組むためにも親子が十分に話し合う機会を持つように働きかけることが大切です。

高校の制度の理解を深め、多様な進路選択があることを知る

学校の制度、教育期間、高校進学のシステムは国によって様々(→P.80～88)です。中等教育が中高一体であることによって高校進学概念がなかったり、高校が義務教育であることによって入学試験がなく希望する全ての生徒を受け入れられるようになっていたり、修了試験を受け合格すれば進学が可能となっていたりと、多様です。高校入試のない国から来日した外国人にとっては、入試は未知のものです。

○ 高校に進学するために入試がない国の例： ネパール、ペルー

まず、高校に入学するには試験を受ける必要があるということから説明が必要です。どのような高校があるのか、いつ出願校を決める必要があるのか、進学に向けてのスケジュールや仕組み(→P.24)、高校進学後の生活等を丁寧に説明することが大切です。

地域によって、外国人児童生徒と保護者のための進路説明会が開かれています。説明会に参加したり、進学に関する資料(→P.98)を読んだりして、親子ともに理解を深めてもらうことが大切です。

また、愛知県では、全日制、定時制、通信制だけでなく、多様な学習ニーズをもつ生徒が学びやすい環境づくりを図っているフレキシブルハイスクール(→P.62)、外国人生徒向けに学習面の支援の充実を図る学校など、多様な進路の選択ができるようになっています。最新情報を確認しながら高校選択をするよう伝えましょう。

○参考資料

「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」：愛知県多文化共生推進室 2012年発行
ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語(簡体中文/繁体中文)、フィリピン語/タガログ語
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/shinro-gidebook2.html>

外国人児童生徒への特別な配慮

愛知県では、一定の条件を満たした外国人の子どもは、**外国人生徒等選抜**(→P.25,91)という特別入学枠を利用して受験することができます。この制度では、国語・数学・英語の基礎的な内容で、漢字にルビの付いた問題で試験を受けることができます。令和7年度に、愛知県内でこの選抜を実施している公立高校は12校です(→P.62)。

また、高校の定時制課程の受験では、条件を満たせば漢字にルビのついた問題で基礎学力検査を受けることができるほか、面接を個人面接とする配慮があります(→P.26)。

○参考資料

愛知県教育委員会高等学校教育課

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html>

「海外現地校から愛知県公立高等学校に出願する皆さんへ」/日本語



進学のための費用援助

進学時の学費について困っている親からの相談です。



子どもを高校や大学に進学させたいと思っていますが、貯金がありません。学費の援助はありますか。

Point



- 日本で進学するにはどのような費用がどのくらいかかるのか、外国人の親はなかなかイメージできません。早い段階から説明の機会を設けて理解してもらい、資金の備えをしてもらうことが重要です。
- 就学援助や奨学金など、様々な制度を利用しようとしても申請の時期を把握していなかったために、タイミングを逃してしまうことも少なくありません。
- 一度説明しただけではなかなか理解できない人も多いので、学校では援助制度を説明する機会を可能であれば複数回行ったり、通訳をつけて説明をするなど、工夫するとよいでしょう。地域の関係機関と協力して行うのもよいでしょう。また、説明の際には母国の教育制度との違いを比較しながら行うと効果的です。

必要な経費に対する備え

中学校卒業後の進路は多様で、進路によってかかる費用も様々です。進学する時には、意外とお金がかかります。高校では、教科書や制服、体操服、部活動に入る場合はユニフォームなど揃えなくてはならないものが多くあります。大学ではさらに入学金や授業料、施設設備費などが高くなります。一人暮らしになる場合には、家賃や光熱水費等の生活費用もかかります。

外国の学校は、制服がなかったり、修学旅行や部活動などの活動がなかったり、様々です。授業料だけでなく諸経費を含めた教育費用がどのくらいかかるのかイメージできない外国人は多くいます。せっかく受験で希望の学校に合格したにもかかわらず、費用を準備できないために進学をあきらめざるを得ないケースもあります。

経済的に苦しいからという理由で中学校を卒業したらすぐに働いてもらいたいと希望する親もありますが、就職先が狭まってしまいます。子どもが希望する進路に進むことができるようにするためには、早い段階から将来のことを子どもと親と一緒に考え、日本で進学するとどのくらい経費が必要になるか(→P.18,19)を親に理解してもらい、備えておいてもらうことが重要です。

学校では、理解促進のため多言語文書を作成したり、通訳付きの説明を行ったりするとよいでしょう。

高校の資金援助

高校の修学に必要な費用の資金援助については、様々な制度があります。特に入学時は提出期限のある書類がたくさんあります。申請の時期を逃してしまうと、制度が利用できなかったり、自己負担をしないといけない期間が生じたりします。重要度や優先度を理解してもらいながら申請をしてもらうようにすることが大切です。

	内容	申請方法	返済要否
高等学校等 就学支援金	一定の収入額未満の世帯の生徒に対して支給される。国公立高校は授業料は無償となり、私立高校は所得に応じて支給額が変わる。一定の要件を満たす外国人学校も対象となる。 支給対象外の世帯であっても家計が急変した場合、対象となる場合がある。 (愛知県立高校の多言語版パンフレット→P.97)	入学時、在学する学校から案内があり、オンライン申請をする。	不要

	内容	申請方法	返済可否
高等学校等奨学給付金	低所得世帯の保護者に対して支給される。授業料以外の教育費の支援のための給付金。国公立高校、私立高校とも支給対象となる。家計急変により非課税世帯に相当すると認められる世帯(家計急変世帯)も給付金の支給対象となる。	在学する学校に必要書類を申請。	不要
高等学校等奨学金	経済的支援を必要とする世帯に対し、生徒の修学を支援するため、生徒本人に対して奨学金の貸与を行う。	在学する学校に必要書類を提出。	要 (卒業後)
入学料および授業料の減免	低所得世帯、不慮の災害等により学資の支弁が困難な人に対して、入学料および授業料の減免を行う。保護者・生徒ともに愛知県在住かつ愛知県内の私立高校等に入学する場合は入学料・授業料の補助金制度がある。	入学する学校に必要書類を提出。	—

大学・専門学校の資金援助

高校に入学する外国人の子どもたちは増加していますが、専門学校や大学への進学はまだハードルが高いようです。その理由の一つは、経済面が挙げられます。高校進学とはけた違いの金額が必要になります。

大学進学のための経済的な負担を軽減する方法として、進学した学生が対象として受けられる奨学金があります。一つの選択肢として知っておいてもらいたいでしょう。大学、自治体、民間団体等、様々なところを実施しています。奨学金の種類は、返還の必要のある貸与型、返還の必要のない給付型がありますが、在留資格によって利用できない場合があるので注意が必要です。貸与型の奨学金については、困らないよう計画的に返還していくことも併せて説明が必要です。

	内容	申請方法	返済可否
高等教育の修学支援新制度	意欲ある子供たちの進学を支援するため、大学、短期大学、高等専門学校および専門学校に通う学生に対し、①授業料・入学金の免除または減額(授業料等減免)、②給付型奨学金の支給を行う。世帯収入や家族構成によって受けられる金額が変わる(※在留資格の要件あり。家族滞在の場合、日本の高校卒業等の要件もある。)	在学、進学する学校に相談の上、申請する	不要
児童養護施設等の生徒への受験料等支援	社会的養護のもとで育った生徒が大学等への進学をあきらめることのないようにするため、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)への寄附金を活用した事業として、児童養護施設等に在籍する高等学校等を卒業予定である生徒に対し、受験に要する諸費用を支援するもの(※在留資格の要件あり。家族滞在の場合、日本の高校卒業等の要件もある。)	在籍している児童養護施設等を通してJASSOに申請	不要
各種奨学金	家庭の経済的な事情により進学が困難な学生のための経済的支援。返還不要の「給付型」と返還が必要な「貸与型」(無利子・有利子)がある。様々な機関・団体が行っている。JASSOでは、同団体で貸与奨学金(無利子・有利子)と給付奨学金(上記「高等教育の修学支援新制度」を確認)を設けている(※在留資格の要件あり。家族滞在の場合、日本の高校卒業等の要件もある。)だけでなく、他団体の奨学金の紹介もしている。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/	実施団体に問い合わせてください。	貸与型: 要 (卒業後) 給付型: 不要

その他の教育資金の借入れ制度

教育資金を用途とした借入れ制度として、保護者が借りる教育ローンがあります。国(日本政策金融公庫)が行っているもの、その他金融機関が行っているものがあります。返還義務者が奨学金は学生、教育ローンは保護者になるなど違いがあるため、親子でしっかり話し合うようにしましょう。

＜奨学金と教育ローンの主な違い＞

	奨学金	教育ローン
利用者	本人(在留資格に関する要件がある)	保護者
利用条件	成績に関する条件、収入に関する条件がある	収入に関する条件がある
返済開始時期	卒業後	借入の翌月または翌々月
利息	在学中は無利息	借りたその日から発生する

大学に進学するか、就職するか、高校卒業後の希望が子どもと違う外国人の親からの相談です。



子どもの高校卒業後の進路のことで、近々学校の先生と、話をしなければなりません。夫と私は派遣会社から派遣された工場で働いています。周囲の人たちは、高校卒業後、すぐに働いている人もいますので、子どもに早く働いてもらいたいと思っていました。でも、子どもは進学をしたいと言っています。

Point



- 子どもが自分の将来についてどのように考えているのか、また、両親はどうしてほしいのかなど、親子でよく話し合ってもらう必要があります。
- 子どもの希望や意見、家庭の状況などを聞き、必要な情報を提供します。
- 外国人学校の場合、大学の受験資格を有しているかどうかの確認が必要です。
- 子どもと親で、お互いが納得できる方向性が見つけられるようにサポートすることが大切です。

将来就きたい仕事と、そのために必要な勉強や資格

子どもの進路について考える際、本人が将来何になりたいのか、どんな仕事に就きたいかなどの希望を聞き、現実とすり合わせていく作業が欠かせません。子どもは、身近な人をロールモデルにして、生活の術を学びます。仕事に関しても同様です。自分の親や周囲の大人たちだけでなく、いろいろな人との出会いや経験や知識を得て、学んでいきます。

一人ひとりの社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てていくキャリア教育の取り組みが、学校でも行われています。多くの高校では、夏休み等を利用して地元の企業でインターンシップを行うプログラムを行っています。仕事の体験や会社見学をしたり、先輩の話を聞いたりして、子どもが自分の将来のイメージを膨らませることができる機会となります。

また、日本語教室や学習支援教室等でも、先輩の話(→P.60)を通じて情報交換が活発に行われていたり、企業訪問、就職相談などを実施したりしているところもあります。

様々な機会を通して、どんな職業があるのか、どんな技術や知識、資格、態度を身に付けなくてはいけないかなどの情報を得るように伝えとよいでしょう。例えば、美容師になるには、美容師の養成施設を卒業して国家試験に合格する必要がある、看護師は看護学校や大学を卒業し、国家試験に合格する必要があります。

子どもだけでなく、親も一緒に考えたり、調べたりすることが大切で、高校卒業後は就職するのか、専門学校に進学するのか、大学に進学するのかなど、今後のことについて、親子で十分に話し合うように伝えましょう。

疑問点や不安なことなどがあれば、学校の先生と相談することも大切です。愛知県の定時制・通信制高校では、外国人生徒等の就労支援をする就労アドバイザーを配置していますので、就職を希望する場合には相談するとよいでしょう。

なお、公務員については、在留資格により受験の制限があったり、公務員の特性上、公権力の行使にあたる業務や公の意思の形成に参画する職について、日本国籍がないと就くことができなかつたりしますので、注意が必要です。

働き方を具体的に考える

就職活動をする前に、どのような働き方をするのかも考える必要があります。大きく分けて、正規雇用として就職する方法、非正規雇用として就職する方法があります。就職を考えるならば、それぞれの雇用形態の特徴やメリット・デメリットを理解しておくことが大事です。学校と親子でしっかり話し合うよう伝えましょう。

また、就職する場合、在留資格の確認も必要です。在留資格が**家族滞在**の場合は、在留資格の変更手続きが必要です(→P.11,44)

◆ 雇用形態別の特徴

正規雇用	非正規雇用
・正社員として、労働契約の期間の定めがなく、直接雇用をされている。	・正規雇用とは異なる雇用条件や待遇で雇用されている。
・所定労働時間がフルタイムである。 ・勤務時間が長かったり、残業があったりするが、ワークライフバランス支援のため、多様な働き方ができるようになってきている。	・契約期間に定めのある有期雇用、正規雇用に比べ労働時間が短いパート、派遣会社から紹介してもらった会社に派遣されて働く派遣労働などの労働形態がある。 ・短期間や短時間など、自分の希望や都合に合った働き方がしやすい。
・給料が毎月支給される会社が多く、安定した収入が受け取れる。 ・賞与や退職金が支給される会社が多い。 ・研修などの中長期的なキャリア形成ができる機会が与えられやすい。	・働きや貢献に見合ったものとならず、正規雇用と比較して給料や待遇が低くなりがちな状況にある。 ・景気や会社の業績により契約更新がされなかったり、勤務時間が減ったりして、正規雇用と比較して収入や生活が不安定になりやすい。
・人事異動があり、希望する職種や部署で勤務できるとは限らない場合がある。 ・役職がある立場になることもあり、責任が大きい。	・仕事の範囲や責任などが限定的なことが多い。



大学進学に向けて

大学入学資格は、12年の教育課程を修了していることが必要になります(→P.19)。

外国人学校は日本の教育課程とはみなされませんが、外国の高校に相当するとみなされている学校を修了した場合は、大学受験ができます。ただし、外国の学校へ行っていて、修了したのが12年未満の場合、指定された教育課程等を修了することが必要です。**高等学校卒業程度認定試験**(→P.92)に合格した場合も受験が可能です。詳しくは、文部科学省のホームページに掲載されています。

文部科学省「大学入学資格について」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm

愛知県では、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた無料の学習支援等を行う「若者・外国人未来応援事業」を実施しています。

愛知県教育委員会あいちの学び推進課 <https://www.pref.aichi.jp/site/social-education/mirai-ouen.html>
また、各大学が定期的に行っているオープンキャンパスや模擬授業に参加したり、先輩などの体験談を聞いたりは、大学生生活のイメージや大学について知る良い機会になります。

なお、外国人の場合、留学生として大学に入学・編入学することも選択肢としてあります。大学のほか、短期大学や専門学校、高等専門学校などで、それぞれ外国人留学生の受入を行っています。

学校の探し方や入学手続きなどについては、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)のサイトで詳しく紹介しています。

日本留学情報サイト <https://www.studyinjapan.go.jp/ja/other/sgtj/>



在留資格の就学への影響

在留資格についての相談です。



本国で暮らしている中学生の子どもを日本に呼び寄せたいという相談を受けました。
在留資格のことで注意する点がありますか。

Point



- 子どもを呼び寄せるには、準備が必要です。日本で生活していくためには在留資格を得ることは、必須の手続きです。
- 親の在留資格によって子どもが申請する在留資格も変わります。また、卒業後に変更が必要な在留資格もあります。
- 子どもが就学できないという状況に陥ってしまわないようにすることが大切です。

子どもの在留資格

在留資格は、日本に在留する外国人に対し、その活動内容などに応じて付与されるもので、全部で29種類あります(→P.7,9)。在留資格には、活動内容に基づく在留資格と身分または地位に基づく在留資格があります。

専門的な技術、知識、技能、資格等を持っている外国人の親は仕事の内容に応じて、**技能**(外国料理の調理師など)や**教授**(大学教授など)などの在留資格が与えられ、その人が扶養する子どもには**家族滞在**の在留資格が認められます。一方、いずれかの在留資格に該当する身分または地位を有する子どもには、**定住者**や**日本人の配偶者等**などの在留資格が与えられます。

離れて暮らしている子どもと一緒に日本で暮らしたいと思う親が、まず子どもを**短期滞在**で呼び寄せる(→P.31)というケースがあります。しかし、**短期滞在**は、家族の訪問や観光を目的として短期間日本に滞在するための在留資格であって、日本で中長期間生活していくための在留資格ではありません。本来は、日本に呼び寄せる時点で、中長期の在留資格を取るべきです。ただし、やむを得ない特別の事情があると認められる場合は、短期滞在から他の在留資格への変更が許可される場合があります。

在留資格によって注意する点も様々です。

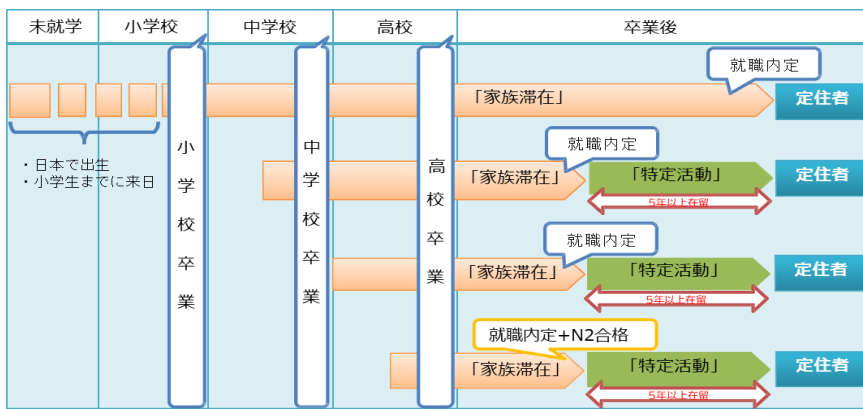
○家族滞在の場合

家族滞在の在留資格は、原則就労ができません。学生が余暇の時間を利用してアルバイトを希望する場合は、資格外活動の許可を得る必要があります。許可されるのは、週28時間以内です(長期休業期間中は1日について8時間以内)。

高校卒業後に引き続き扶養を受けながら大学進学する場合、在留資格の変更は不要です。

高校等卒業後に日本で週28時間を超える内容で就労する場合、在留資格の変更手続きが必要です。入国時期により変更が認められる在留資格が異なるので、出入国在留管理局に確認するように伝えましょう。

◆ 家族滞在の在留資格の人が高校卒業後に就職を希望する場合の主なルート



出典: 出入国在留管理庁ホームページ

○留学の場合

留学の在留資格の人が専門学校や日本語教育機関、大学を卒業後に日本で就職を希望する場合、在留資格の変更手続きが必要になります。就職が内定している場合、その活動内容によってどんな在留資格を申請するかは変わります。就職先が決まっていない場合、留学のままでは滞在できませんので、就職活動を継続する目的での**特定活動**に変更する必要があります。

小中学校、高校にも留学の在留資格で就学できることとなっていますが、個別のケースは出入国在留管理局、市町村の教育委員会に問い合わせてください。

○短期滞在等の場合

先に述べたとおり、**短期滞在**は日本に一時的に滞在する人のための在留資格ですから、保護者には子どもの暮らしをどのように考えているのかを確認し、日本で子どもと生活していこうとするならば安定的な生活に向けた在留資格を取得するよう伝えるとよいでしょう。

外国人の子どもの就学の受け入れは、市町村教育委員会が窓口となっていますが、日本で生活していける在留資格を持たない子どもの受け入れについては、各市町村教育委員会が個々の事情を見て判断することとなります。日本で子どもと暮らしていきたいという意味と、在留資格の変更手続きを始めることを明確に伝えて相談をするといよいでしょう。



教育を受ける権利

日本の憲法および教育基本法で、日本人の子どもには教育を受ける権利があり、その保護者は義務教育の学校に就学させる義務を負っています。日本に住む外国人の子どもには教育を受けさせる義務を課せられないとされていますが、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(国際人権規約)(A規約)」や「児童の権利に関する条約」を踏まえ、外国人の教育を受ける権利を保障しています。

したがって、子どもの在留資格が短期滞在であっても、非正規滞在であっても、教育を受ける権利は有しています。

文部科学省の通知では、在留カード等の提示がない場合でも、一定の信頼が得られると判断できる書類により、居住地等の確認を行うなど、柔軟な対応を行うこととしています。

<文部科学省通知>

○「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」(平成24年7月5日付け24文科初第388号初等中等教育局長通知)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1323374.htm

○「監理措置に付される者に対する就学案内等について(通知)」(令和6年6月24日付け6教国教第61号 総合教育政策局国際教育課長通知)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1415154_00011.htm

外国につながりを持つ子どもが 抱えやすい問題



1年前に中学生の娘と母子家庭になりました。娘は転校してから 学校生活のことで悩んでいるようです。本人に聞いても何も話してくれません。仕事に出ている間、娘が何をして過ごしているかとても心配です。

Point



- 相談者は、誰にも相談できず不安を抱えていることもよくあります。まずは、じっくり相談者の話を聞き、受け止めることが大切です。
- 事実関係を把握し、相談者が何を求めているかを見極めます。日本人にとってはあたりまえのこともあるので、決めつけはせず、質問しながら確認するとよいでしょう。
例えば、「学校に相談したかどうか。」「前の学校ではどうだったか。」「子どもの変化等について気づいたことがあるか。」など、相談者と一緒に考えることが大切です。
- 日本の学校制度や学校文化などに誤解があると思われる場合は、丁寧に説明します。それだけで不安が軽減される場合もあります。

多くの外国につながりを持つ子どもたちに共通して見られる、抱えやすい問題には、次の①～⑤のようなものがあります。

詳しくは、次ページ以降の事例に掲載しています。

① 勉強についていけない要因 ⇒ P.48

日本語がわからないと、先生や友達とのコミュニケーションが取れず、大きなストレスとなります。日本語が問題なく話せるように見える子どもでも、勉強で使う用語の理解能力が不十分な場合もあり、授業についていけなくなって、学校へ行く意欲が低下してしまうことがあります。

② 母国の学校文化との違い ⇒ P.50

日本の学校には、服装や髪型等、様々なルールがあります。外国で育った子どもやその保護者の中には、母国にはなかったルールに馴染めず、学校との間でトラブルを抱えてしまうことがあります。

③ 母語・母文化学習の重要性 ⇒ P.52

子どもは学校で日本語や日本の習慣を習得していきますが、親が話す母語を使わないうちに次第に理解できなくなり、親子のコミュニケーションに支障が生じることがあります。

④ 仲間外れにされやすい要因 ⇒ P.54

外見や言語、文化の違いなどで他の生徒からすぐには受け入れられないことがあります。それが原因で、学校へ行きたくなくなってしまうこともあります。

⑤ 家の事情(ヤングケアラー、貧困等) ⇒ P.55

親の仕事などで忙しく、子どもが家事の担い手となったり、親の通訳のために学校を休んでしまうことがあります。また、経済的な理由から学校に行きづらくなる子どももいます。

誰に相談すればよいのか

子どもが話したがらないのを強引に聞き出そうとしても本心を語ってくれるかは難しいところです。そういう時は、親は一人で抱え込まず誰かに相談することが大切です。

学校での問題の相談は、まず子どものことを一番よく知っている担任の先生に相談するとよいでしょう。学年主任や養護教諭、生徒指導主事(小学校は生徒指導主任)の先生、教頭先生、学校によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも相談することができます。**スクールカウンセラー**(→P.54,92)は、じっくり話を聞いて心理的サポートをしてくれます。**スクールソーシャルワーカー**(→P.54,93)は、子どもが置かれた環境にはたらきかけ、生徒および家族が抱える問題の解決に向けた支援を行います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、生徒からの相談だけではなく、保護者からの相談も受け付けていますが、すべての学校に配置されているわけではないので、まず学校に相談の希望を伝えるとよいでしょう。

また、子育てに関する相談は、市区町村の子育て相談の窓口や保健センター、児童相談センター(→P.77)等で実施しています。内容に応じて相談機関で相談しましょう。当協会でも相談窓口の情報提供を行っています。

子どもの居場所

日本語が不十分な子どもへの学習のフォローは、学校だけでは困難なことが多くあります。また、外国につながる子供を持つ子どものなかには、クラスに馴染めずに孤立してしまうこともあるでしょう。子どもにとって、学校以外の居場所も大切です。地域には日本語教室、学習支援教室、放課後児童クラブ、子ども食堂など、様々な活動があります。

○地域日本語教室(→P.33,68,93)：外国人児童生徒向けに日本語指導や学習支援を行っているところがたくさんあります。これらの教室に通うことも一つの方法です。子どもの日本語の理解度に合わせて、日本語を教えてくれるだけでなく、教室によっては学校の宿題を一緒にやってくれたり、学校の学習をよりよく理解できるよう学習の支援をしてくれたり、受験を控える年齢の子どもには試験を考慮した対応もしてくれたりします。(日本語教室の情報は、第4章の関係機関一覧(→P.68)を参考にするか、学校や市町村、国際交流協会などに問い合わせてください。)

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)：保護者が仕事などのため、昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、授業の終了後や長期休業の間、小学校の余裕教室や児童館など、適切な遊びおよび生活の場として利用できます。利用料がかかります。放課後児童クラブ(学童保育)の利用申し込みについては、各クラブ、市区町村役場の子育て支援の担当課に確認してください。

○放課後子ども教室推進事業：すべての子どもを対象としています。学校の空き教室や体育館などを利用して、学習やスポーツ・文化活動、地域との交流活動等、子どもの学び・体験の場、安全・安心な子どもの居場所として機能しています。

○子ども食堂：身近な地域で、子どもが一人でも安心して行くことができる無料または、低額の食堂です。近年は、食事の場としてだけでなく、学習支援の場、子どもたちの交流の場、地域ぐるみで子どもたちを育む場、さらには、多世代の交流の場、地域のコミュニティの場として、その取組が注目されています。国籍も関係なく地域の憩える場所として、活用するとよいでしょう。



①勉強についていけない要因 (言語的な問題、学習方法・内容の違い)

子どもの成績が下がっていることに悩む親からの相談です。



最近、うちの娘の成績がどんどん落ちているのですが、やる気がないのでしょうか。母国では成績がよかったですし、私と違って日本語は上手に話せるので、日本語に問題は無いはずなのですが。

Point



- まず、状況を把握するため、話をしっかり聞くことが必要です。また、不安な気持ちを受け止め、親や子ども自身が何をしていけばよいか導き出せるように、寄り添うことが大切です。
- 能力的に勉強についていけなかったり、何らかのトラブルを抱え、やる気が出ない状況になっていたりするのかもしれません。必要に応じて学校や他機関と連携しながら対応します。
- 言語的な問題を抱えていることも考えられます。日本語に問題がないように見えても、実は理解できていなかったということがあるので、注意が必要です。
- 学習内容や学習方法が母国のやり方と違うため、戸惑いを感じたり、ついていけなかったりする場合もあります。

ここでは、言語的な問題、学習内容や学習方法の戸惑いについて説明します。

「生活言語」と「学習言語」、言語的な問題

日常生活の中で一見不自由なく日本語を話し、日本の生活に適応しているように見えても、学校の授業には全くついていけないという子どももいます。学力はあるのに言語的な問題で成績が下がったり、評価が低くなったりして、子どもがやる気をなくしてしまっていることがあります。

日常生活で使う「生活言語」と、知識を学んだり考えたりする時に使う「学習言語」では、求められる言語能力が異なるからです。ジェスチャーや表情なども使いながら、他の人とコミュニケーションを取ることで理解するのが生活言語能力です。一方の学習言語能力は、授業で与えられた言葉の情報を理解し、分析や推測など、思考をする力が求められます。

「黒板に書いてあることをちゃんとノートに書いているから理解できているはず。」「教科書をちゃんと読めているから大丈夫。」と考えると、それは落とし穴かもしれません。黒板の字をただ書き写しているだけだったり、理解しないまま、ただ暗記して読んでいるだけだったりする場合もあるのです。

学習言語能力は、生活場面で身に付けることが難しく、日本語指導担当教師を中心にした計画的な支援が必要になります。学校における**取り出し指導**(→P.33,93)が有効です。学校の先生が個別の指導計画で学習言語能力を高めるための指導を計画しても、保護者が「うちの子は会話ができるから取り出し指導の必要がない」と断るケースも少なくありません。子どものペースで進められる取り出し指導のメリットをよく理解してもらおうとよいでしょう。

生活言語の例

温める

押す

半分に分ける

学習言語の例

熱する

圧力を加える

等分する



また、日本語だけでなく母語の言語能力も年齢相応のレベルに達していない**ダブルリミテッド**(→P.93)の状態になり、学習に支障が出ているかもしれません。

保護者が母語でなら子どもの勉強を見てあげられるということであれば、無理して日本語で教えなくても、家庭で母語を使って予習をしてから、学校の授業を受けるとより理解が深まる場合もあります。インターネット上で様々な教材をダウンロードすることもできます。一方、家庭での学習が難しい場合は、学校と相談することが大切です。

学習内容、学習方法の違い

来日して間もない子どもの場合は、学校で学習するカリキュラムや学習内容が母国と違うため、授業についていけなかったり、やり方に戸惑いがあったりすることも多いです。慣れるまで違いに配慮が必要です。

例えば、社会は、母国で育って来日した子どもの場合、日本の歴史や文化、社会制度について馴染みがなく、学習でつまづきやすい教科の一つです。

音楽は、母国で音楽の授業がなかったり、鍵盤ハーモニカやリコーダーなどの楽器の授業がなかったりして、音符が読めなかったり、楽器の演奏ができなかったりします。

国語については、漢字や古文が理解できなかったり、国語のノートの取り方(上から下、右から左へ)の違和感を覚えたりします。

学習方法の違いでは、例えば、掛け算の「いんいちがいち」という覚え方は、日本独特の方法です。他の国には、その国の覚え方があります。

○ 筆算(ひっさん)の仕方

割り算の筆算(ひっさん)の仕方も国によって違います。例えば、 $36 \div 12 = 3$ の筆算は、次のようになりますが、自分が習った方式と違う方式で表すと、とたんに意味がわからなくなり、混乱が生じる原因になります。

【日本・フィリピンなど】

$$\begin{array}{r} 3 \\ 12 \overline{) 36} \\ \underline{36} \\ 0 \end{array}$$

【ブラジル・ペルー・ベトナムなど】

$$\begin{array}{r} 36 \overline{) 12} \\ \underline{36} \quad 3 \\ 0 \end{array}$$

○ 使う単位の違い

国によっては、使う単位も違います。重さの単位が日本ではグラム、キログラムですが、アメリカやイギリスは、オンス、ポンドです。長さの単位は、日本ではメートルですが、アメリカやイギリスでは、インチ、フィート、ヤードです。

○ 数字の書き方

数字を手書きで書くときの書き方も違います。例えばブラジルで「7」はカタカナの「ヌ」のように見えることがあります。

○ 略語の違い

教科で使う略語が言語によって異なることがあります。例えば、「紀元前」は社会科の教科書ではB. C. (before Christ)ですが、ブラジルではa.C. (antes de Cristo)、「西暦」は社会科の教科書では、A. D. (Anno Domini)ですが、ブラジルではd.C. (depois de Cristo)と書きます。

地域の日本語教室で日本語と学習を支援

日本語が不十分な子どもへの学習のフォローは、学校だけでは困難なことが多くあります。

地域日本語教室(→P.33,68,93)の中には、外国人児童生徒向けに日本語指導や学習支援を行っているところがたくさんあります。これらの教室に通うことも一つの方法です。

子どもの日本語の理解度に合わせて、日本語を教えてくれるだけでなく、教室によっては学校の宿題を一緒にやってくれたり、学校の学習をよりよく理解できるよう学習の支援をしてくれたり、受験を控える年齢の子どもには試験を考慮した対応もしてくれたりします。また、教室で友達ができ、居場所の一つになることもあります。

② 母国の学校文化との違い

学校のルールが理解できない親からの相談です。



小学校3年生のクラスに編入した娘が、先日、学校でトイレ掃除をさせられました。学校は子どもが勉強する場であるはずで、掃除などの雑用までさせられることには納得いきません。

Point



- この親は、なぜ子どもが掃除することに納得できないのでしょうか。まず、納得できない理由を聞き、納得できない気持ちを受け止めます。
- 外国には様々な文化、習慣、価値観があります。どんな国や地域に住んでいた人たちなのか、どんな背景を持っている家庭なのかを聞いて受け止めた上で、日本での学校生活習慣を伝え、相互理解に努めることが大切です。

外国の学校での掃除事情

日本の学校では、通常、子どもたちが分担して、教室や廊下、トイレなどの掃除をしています。海外の学校では清掃員などが行い、子どもたちは掃除をしないところも多くあります。

例えば、アメリカの多くの学校には、Janitor(ジャンター)と呼ばれる、日本で言う用務員がいて、校内の清掃も行っています。子どもが掃除をしない理由としては、清掃用の薬剤や道具などで子どもが怪我するのを避ける(事故があった場合、学校が賠償責任を負わなくてはならない恐れがある)ことや、清掃員の雇用機会の確保などが挙げられます。

子どもが掃除をする習慣のない国や地域からきた人の中には、校内の掃除、トイレの掃除に違和感や拒否感を持つ人もいかもしれません。「日本の学校では掃除をするのが決まりだから。」と一方的に言うのではなく、なぜ日本では子どもたちが掃除を行うのかを説明することが必要です。子どもたちが自分で校内を掃除することにより、自らの居場所をきれいに使おうという意識を持つようになり、クラスメートと分担や協働することで責任感や連帯感が生まれたりするという、よい面を知ってもらいましょう。また、編入時の面談で、学校での1日の生活スケジュールとして、伝えておくといでしょう。場合によっては、親に子どもが掃除している場を見せようようにして、子どもの成長を感じてもらうこともよいかもしれません。



子どもが掃除をする学校の多い国・地域	清掃員などが掃除をする学校の多い国・地域
日本、中国、ベトナム、タイ、韓国、台湾、インド など	アメリカ、ブラジル、ペルー、シンガポール、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド など

学校文化の違いの例

学校での掃除のほかにも、母国と日本の学校文化の違いから、外国人保護者や子どもは、日本での学校生活の中での様々なことに戸惑ったり、困ったりしています。

学校のカリキュラム自体が違うことで戸惑うことは、授業時間が午前のみあるいは午後のみだったり、給食がなかったり、授業で行うことが違ったりすることが挙げられます。

学校の習慣では、上履きに履き替えることや、準備する文房具が細かく決められていたり、体操服などにつける名前の位置が決められていたりすることが、理解できません。

文化の違いでは、小中学生がピアスをするのを禁止されていると知らなかったり、銭湯等に入る文化のない国から来た子どもだと、修学旅行で皆でお風呂に入ることなどに戸惑いを感じたりもするでしょう。

安心して学校生活を送ってもらうために、少しでも「大丈夫かな。」と思うことがあれば、どんな点が理解できないのかを確認してみてください。

以下は、当協会に寄せられた学校生活に関する相談や、外国人の方々からお聞きした体験談などの中で、実際に理解できなかったり、困ったりした事例の一例です。

【学校文化の違いで戸惑うことの例】

戸惑うこと	母国の状況
授業時間	学校が半日だった(午前、午後等)。
授業の進め方	生徒が授業中にたくさんの意見を言う。授業中に断りなくトイレへ行ったりごみを捨てたりなど、一時的に立つことは問題なし。
授業内容	音楽は歌だけで音符を覚える必要がない。体育は種目が限定的で、プールがない。
文房具類	使ったことがない文房具がある(下敷きなど)。
給食、お弁当	学校でジュースを飲む、お茶(麦茶など)を飲む文化がない。
給食当番	配膳をしてくれる職員がいた。
掃除当番	掃除をしてくれる職員がいた。
宿題等の家庭学習	親が見ることがなかった。長期休業の宿題がない。
連絡帳	使ったことがない。
集団登下校	スクールバスがあった。親が送迎していた(安全面で心配)。
学校の行事	修学旅行、授業参観、家庭訪問等の行事の経験がない。
入学式	式典のような行事がない。
髪型、服装	自由であった。ピアスをしていても問題がなかった。
部活動の上下関係	上下関係がなかった。
PTA	PTA、旗当番がなかった。

③ 母語・母文化学習の重要性

親子でコミュニケーションが取れなくなってしまって困っている外国人の母親からの相談です。



外国人の夫と、公立中学校に通う子どもがいます。夫婦とも日本語がわからないので、家庭での会話は母語です。子どもも小学校に入る頃までは、母語で話していました。しかし、今はほとんど母語を話さず、話しかけて返ってくるのは、簡単な母語か日本語です。

子どもが何を考えているのかわからなくなってしまい、困っています。

Point



- 子どもは、日本の学校に通ううちに、日本語優位の思考になっているのかもしれません。家庭で話す言語のルールを決めるとよいでしょう。
- 親が母語を話しているから、子どもも母語が当然上達すると思いがちですが、使う場面が限られると、言語能力も伸びていきません。意識的にかかわることも必要です。
- 中学生は、思春期に入りアイデンティティについて考える時期です。母語を使うことや、親が外国人であることを否定的に捉えてしまうこともあります。肯定的に捉えられるよう、**母語・母文化**(→P.95)を考える機会をつくることが大切です。

家庭内での使用言語のルール化

子どもが保育園や幼稚園、学校に行くようになると、子どもにとってはそこが社会生活の中心となり、家庭生活は生活の一部分でしかなくなります。すると、日本語をどんどん覚えて身につけていくようになります。

一方で、母語を使う場面は、家庭の中だけになりがちです。家庭生活の場で使う言葉の種類は、それほど多くありません。むしろ、母語を使わなくなる分だけ忘れてしまいます。

親子の会話は、必要不可欠なことです。コミュニケーションの手段を失わないよう、親子で伝えられる、自由に使える言語が何かということを踏まえて、家庭では何語で話すのか、しっかりと話し合っ規則を決めておくことが大切です。また、親の国籍が異なる場合には、親子のコミュニケーションを維持するために、親が得意な言語で話すといよいでしょう。

アイデンティティの喪失

日本で生まれて流ちょうに日本語を話していても、ブラジルに行ったことがなくても、ブラジル国籍を持っていると「ブラジル人」「外国人」として見られます。ブラジルへ行ってもブラジルの文化や言語が身につけていなければ、よそ者と扱われ疎外感を味わいます。どちらの国の言語習得、文化習得も中途半端で、「自分はブラジル人でも日本人でもない」感覚を持ち、自信を持てなくなってしまいます。同様に日本人と外国人の間に生まれた日本国籍の子どもも、「日本人ではない自分」という感覚を持っていることがあります。

また、日本語を十分に話せない親を恥ずかしく思ったり、親子でコミュニケーションが取れなくなってしまって親に学校のことを相談できなくなったりして失望感を抱くことも少なくありません。

人は、発達する過程で「自分は何者なのか」ということを考えるアイデンティティ確立の時期を経験します。しかし、日本に住む外国人の子どもは、アイデンティティが確立できずに悩んでしまうことが少なくありません。

母語・母文化を大切にする

保育園や幼稚園、学校に通っていると、園の生活や学校の授業についていけるように、先生から家庭でも、できるだけ日本語で話すように促される場合があります。「二つの言語は同時に覚えられない。」「日本で生活するなら日本語を優先すべきだ。」という思い込みもあるかもしれません。

母語が保持できていると、母語による事前学習を取り入れたり、わからない言葉を母語で確認したりして母語を活用でき、学校での教科学習能力も向上しやすく、教科の習得も早くなります。

この事例の子どもも含め、日本に住む外国人の子どもは、複数の言語を操れるようになれるかもしれない恵まれた環境下にあるとも言えます。母語と日本語が両方できるようになると、将来の進路や職業の選択肢も広がります。それは、子どもの自信と、健全なアイデンティティの形成につながっていきます。

親から母語を伝えられると同時に母文化、価値観、社会規範もその中で伝えられていきます。親から伝えられたことが子どもの中に生き続け、それが土台になって自己肯定感が高まっていくのです。

母語・母文化を大切にすることは、外国人の子どもにとっては大切なことなのです。

どのように母語・母文化を伝えるか

子どもは、乳幼児のうちから様々な情報を吸収していきます。母語の絵本の読み聞かせをすることから始めるとよいでしょう。地域の図書館や国際交流協会では多言語の絵本を置いていたり、多言語で絵本の読み聞かせを行っているところもあります。絵本を通じて母文化のことも学べます。

地域によっては、子どもが参加できる母語教室（→P.72）が開催されています。母語教室を通じて言語を習得でき、友人とともに肯定的な視点を養うことができます。

また、母文化に触れる機会も積極的に作るとよいです。家庭で母国の話題を出すのはもちろんのこと、母国の食事を通じて母文化に触れること、コミュニティの祭りやイベントに参加して楽しく母文化を体験することもよいでしょう。今はSNSが発達していますので、母国にいる友人と繋がりを持ち、コミュニケーションを取る方法もあります。

家庭でどれだけ母語や母文化を大事にしても、学校や地域社会に外国人への偏見や理解不足があると、外国人の子どもの健全なアイデンティティの形成につながりません。

母語・母文化を誇りに思えるような機会を学校や地域社会でも持てるように、家庭、学校、地域社会が協力しあえる体制づくりが大切です。

例えば、学校での取り組みとして、漢字を読み書きするといったプリント学習だけでなく、自分の言葉で自由に表現する活動があります。豊田市にある衣台高校で始まったこの取り組みは、大学の准教授のアドバイスのもと、母国語と日本語を交えた作文で自分の思いを表現する授業を行っています。この授業を通して、今持っている力を育み、自分の意見を伝えることを大切にしています。

Point



母語・母文化を伝えていく中で大切なことは、親子のコミュニケーションです。親が見守ってくれる安心感、信頼関係があって、子どもは健やかに成長していけるのです。小さなことでも、日ごろからどんどん話し合える環境ができていることが望ましいです。

④ 仲間外れにされやすい要因

学校で仲間外れにされている子どもの母親からの相談です。



小学校に通う子どもが学校で仲間外れにされているようで困っています。どうすればよいでしょうか。

Point



- まず、困っている気持ちを受け止めます。
- どんな場面でどんなことが起きているのか、親子で話し合っているのでしょうか。
- 様子をみるだけでは難しい場合、具体的な対応策を親がクラスの担任の先生ともよく話し合うことが大切です。担任の先生に言いにくい場合には、学校にいるスクールカウンセラーなどを必要に応じて活用できます(→P.47)。

仲間外れにされやすいところ

学校で仲間外れにされることは外国人に限ったことではありません。しかし、外国人の子どもが仲間外れにされたり、からかわれたりしやすい原因として、次のようなことが挙げられます。

言葉が通じず話ができないこと、話している日本語がおかしく感じられること、学校生活で他の生徒と違う行動をしてしまうこと、自分の意見を積極的に発言するなど、コミュニケーションの取り方が日本人と違うため空気を読めないと思われることなど、文化や思考の違いに起因することが少なくありません。

また、仲間外れにされているというよりは、外国人の子どもが他の日本人の子どもたちとコミュニケーションが取れないために、自分から孤立してしまうこともあります。仲間外れにされているのか、子どもが孤立しているのか、どんな状況にあるのかを把握することが必要です。

なお、無意識に仲間外れをしてしまうこともあります。見た目が外国人に見えるというだけで、「日本語が上手ですね」「いつ日本に来たのですか」と聞くことは、知らず知らずに相手を傷つけるマイクロアグレッションといわれる無意識な差別につながることもあります。また、もともと髪の毛の色が日本人の子どもよりも明るい外国人の子どもが、髪を黒く染めるように学校から言われるケースもあります。その子どものアイデンティティを否定する行為にもなり、注意が必要です。

また、外国人の多い学校では、日本人の子どもとコミュニケーションが取れない外国人の子どもは、外国人の子ども達だけで集団を作って、クラスが仲間割れの状態になってしまうこともあります。そうすると、外国人の子どもは、日本語能力が身に付かず、学力が伸びない原因にもなります。

学校での受け入れ体制づくり

外国人の子どもがからかわれたり、仲間外れにされたりする程度は、年齢によっても違いますが、自分の子どもが辛い気持ちを抱え、子どもや親の努力のみで解決できそうにないと感じたら、担任の先生と相談をして、連携して子どもをサポートする体制づくりをすることが大切です。子どもをクラス全体で受け入れる体制をつくってもらうよう、必要に応じて「異文化理解」「国際理解」「人権の尊重」などについて、クラス全体で話し合う機会を設けてもらうのもよいです。互いの違いを認め、助け合える共生を目指した学級、学校であることが、外国人の子どもにとって通いやすい環境といえるのです。

スクールソーシャルワーカー(→P.47,93)やスクールカウンセラー(→P.47,92)などを活用することが効果的な場合もあります。

⑤ 家の事情(ヤングケアラー、貧困等)

学校の先生からの相談です。学校に来なくなってしまった子どもを心配しています。



私が勤務する小学校に、外国人の子どもが通っています。勉強はよくできて、特に問題もなく学校生活を過ごしていましたが、突然学校に来なくなってしまいました。母子家庭で未就学の弟がいて、最近その弟が体調を崩しているらしいです。どんなことが考えられるでしょうか。

Point



- 不登校がちになる理由は様々ですので、子どもや親と話し合う機会をつくる必要があります。
- 勉強についていけない(→P.48)などの理由で不登校になっていることもありますが、家庭の状況が理由で学校に行けなくなっている場合もあります。
- 原因に応じた環境づくりをし、適切な対応をするように努めることが大切です。

外国人の子どものヤングケアラー

大人が担うような家事や家族の身の回りの世話などを日常的にしている子ども・若者をヤングケアラーといいます。具体的には、親が仕事や介護などで忙しいために家事をさせること、小さいきょうだいや高齢の祖父母、障害のある家族の世話をすることなどです。また、日本語が第一言語ではない家族のために通訳をしていることも含まれ、こうした外国人の子どもは、ことばのヤングケアラーだといえるでしょう。このように、外国人の子どもは、負担の重さや頻度は様々ですが、親の支援をしていることが少なからずあります。なお、子どもに通訳させるのは、好ましくありません。正確に情報を伝えられない可能性があるだけでなく、病院では家族の病気を告げられたり、学校では子ども自身の成績や家庭の経済的な問題のことなど、大きな心理的負担がかかるからです。

子どもや家庭の状況を把握する

上記のような家族の都合以外にも、経済的な理由で、学校に行きたくても行けない状況にある可能性もあります。まずは、どんな理由があるかを把握しましょう。

外国人の親は、正社員ではなく派遣社員が多く、不安定な雇用形態で勤務していることがあります。そのため、仕事を求めて移動することも多く、子どもも転校を繰り返すことで、学校に馴染めなくなることがあります。ひとり親家庭の場合、経済的に困窮し、学校生活に必要な用具が揃えられなかったり、給食費などが払えなかったりということもあります。こうした状況は、学力不振や進路に希望が持てない、生きる意欲が湧かないなど様々な面で影響があると言われています。

学習に専念できる環境を整える

上記のように外国人家庭の状況は様々です。学校の教員としては、家庭のあり方を批判したり、指導したりするのではなく、その多様性を認め、家庭と協働して児童生徒の教育に当たるという姿勢で臨むことが大切です。

そして子どもが学業に専念できるように、環境を整えるための対応を考えましょう。

家族の通訳をすることが欠席の理由ならば、多言語相談の対応をしている窓口(→P.73)に情報を問い合わせることも一つの方法です。通訳の情報等、外国人の対応に必要な情報を得られる場合があります。経済的に困難な状況にある場合は、児童扶養手当(母子及び父子並びに寡婦福祉法)や就学援助制度(→P.36)などを活用できるように支援します。外国人の親は、困っていても適切な援助要請ができないことも多く、スクールソーシャルワーカー(→P.93)などと協力し、福祉機関と連携することも必要です。

宗教への配慮

学校の先生から宗教に関する相談です。



小学校の教諭をしています。

ムスリムの外国人の子が転校してきました。何か気をつけるべきことはありますか。

Point



- 宗教をイメージだけで決めつけたり、偏見を持ったりしないようにして、尊重する姿勢を持つことが大切です。
- 宗教によっても、国によっても、家庭によっても、行動に配慮が必要なことは異なります。宗教や文化について理解を深めるとともに、どのような方針があるのかを親に確認する必要があります。
- 宗教がからかいの対象になり、信仰を持つ子どもが傷つくこともあるので、クラスの状況や様子をみることも、また他の生徒たちにも宗教の理解をしてもらうように努めることが大切です。

信仰を持つことを尊重する

日本人は、宗教に対してぼんやりとしたイメージで捉えていることが多いです。一方、イスラームは、食事制限が厳しそうだといった否定的なイメージで捉えているかもしれません。イスラームの人たちにとっては、信仰心によるものなので、それを良い悪いで評価されることは不本意なことで、その人自身をも否定された気持ちになる場合もあります。尊重する姿勢を持つことが大切です。

また、国や地域によっては宗教の学習も学校に取り入れられています(→P.84,85)。宗教は生活の一部となって密接に結びついているため、学校生活を送る上でも切り離せないことがあります。それをまず理解する必要があります。

文部科学省は、「外国人児童生徒の多様性への対応」について、基本的に保護者の宗教的な判断を尊重することが重要と述べています。そのためには、児童生徒の受け入れ初期に、保護者と学校とでよく話し合い、今後の学校生活の過ごし方についての共通認識を持つことが大切です。

どんな宗教的配慮が必要か

信仰を持つ人は、そのしるしとして様々な行動に表します。お祈りを始め、服装や食事などにも及びます。学校で対応できないことも出てくるかもしれません。できないことがある場合は理解をしてもらうように努めましょう。以下に各宗教で気をつけるとよい点をまとめてみましたが、国や地域により習慣が異なる場合もあるので、必要に応じて確認してください。

○ 服装

イスラームでは、女性は美しいところを見せないようにとクルアーンに書かれています。体のラインがわかるような制服や体操服、水着等の配慮が必要です。個々に差はありますが12歳頃からスカーフを着用します。

○ 給食

イスラームでは、豚肉等の不浄とされるものを摂ることは禁じられています。そのため、豚肉やそのエキスを使った料理が食べられません。その他の肉類もハラール食(ルールに従って屠殺したもの)でないものを避ける傾向があります。

ヒンドゥー教では、牛は神聖なものであるため、牛肉は食べられません。

ユダヤ教では、牛や羊など、草食動物で、ひづめが割れていて、反芻する動物の肉は食べられます。豚肉は不可です。また、ヒレと鱗のない海鮮類(エビやカキ、タコなど)も食べられません。

給食が難しい場合、自宅からお弁当を持参してもらう対応をとることが多くみられます。

○ 授業中

イスラームでは男女が気軽に触れ合うことが禁じられています。学校生活でも体育、特に水泳の授業で男女一緒にプールに入ったり、ワークショップなどで一緒に活動したりすることに抵抗を感じるムスリムの保護者が多くいます。体育の際の着替えの場所や身体測定、授業への参加方法などを、事前に保護者と確認するとよいでしょう。

○ お祈り

イスラームでは、1日に5回のお祈りをする事となっています。空き教室など静かに礼拝を守れる場所を求められる場合があります。国や家庭によっては、やむを得ない場合には、複数回まとめて礼拝するという方法をとっています。

○ その他

イスラーム圏と一部の仏教国では、子どもの頭をなでる行為はしてはいけません。また、不浄とされる動物への接近や世話をする際には、注意が必要です。

仏教や神道以外の宗教では、修学旅行などでお寺や神社の参拝が行程に入っていると抵抗を示されることもあるので、配慮が必要です。安息日に開催される学校の行事や宗教にかかわりのある行事も注意が必要です。

様々な機関が、イスラームの子どもたちを理解するために教育現場向けの資料を発行しています(→P.101)ので、参考にするとよいでしょう。

国によって、家庭によっても違う宗教観や倫理観

同じイスラームでも、国や地域で様々な特徴があります。例えば、中東と東南アジアでは、女性の顔や頭を隠すスカーフの種類も国によって異なります。



インドネシア

世界最大のムスリム人口を擁するインドネシアですが、すべての女性がヒジャブ(スカーフ)を被っているわけではありません。「インドネシアのイスラームは他の国より緩い」とよく言われますが、人にもよりますし、これがイスラーム教に対する忠誠心の差になるかと言えばそうではなく、心でアッラーを信じるのが最も大切であるとされています。また、イスラームだけでなく、キリスト教、仏教、ヒンドゥー教などの他の宗教も尊重されています。



サウジアラビア

厳格なイスラームの国でしたが、近年社会改革が行われています。女性は車の運転を禁じられていましたが、2018年に解禁されました。レストランやカフェは女性が家族以外の男性と同席しないよう男女別の入り口を設けることを義務付けられていましたが、2019年には不要となりました。



マレーシア

クアラルンプールに行くとほとんどのムスリムの女性がヒジャブを被っていますが、頭だけカラフルなベールで覆い、首からは西洋の服を着ている人も多く見られます。



日本にいるムスリム

日本にいるムスリムの人口は、統計がないのではっきりとわかりませんが、推計で10万人とも20万人ともいわれています。バブル期にパキスタン、バングラデシュ、イラン、インドネシアなどから外国人労働者として大勢入国したムスリムは、その当時工場の多い北関東に集中していました。その後、結婚・出産により、日本社会に溶け込んでいるムスリムや国際結婚によりムスリムになった日本人(イスラーム教徒の男性と結婚する場合、女性はイスラーム教、キリスト教、ユダヤ教のいずれかを信仰している必要があります。)などもいて、日本生まれの二世を日本の学校に通わせているムスリムの家庭が増加しているとのことです。

現在、日本にいるムスリムを国籍で見ると、インドネシア、パキスタン、フィリピン、バングラデシュ、マレーシア、タイ、トルコなどで、アジア出身者が多いです。



子どもの発育に関すること

子どもの落ち着きがないと言われた親からの相談です。



幼稚園に通っている年長の子供がいます。

幼稚園で先生がお話している最中に、突然立ち上がってうろうろするようで、先生から落ち着きがないと言われてしまいました。発達に問題があるのでしょうか。

来年小学校に入学しますが、やっていけるか心配です。

Point



この母親は、発達に問題があると心配なようですが、落ち着きがない要因は発達の問題だけではありません。外国人の子どもの場合、

- 実際には発達障害ではないのに、言葉が分からないことや文化の違いの問題で発達障害を疑われる場合があるかもしれません。
- 発達障害であるにもかかわらず、言葉が分からないだけだとされ、きちんと診断を受けられずにいることもあります。

いずれの場合も、要因を探るだけではなく、子ども一人ひとりをきちんと見て、その子にとってどのような対応が必要なのかを考えることが大切です。

落ち着きがなくなる要因

落ち着きがない理由には、様々な要因が考えられます。言葉や文化の違い、生活する場所や周囲の人がどう関わっているかの影響など、環境によるもの、子ども本人が持っている特性(場合によっては知的障害や発達障害)によるものなど、様々です。

安易な判断は避け、できるだけ多様な視点から子どもの様子をみることが求められます。保護者は、生育歴や発語を始めた時期、家庭での様子、兄弟との関係など、気になる点があれば、幼稚園に伝えます。また、幼稚園の先生のアドバイスを参考に、家庭で支援できることがあれば、積極的に試してみましょう。

必要に応じて、乳幼児健康診断時に相談をしたり、保健センターや市区町村役場、児童相談所(→P. 77)に相談したりすることも考えられます。

○ 言葉や文化の違いに問題がある場合

日本語が全く分からない人がすべて日本語で会話しなければならない環境に置かれると、大人でも強いストレスを感じます。感情や行動コントロールが未成熟な子どもだと、ストレスを感じた時に、余計に上手く感情や行動をコントロールできなくなってしまいます。

また、母国での幼稚園を経て来日した場合、母国での幼稚園生活が子どもにとっては基準になります。生活の流れが違ったり、挨拶の仕方が違ったり、歌う歌が違ったり、食事の仕方や内容が違ったり、様々な習慣、文化の違いに戸惑います。日本で保育園や幼稚園に通わず就学する子どももいます。

このように、異なる言葉や文化に適応しようとしたときにストレスが生じて、座っているべき時に歩き回る、順番が待てない、突然大声を出す、暴力的になるなどの言動がみられる場合があります。

子どもが十分に日本語を話せないのなら、できるだけ簡単な言葉で話したり、イラストや日本語と母国語の単語が入ったカードを使いコミュニケーションをとったりして、子どもが落ちつくことのできる環境を作ってもらえるよう、幼稚園の先生と相談するのもよいでしょう。

文化の違いによるストレスがある場合も、生活に慣れるまで先生に注意深く見てもらうことに加え、家庭においても母語を大切に、子どものストレスを癒しながら、日本語や日本文化にも触れられる機会を持って、日本での生活に少しでも早く慣れるための手助けをするとよいでしょう。

また、就学前に日本語や日本の文化などに慣れ、学校生活に適応しやすくするために市町村等が実施している**プレスクール**(→P.33,66,94)があります。

○ 家庭環境に問題がある場合

外国人だからというわけではなく、日本人も同様に、家庭環境の問題が子どもの行動に影響し、落ち着きのなさや、場面緘黙(ばめんかんもく)の症状として現れる場合があります。児童虐待やネグレクト(養育放棄)、貧困、夫婦の不和、DVなどが子どもに多大なストレスがかかります。保護者は家庭の問題が子どもに影響しているとは思っておらず、相談員等には話さないこともあります。もし家庭に問題があるのなら、市区町村役場、児童相談所等の適切な相談機関に相談して、解決する必要があります。

○ 発達上の問題

興味、活動の範囲が狭くパターン化した行動やこだわりが強い、考えるよりも先に行動を起こしてしまう衝動性が見られるなど、生活する上で困難がある場合、発達障害が疑われることもあります。

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」(発達障害者支援法2005年)と定義されています。

発達障害の診断は、医師が行います。発達障害を治す薬はありませんが、派生した様々な症状に対して薬が処方されることがあります。発達障害は、連続体(スペクトラム)で、境界がはっきりしない濃淡があり、環境や対応の仕方で困難さに違いが生じます。周囲が特性を理解し、適切なサポートを行えば、特性や個性を才能に活かすことができる可能性があります。

しかし、外国人家庭は、言葉や制度の違いにより必要な情報を得ることが難しく、社会的な支援を得られないまま孤立することがあります。そのため、子ども本人の困難さが解消されず、本来抱えている特性とは別の二次障害により、虐待やいじめ、不登校、ひきこもりなど、様々な社会的課題に陥ってしまうこともあります。

国立障害者リハビリテーションセンター(発達障害情報・支援センター)が保護者向きパンフレット(→P.101)を多言語で発行しています。発達障害の基本的な内容の説明があり、母国とは異なる社会資源等に関する適切な情報を得ることができますので、活用するとよいでしょう。

発達障害と診断された場合、児童相談所での判定に基づき、療育手帳(地域により名称が異なります。名古屋市は「愛護手帳」)が交付され、障害の等級により特別児童扶養手当などが支給されます。市区町村に申請することにより、障害児サービス(例えば、未就学児童は児童発達支援、学齢期児童は放課後等デイサービスなど)を受けることができます。

学校では、学習内容の変更や調整、ICT等を活用するなどの合理的配慮による指導の工夫も始まっています。

子どもにとって大切なもの

外国人の子どもの場合、言葉や文化の違いに対する周囲の無理解から、安易に発達障害と疑われたり、逆に重大な問題があっても見過ごされたりすることがあります。こうした子どもたちは家庭や学校生活の中で、様々な失敗経験が繰り返されることで、苦手意識や挫折感が強くなり、自己肯定感が低い傾向にあります。

発達障害か否かという診断の有無を待って対応を考える前に、まずは子どもたちが抱える困難さから対応を考えてみましょう。そうして、できたことを褒め、関わりを通して達成感を得られる経験を増やしていきましょう。認めてくれる人間関係が周囲にあることは、子どもの成長にとって、とても大切なことです。

また、発達に関わる相談はすぐに解決することは少なく、成長段階に応じた長い支援が必要になることも念頭に置き、関係機関との連携を深めていくことが求められます。



先輩にお話を聞いてみました

日本で生まれた、または育った外国人の子どもの中には、既に大人になっている人たちもたくさんいます。自分で道を切り開いてきた先輩もいれば、家族や先生たちなど周囲のサポートを受けながら頑張ってきた先輩もいます。そんな先輩たちの体験談やアドバイスは、子どもや保護者たちにとって励みになったり、貴重な情報源にもなります。

アルゼンチン出身で、現在は外国人児童生徒のための塾などを経営しているKさんに、来日してからの経験や感じたことなどについて、お話を聞いてみました。



Q1. いつ来日しましたか。来日してからすぐに学校に通いましたか。

Kさん：16歳の時に来日しました。来日してからは、日本で勉強を続けたいと思っていましたが、アルゼンチンで中学校を卒業していたので、高校に入学できないと言われました。そのため、日本の学校に入学することを諦め、工場で働くことにしました。

工場で働き始めてから2年後に、市が設置している日本語教室で、ある先生に出会いました。その先生に日本で勉強を続けたいと相談したところ、先生のサポートを得られることになり、18歳の時に定時制高校の入学試験を受けることにしました。残念ながら、入試の結果は不合格でしたが、1年間聴講生として高校に通うことが許可されました。翌年、もう一度入試を受け、無事に合格することができました。

Q2. 日本で勉強をする中で、困ったことや難しかったことはありましたか。

Kさん：来日した時は、日本語の知識はゼロでした。最初の2年間は工場で働いていたため、仕事場で使う日本語程度は話せるようになりましたが、日本語をしっかりと勉強し始めたのは高校に入学してからです。

日本語の勉強で一番困ったことは文法と漢字でした。みんなが通常は9年かけて習う小中学校の文法や漢字を高校5年間で勉強することになったので、とても大変でした。高校を卒業してからは、日本語をもっと勉強するために、語学学校に入りました。今は仕事で通訳をする中で、日々新しく学ぶことも多いです。

Q3. 来日した頃の家族の状況や家計などはどうでしたか。

Kさん：両親が先に来日し、その次に兄、私と弟と一緒に日本に来ました。来日後、兄と私がすぐに働き始め、弟は小学校に通い始めました。家では4人が働いていたので、お金の困ることはあまりありませんでした。高校に入学してからも、学校が始まる時間までアルバイトをしていたため、学校などの費用は自分で払っていました。語学学校の学費は少し高めだったため、1年間働いて貯金し、残りの金額は教育ローンを利用しました。

Q4. 現在、どのような仕事をしていますか。その仕事に携わるようになった経緯も教えてください。

Kさん：外国人児童生徒のための塾を営んでいます。以前、語学相談員として、小・中学校の外国人児童生徒と関わっていたのですが、それぞれに問題や悩みを抱えていて、その中でも日本語の勉強で困っている子が多いことに気づきました。外国人児童生徒の学習支援の必要性を痛感し、同じように感じていた仲間と塾を設立しようと思ったのがきっかけです。授業についていくのが難しい子たちにポルトガル語も使いながら勉強を教えています。

他にも、動画の編集が得意なので、映像制作会社を営んでおり、企業の動画などを製作しています。

Q5. 後輩へのメッセージはありますか。

Kさん：私のように、中学校やそれ以上の年齢で来日する外国人の若者は、勉強が続けられない、または追いつくことができないと感じる人も多いと思いますが、勉強を諦めないで欲しいです。日本語の勉強はたいへん難しいですが、日本語を学んでいるうちにやりがいを感じられると思います。嫌いなことは誰もやりたくないと思うので、日本語の勉強の中で好きなことを見つけ、勉強を少しでも楽しいものにすることがポイントだと思っています。

第4章

関係機関一覧

ここでは、外国人の子どもの教育に役立つ関係機関や団体、相談窓口を掲載しています。いずれも2024（令和6）年12月現在、当協会が把握している情報に基づいています。

◆ 外国人向け教育相談窓口

団体名	所在地	対応言語	電話番号
日本語教育相談センター (名古屋市教育委員会)	名古屋市	ポ・ス・中・韓・比・ベ・ネ	052-961-0418
(公財)名古屋国際センター 海外児童生徒教育相談	名古屋市	ポ・ス・英・中・比・ベ・ネ・韓・	052-581-0100

◆ 外国人生徒等にかかる入学者選抜実施校(全て県立高校) (→P.25,26,39,47,91)

学校名	学科名	所在地	電話番号
名古屋南高等学校	普通科	名古屋市	052-613-0001
小牧高等学校	普通科	小牧市	0568-77-1231
東浦高等学校	普通科	東浦町	0562-83-0111
中川青和高等学校	キャリアビジネス科	名古屋市	052-361-7457
岩倉総合高等学校	総合学科	岩倉市	0587-37-4141
衣台高等学校	普通科	豊田市	0565-33-1080
安城南高等学校	普通科	安城市	0566-99-2000
御津あおば高等学校	普通科	豊川市	0533-75-4155
豊田工科高等学校	工業科	豊田市	0565-52-4311
豊川工科高等学校	工業科	豊川市	0533-85-4425
知立高等学校	総合学科	知立市	0566-81-0319
豊橋西高等学校	総合学科	豊橋市	0532-31-8800

◆ 海外帰国生徒にかかる入学者選抜実施校(名古屋市立以外は全て県立高校) (→P.25,26)

学校名	学科名	所在地	電話番号
昭和高等学校	普通科	名古屋市	052-831-6326
中村高等学校	普通科	名古屋市	052-411-7760
千種高等学校	国際教養科	名古屋市	052-771-2121
津島高等学校	国際探究科	津島市	0567-28-4158
豊田西高等学校	普通科	豊田市	0565-31-0313
岡崎西高等学校	普通科	岡崎市	0564-25-0751
豊橋東高等学校	普通科	豊橋市	0532-61-3146
刈谷北高等学校	国際探究科	刈谷市	0566-21-5107
名東高等学校(名古屋市立)	国際英語科	名古屋市	052-703-3313

◆ フレキシブルハイスクール(新しいタイプの高校 2025年4月開設) (→P.17, 39)

全日制、昼間定時制、通信制の3課程が一つの学校内にあり、3課程間をフレキシブルに行き来して学べる新しいタイプの学校です。興味や関心に合わせて自由に科目を選択し、自分のペースで学ぶことができます。

学校名	学科名	所在地	電話番号
佐屋高等学校	農業科・家庭科(全日)、普通科(定時・通信)	愛西市	0567-31-0579
武豊高等学校	普通科	武豊町	0569-72-0706
豊野高等学校	普通科	豊田市	0565-28-8800
御津あおば高等学校	普通科	豊川市	0533-75-4155

◆ 愛知県内の公立の定時制・通信制高校一覧(名古屋市立・豊橋市立以外は全て県立) (→P.17,18,25,26)

	学校名	学科名	所在地	電話番号	学校名	学科名	所在地	電話番号
夜間定時制	明和	普通	名古屋市	052-961-2553	大府	普通	大府市	0562-46-5101
	名古屋西	普通	名古屋市	052-524-5175	岡崎	普通	岡崎市	0564-51-0215
	熱田	普通	名古屋市	052-652-5858	岡崎工科	機械	岡崎市	0564-51-1646
	城北つばさ	ものづくり	名古屋市	052-911-4421	碧南	普通	碧南市	0566-41-2564
	名古屋工科	機械	名古屋市	052-822-0244	刈谷東	機械	刈谷市	0566-21-3347
	瀬戸工科	総合ビジネス	瀬戸市	0561-82-2003	豊田西	普通	豊田市	0565-31-0313
	春日井	普通	春日井市	0568-81-2251	豊田工科	機械	豊田市	0565-52-4311
	一宮	普通	一宮市	0586-71-5514	安城	普通	安城市	0566-76-6218
	津島	普通	津島市	0567-28-5577	一色	普通	西尾市	0563-72-8165
	犬山	普通	犬山市	0568-58-3239	豊橋工科	機械	豊橋市	0532-45-5635
	古知野	普通	江南市	0587-56-2508	蒲郡	普通	蒲郡市	0533-68-6202
	小牧	普通	小牧市	0568-77-1231	名古屋 市立中央	普通・商業	名古屋市	052-241-6538
	半田商業	総合ビジネス	半田市	0569-21-0251	名古屋 市立工業	工業技術	名古屋市	052-361-3116
	横須賀	普通	東海市	0562-32-1279	豊橋 市立豊橋	普通・総合 ビジネス	豊橋市	0532-62-0278
昼間定時制	城北つばさ	総合	名古屋市	052-911-4421	御津あおば	普通	豊川市	0533-75-4155
	一宮起工科	普通	一宮市	0586-61-3877	名古屋 市立中央	普通 (二部制)	名古屋市	052-241-6538
	刈谷東	普通 (二部制)	刈谷市	0566-21-3347	豊橋 市立豊橋	普通 (二部制)	豊橋市	0532-62-0278
通信制	旭陵	普通	名古屋市	052-721-5371	刈谷東	普通	刈谷市	0566-21-3347

◆ 愛知県立中高一貫校 (→P.16,17)

類型	学校名	所在地	電話番号	備考
—	福江高等学校・田原市立福江中学校	田原市	0531-32-0132	
	新城有教館高等学校作手校舎・新城市立作手中学校	新城市	0536-37-2119	
	田口高等学校・設楽町立設楽中学校、東栄町立東栄中学校、豊根村立豊根中学校	設楽町	0536-62-0575	
探究学習重視型	明和高等学校・附属中学校	名古屋市	052-961-2551	
	津島高等学校・附属中学校	津島市	0567-28-4158	2025年 4月開校
	半田高等学校・附属中学校	半田市	0569-21-0272	
	刈谷高等学校・附属中学校	刈谷市	0566-21-3171	
	西尾高等学校・附属中学校	西尾市	0563-57-2270	2026年 4月開校
	豊田西高等学校・附属中学校	豊田市	0565-31-0313	
	時習館高等学校・附属中学校	豊橋市	0532-45-3171	
地域の教育 ニーズ対応型	不登校	日進高等学校・附属中学校	日進市	
	外国人	衣台高等学校・豊田市立保見中学校	豊田市	
	地域人材	美和高等学校・あま市・大治町の中学校	あま市	
高度ものづくり型	愛知総合工科高等学校・附属中学校	名古屋市	052-788-2020	

※ 福江高等学校、新城有教館高等学校作手校舎、田口高等学校、衣台高等学校、美和高等学校は連携型中高一貫校

◆ 愛知県内の夜間中学 (→P.16,31)

開校時期	中学校名	設置校	所在地	電話番号
2025年 4月	とよはし中学校	豊橋工科高等学校	豊橋市	0532-45-5635
	名古屋市立なごやか中学校	名古屋市立笹島小学校・中学校内	名古屋市	052-211-8932
2026年 4月	とよた中学校	豊田西高等学校	豊田市	052-954-6315 (愛知県あいちの 学び推進課)
	こまき中学校	小牧高等学校	小牧市	
	いちのみや中学校	一宮高等学校	一宮市	

県内の高等学校や特別支援学校については、下記ホームページで確認してください。

愛知県教育委員会 <https://www.pref.aichi.jp/site/aichinokyoiku/>

名古屋市教育委員会 <https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/11-10-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

豊橋市教育委員会 <https://www.city.toyohashi.lg.jp/3207.htm>

◆ 愛知県内の外国人学校およびインターナショナルスクール一覧 (→P.16～18,90)

学校名		所在地	電話番号
ブラジル人学校(ブラジル教育省認可校)			
日本の小中高等学校に相当する過程を有する学校			
エスコーラ・サンパウロ		安城市	0566-95-7363
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール碧南校		碧南市	0566-46-3404
エスコーラ・エマヌエル(エスプレサオン)		半田市	0569-58-8655
学校法人豊橋インターナショナルアカデミー(カンチーニョ)		豊橋市	0532-21-8415
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール豊橋校		豊橋市	0532-54-0450
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール豊田校		豊田市	0565-47-0021 0565-47-0020
ブラジル人学校(ブラジル教育省認可外校)			
日本の小中高等学校に相当する過程を有する学校			
エスコーラ・パウロ・フレイレ瀬戸		瀬戸市	0561-76-0094
幼児のみを対象とした施設			
ノー・ボーダー・エデュカサオン・インファンチウ(N(No Border Educação Infantil)		豊橋市	0532-87-4017
エスコーラ・エマヌエル(エスプレサオン)		半田市	0569-58-8655
フィリピン人学校(日本の小中高等学校に相当する過程)			
国際子ども学校 ELCC		名古屋市	052-781-0165
ネパール人学校(日本の小中高等学校に相当する過程)			
トウカイ・バティカ・インターナショナルスクール		名古屋市	052-888-6436
イスラム教徒向け幼稚園			
ダールルイーマーン春日井保育園		春日井市	0568-70-1910

学校名	所在地	電話番号
インターナショナルスクール		
日本の小中高等学校に相当する過程を有する学校		
学校法人名古屋国際学園	名古屋市	052-736-2025
愛知インターナショナルスクール	名古屋市	052-788-2255
学校法人江西国際学園	名古屋市	052-581-0700
UPBEAT International School Elementary - School	名古屋市	052-893-7891
学校法人栗本学園 国際高等学校（学校教育法第1条に規定する学校）	日進市	0561-73-8181
愛知国際学園 愛知国際バイリンガルスクール（認可外校）	日進市	0561-56-6155
幼児などを対象とした施設		
愛知国際学園 認定こども園 愛知国際プリスクール	日進市	0561-56-6600
UPBEAT International School 熱田校	名古屋市	0120-803-768
UPBEAT International School 名駅校	名古屋市	052-398-6015
UPBEAT International School 天白校	名古屋市	0120-803-768
インターナショナルキッズアカデミー	名古屋市	052-858-3933
Kakuozan International Preschool	名古屋市	052-763-1223
蒲郡バプテスト教会付属光の園	蒲郡市	0533-68-6259
Kids International School	長久手市	0561-64-5064
クローバーインターナショナルスクール	岡崎市	0564-71-4174
高蔵寺キッズガーデンプリスクール	春日井市	0568-53-4365
Beanstalk International School ビーンストークキンダー	名古屋市	052-808-9930
メイプル キッズ インターナショナル	名古屋市	052-799-3227
ラポルトインターナショナルスクール	一宮市	0586-61-3451
ワンダフルワールドインターナショナルスクール	豊川市	0533-74-4519



◆ 愛知県内のプレスクール (→P.16,33,59,94)

市町村名	事業名	実施形態[委託先]	所管課	問合せ
プレスクール実施団体				
豊橋市	プレスクール事業	委託[特定非営利活動法人フロンティアとよはし]	豊橋市多文化共生・国際課	0532-51-2007
瀬戸市	プレスクール	直営	瀬戸市学校教育課	0561-88-2760
豊川市	豊川市こぎつね教室 親子プレスクール	直営	豊川市市民協働国際課	0533-89-2158
刈谷市	プレスクール事業	直営	刈谷市学校教育課	0566-62-1035
豊田市	プレスクール	委託[NPO法人トルシーダ]	豊田市学校教育課	0565-34-6661 0565-34-6662
西尾市	多文化ルームKIBOU(外国にルーツをもつ子どもに対する就学支援事業)	委託[社会福祉法人]	西尾市学校教育課	0563-65-2176
犬山市	プレスクール	委託[NPO法人シェイクハンズ]	犬山市多様性社会推進課	0568-44-0343
小牧市	KIAプレスクール	小牧市国際交流協会	-	0568-76-0905
知多市	外国人生活支援事業「キッズエスベランサ」	委託[ちたビジョンプロジェクト]	知多市市民協働課	0562-31-0382
	つつじが丘小学校プレスクール	直営	市立つつじが丘小学校独自事業	0562-55-1331
知立市	早期適応指導教室	直営	知立市学校教育課	0566-95-0136
高浜市	こども にほんご プレスクールくすのき	直営	高浜市教育委員会 学校経営グループ	0566-95-9573
岩倉市	プレスクール	直営	岩倉市学校教育課	0587-38-5818
豊明市	定住外国人児童生徒日本語教育推進事業プレスクール事業	委託[NPO法人プラス・エデュケート]	豊明市学校教育課	0562-92-8316
蟹江町	蟹江町プレスクール事業	委託[(一社)かにえ子ども日本語の会]	蟹江町教育課	0567-95-1111
大府市	大府市プレスクール事業	委託[大府市国際交流協会]	大府市文化スポーツ交流課	080-4525-5931
類似の子ども向け日本語教室実施団体				
岡崎市	子ども向け日本語教室「ぴかぴか」	委託[NPO法人トルシーダ]	岡崎市国際交流協会	0564-23-6644
蒲郡市	蒲郡国際交流協会 多文化共生部会 塩津教室・大塚教室	蒲郡国際交流協会	-	0533-66-1179
弥富市	弥富市子ども向け日本語教育事業	直営	弥富市児童課	0567-65-1111(代表)
みよし市	みよしっこひろば	委託[NPO法人トルシーダ]	みよし市学校教育課	0561-32-8026

※問合せは市役所の代表または所管課、国際交流協会(「つつじが丘小学校プレスクール」は同校)の電話番号を掲載しています。

※問合先は市町役場の代表または所管課の電話番号を掲載しています。

◆ 愛知県内のプレクラス(初期指導教室) (→P.16,33,94)

市町村名	事業名	実施形態[委託先]	所管課	問合先
名古屋市	初期日本語集中教室	直営 委託[NPO法人プラスエデュケート]	名古屋市教育委員会 教育支援部義務教育課	052-972-3232
豊橋市	初期支援コース 「みらい東」「みらい西」 「きぼう」	直営	豊橋市学校教育課	0532-51-2826
岡崎市	日本語初期指導教室(プレクラス)「希望」	直営	岡崎市学校指導課	0564-23-6624
瀬戸市	日本語初期指導教室	直営	瀬戸市学校教育課	0561-88-2760
半田市	日本語初期指導事業	委託[NPO法人プラスエデュケート]	半田市学校教育課	0569-84-0688
豊川市	豊川市こぎつね教室	直営	豊川市市民協働国際課	0533-89-2158
碧南市	日本語初期指導教室(いっぽ教室)	委託[NPO法人プラスエデュケート]	碧南市学校教育課	0566-95-9918
刈谷市	プレスクール事業	直営	刈谷市学校教育課	0566-62-1035
豊田市	ことばの教室	直営	豊田市学校教育課	0565-34-6661 0565-34-6662
安城市	日本語初期指導教室 (わかば教室)	委託[コスモグローバルコミュニケーションズスクール]	安城市学校教育課	0566-71-2254
西尾市	日本語初期指導教室	直営	西尾市学校教育課	0563-65-2176
蒲郡市	日本語初期適応指導教室 「きぼう」	直営	蒲郡市学校教育課	0533-66-1165
小牧市	日本語初期指導教室 (にじっこ教室)	直営	小牧市学校教育課	0568-76-1165
新城市	日本語初期指導教室「きぼう」	直営	新城市学校教育課	0536-23-7607
大府市	日本語初期指導教室	直営	大府市学校教育課	0562-46-3332
知多市	知多市日本語初期指導教室「えがお」	直営	知多市学校教育課	0562-33-3151
知立市	早期適応指導教室 かきつばた教室(小) 花しょうぶ教室(中)	直営	知立市学校教育課	0566-95-0136
高浜市	外国人早期適応教室 「くすのき」	直営	高浜市教育委員会 学校経営グループ	0566-95-9573
岩倉市	学校生活適応指導	直営	岩倉市学校教育課	0587-38-5818
豊明市	定住外国人児童生徒日本語教育推進事業プレクラス事業	委託[NPO法人プラスエデュケート]	豊明市学校教育課	0562-92-8316
みよし市	初期指導教室	委託[NPO法人トルシーダ]	みよし市学校教育課	0561-32-8026
津島市	プレルーム Makky	直営	津島市学校教育課	0567-24-1111

◆ 愛知県内の子ども向けの日本語教室および学習支援団体（→P.16,33,39,47,49,93）

当協会のホームページで日本語教室一覧を閲覧できます（一部掲載されていない教室もあります。）。

日本語教育リソースルーム愛知県内日本語教室リスト：

<https://www2.aia.pref.aichi.jp/koryu/resource/class/classtop.html>

<対面式>

教室名	主催団体	所在地	電話番号 またはEメール
自主夜間中学 はじめの一步教室 （東町交流センター）	愛知夜間中学を語る会	名古屋市	090-1864-8511
DiVE CAFÉにほんごクラブ	一般社団法人DiVE.tv	名古屋市	080-3745-7991
NIC高校生日本語教室	公益財団法人 名古屋国際センター	名古屋市	052-581-5689
NIC子ども日本語教室			
NIC夏休み子ども日本語教室			
がんばる一む99	社会福祉法人九十九会	名古屋市	
ことばの会	ことばの会	名古屋市	090-9184-1995
トライシクル・プロジェクト	フィリピン人移住者センター （FMC）	名古屋市	090-8955-8718
名古屋YWCAグローバルスクール 教科クラス 高校準備クラス 高校生昼間クラス 高校生夜間クラス 小中学生クラス	公益財団法人名古屋YWCA	名古屋市	052-961-7707
国際子ども学校	宗教法人日本聖公会中部教区 名古屋学生青年センター	名古屋市	052-781-0165
日本伝統文化・茶道・華道 ひまわりの会	日本伝統文化・茶道・華道 ひまわりの会	名古屋市	052-301-1624
らくらく日本語教室	らくらく日本語教室	名古屋市	070-5039-1843
まるいけスマイル	まるいけスマイル	名古屋j屋市	maruike.smile @gmail.com
みなみ文化日本語教室	みなみ文化日本語の会	名古屋市	minamijapanesecla ss@gmail.com
そよかぜ日本語教室	一般社団法人 そよかぜフリースクール	名古屋市	070-8325-4786
日本語教室MIDORIことばのえき	みどり多文化共生ボラネット	名古屋市	mtfuji49203@ outlook.jp
みどり日本語教室	みどり日本語教室 （中国帰国者支援の会）	名古屋市	090-1757-9200
森の里にほんご教室	森の里にほんご教室	名古屋市	050-3574-3984
FKLS（Foreign Kids Learning Support）	FKLS（Foreign Kids Learning Support）	名古屋市	
EAS豊橋日本語教室	EAS日本語教室	豊橋市	0532-54-0450
さくらんぼ塾	さくらんぼ塾	豊橋市	090-2921-3508
岩田親子日本語教室	特定非営利活動法人 フロンティアとよはし	豊橋市	0532-55-5470
岩田団地日本語教室			

教室名	主催団体	所在地	電話番号 またはEメール
東陽中校区学習支援教室	特定非営利活動法人 フロンティアとよはし	豊橋市	0532-55-5470
豊岡・東部中校区学習支援教室			
南陽中校区学習支援教室			
若者・外国人未来塾(豊橋)	特定非営利活動法人 いまから	豊橋市	0532-48-7808
岡崎市子ども向け日本語教室「ぴかぴか」	岡崎市国際交流協会	岡崎市	0564-23-6644
Viva キッズ 日本語 ひろば	一般社団法人ViVarsity	岡崎市	0564-77-9264
日本語ひろば ジュニア	一宮市国際交流協会	一宮市	0586-85-7076
エスコーラ パウロ フレイレ 瀬戸	エスコーラ パウロ フレイレ 瀬戸	瀬戸市	0561-76-0094
カンチーニョ デ サベール 瀬戸	カンチーニョ デ サベール 瀬戸		
にほんご オアシス	にほんご オアシス	瀬戸市	0561-84-2264
日本語教室 はらやま	ボランティアグループ日本語教 室はらやま	瀬戸市	
日本語のひろば	日本語のひろば	瀬戸市	nihongonohirobaseto @gmail.com
日本語教室 シランダ	シランダの会	半田市	cirandanokai@yahoo. co.jp
かすがいふれあい教室 (子どもの日本語教室)	春日井市(市民生活部多様性社 会推進課)	春日井市	0568-56-1944
千両日本語教室	千両日本語教室	豊川市	0533-87-5962
豊川市「こぎつね教室」	豊川市役所	豊川市	0533-89-2158
PECLA 日本語教室	公益財団法人 豊川市国際交流協会 ラテンアメリカ部会	豊川市	0533-83-1571
つしま にほんご教室	つしま にほんご教室	津島市	070-5642-2716
日本語教室「ふじか」	津島市国際交流協会	津島市	0567-58-2270
みんなで学ぼう日本語教室	一般社団法人 ヒューマニティー・ファースト・ ジャパン 共同主催日本アハマ ディア・ムスリム協会	津島市	080-6702-9500
EAS碧南日本語教室	EAS日本語教室	碧南市	0566-46-3404
土曜親子日本語教室	愛知教育大学日本語教育支援 センター外国人児童生徒支援 リソースルーム	刈谷市	0566-26-2219
EAS豊田 日本語教室	EAS日本語教室	豊田市	0565-47-0020
高校進学日本語教室SK	特定非営利活動法人 トルシーダ	豊田市	090-6462-3867
土曜日教室			
ぶんぱっぱ	一般社団法人ぶんぱっぱ	豊田市	0565-33-5931

教室名	主催団体	所在地	電話番号 またはEメール
日本語教室 Curso Sol Nascente	豊田市国際まちづくり推進課	豊田市	0565-34-6963
放課後学習支援事業「ゆめの木教室」、 青少年自立支援事業「そら」			
幼児向け日本語教室(伊保教室)			
幼児向け日本語教室(梅坪教室)			
幼児向け日本語教室(保見教室)			
幼児向け日本語教室(美和教室)			
学習支援教室「アーモンド」	特定非営利活動法人 多文化共生サポートAdagio	安城市	090-3455-8764
子ども日本語教室	安城市国際交流協会	安城市	0566-71-2260
さくら日本語の会	さくら日本語の会	安城市	0566-72-7645
日本語学習支援はばたき教室	あんじょうまざりん	安城市	090-9177-1674
放課後学習支援日本語教室Raimu 今本町教室	Pay Forward	安城市	
放課後学習支援日本語教室Raimu 古井教室			
「わくわく」子ども日本語教室	「わくわく」子ども日本語の会	安城市	0566-75-6473
にしおっこカラフル	西尾市国際交流協会	西尾市	0563-65-2178
大塚教室	蒲郡国際交流協会	蒲郡市	0533-66-1179
塩津教室			
「おかえりなさい」日本語教室	特定非営利活動法人 シェイクハンズ	犬山市	090-9940-2939
「シェイクハンズ」子ども日本語教室			
みんなの日曜塾			
とことこ日本語クラブ	常滑市	常滑市	0569-47-6108
KSI子ども塾 ふくらの家教室	江南市国際交流協会	江南市	0587-54-1111
KSI子ども塾 藤里小学校国際ルーム教室			
INF日本語教室	一色コスモスサポート学習の会	小牧市	0568-77-0739
INF日本語教室(一色コスモス二重堀教室)			090-6462-5789
夢クラス			
ひよこの会日本語教室	ひよこの会	小牧市	090-7303-2843
いなざわ日本語教室	いなざわ日本語教室	稲沢市	090-6570-4822
外国につながる子どもの学習支援教室	東海市国際交流協会	東海市	0562-32-5339

教室名	主催団体	所在地	電話番号 またはEメール
クリアンサの会	クリアンサの会	大府市	090-1292-4378
日本語教室ふらっと	地域多文化ネット「WKY」	大府市	090-9120-5980
キッズエスペランサ	ちたビジョンプロジェクト	知多市	090-1750-6112
学習支援教室 みらい	特定非営利活動法人 みらい	知立市	080-3679-0765
高浜市多文化共生コミュニティセンター つなぐ 日本語教室多文化寺子屋	高浜市多文化共生コミュニティ センター つなぐ	高浜市	0566-57-7700
子ども日本語教室	豊明市国際交流協会	豊明市	0562-92-4649
小学生のための日本語・国語教室	特定非営利活動法人 プラス・エデュケート	豊明市	0562-92-3822
小学低学年のための読み書き教室			
豊明市日本語初期指導教室 (豊明プレクラス・プレスクール)			
日本語理解が不十分なこどものための学習 支援教室			
日本語教室おしゃべりひろば	愛西市	愛西市	0567-55-7133
日本語ひろば	清須市国際交流協会	清須市	052-400-2911
北名古屋市国際交流協会子ども日本語教室	北名古屋市国際交流協会	北名古屋市	0568-22-1111
Aichi Nihongo Kyoshitsu(Geral&Cliaça)	あいち日本語教室	みよし市	090-7315-5506/ 0561-36-4207
初期指導教室(おかよし教室)	みよし市	みよし市	0561-32-8026
初期指導教室(なかよし教室)			
みよしっこひろば			
JJにほんごくらぶ	あま市国際交流協会	あま市	080-5295-8063
美和日本語教室			090-9900-7930
こどもにほんご	長久手市国際交流協会	長久手市	0561-62-5933
そよかぜ日本語教室	一般社団法人 そよかぜフリースクール	長久手市	070-8325-4786
あいうえOguchi	あいうえOguchi	大口町	090-5809-5199
大口町日本語教室Cerejaカフェ	特定非営利活動法人 まちなえと大口、大口町	大口町	0587-22-6642
こどもにほんごひろば	多文化共生ひがしうら	東浦町	0562-51-7697
多文化ルームKIBOU	社会福祉法人せんねん村	西尾市	0563-77-7457

<オンライン式>

教室名	主催団体	所在地	電話番号
外国につながる子どもの学習支援教室	東海市国際交流協会	オンライン	0562-32-5339
オンライン高校進学教室	特定非営利活動法人 プラス・エデュケート	オンライン	0562-92-3822
オンライン日本語会話教室			
日本語で話そう	高浜市多文化共生コミュニティセンター つなぐ	オンライン	0566-57-7700
Vivaキッズ日本語ひろば	一般社団法人ViVarsity	オンライン	0564-77-9264
ぶんぱっぱ	一般社団法人ぶんぱっぱ	オンライン	0565-33-5931
ヘルピングハンズ日本語教室	ヘルピングハンズアンドハー ツジャパン	オンライン	052-710-7479

◆ 愛知県内の子どもの母語教室・母語教育 (→P.53)

※実施日時は、各団体に問い合わせてください。

市町村	事業名・教室名	言語	実施団体	問合せ先
豊川市	PECLA(ペクラ)	ポルトガル語 スペイン語	公益財団法人豊川市 国際交流協会ラテンア メリカ部会	公益財団法人豊川 市国際交流協会 0533-83-1571
豊田市	母語保持教室 (ポルトガル語)	ポルトガル語	セメンチーニャ・デ・ア ルファベティザソン (ボランティアグループ)	公益財団法人豊田 市国際交流協会 0565-33-5931
	ベトナムにルーツを 持つ子どものための ベトナム語教室	ベトナム語	チェ ベトナム (ボランティアグループ)	公益財団法人豊田 市国際交流協会 0565-33-5931
	華豊学苑 (かほうがくえん)	中国語	華豊の友 (かほうのとも)	公益財団法人あす て 0565-52-0362
西尾市	子どもの母語クラス	ポルトガル語 スペイン語 中国語 ベトナム語	多文化ルームKIBOU (市の委託)	多文化ルーム KIBOU 0563-77-7457
大府市	—	ポルトガル語 タガログ語 ベトナム語 等	大府市学校教育課	学校教育課 0562-46-3332
岩倉市	岩倉市日本語・ポル トガル語適応指導教 室	ポルトガル語	岩倉市学校教育課	岩倉市学校教育課 0587-38-5818
蟹江町	蟹江町プレスクール 事業	ポルトガル語 中国語 タガログ語 ベトナム語	一般社団法人かにえ子 ども日本語の会 (町の委託)	蟹江町教育課 0567-95-1111 (代)
瀬戸市	継承スペイン語教室 LIBREO	スペイン語	LIBREO (ボランティアグループ)	LIBREO(リブレオ) 080-5295-7032

◆ 市町・市町国際交流協会

多言語対応している機関、団体を掲載していますが、対応日時については変わることがありますので、各団体へ問い合わせてください。また、日本語のみで対応している外国人対応窓口もあります。それらの情報につきましては、愛知生活便利帳(→本冊子P.135)に掲載しています。

日:日本語 ポ:ポルトガル語 ス:スペイン語 英:英語 中:中国語 比:フィリピン語/タガログ語 ベ:ベトナム語 ネ:ネパール語
イ:インドネシア語 タ:タイ語 韓:韓国・朝鮮語 ミ:ミャンマー語 露:ロシア語 ウ:ウクライナ語 仏:フランス語 ヒ:ヒンディー語

機関名	電話番号	言語	相談日	時間
公益財団法人愛知県国際交流協会 あいち多文化共生センター	052-961-7902	ポ・ス・英・中・比・ベ・ネ・イ・ タ・韓・ミ・露・ウ・日	月～土	10:00～18:00
名古屋市 外国人総合案内	千種区	英	月・木(木が閉庁日の場合は翌開庁日)	8:45～17:15
		ベ	火(火が閉庁日の場合は翌開庁日)	
	中村区	ベ	月・水・金	8:45～17:15
		ネ	月・火・木	
	中区	中	月	8:45～17:15
		ネ	月・火	
		ベ	水・金	
		比	木	
	港区	ポ	月・水・連休翌日の開庁日	9:00～17:15
			日曜開庁日	9:00～12:00
		比	金	9:00～17:15
名古屋市 区役所・支所におけるタブレット端末による多言語対応サービス	遠隔通訳	ポ・ス・英・中・比・ベ・ネ・イ・ タ・韓・露	月～金	8:45～17:15
		ミ・ヒ・クメール・マレー		9:00～17:15
		仏		10:00～17:15
		ウ		10:00～12:00
		ポ・ス・英・中・韓・タ	日曜開庁日 (開庁時間が14:00までの日は14:00まで対応)	8:45～12:00
		比・ネ・ヒ・クメール		9:00～12:00
	機械通訳	ポ・ス・英・中(繁体/簡体)・ 比・ベ・ネ・イ・タ・韓・ミ・露・ ウ・仏・クメール・モンゴル・日	月～金	8:45～17:15
			日曜開庁日 (開庁時間が14:00までの日は14:00まで対応)	8:45～12:00
公益財団法人名古屋国際センター 情報カウンター	052-581-0100	ポ・ス	火～日	10:00～12:00
		英・日	火～日	13:00～17:00
			火～日	9:00～19:00
			火～金	13:00～17:00
		中	土・日	10:00～12:00
			土・日	13:00～17:00
		比・韓	木・土・日	13:00～17:00
		ベ・ネ	水・土・日	
豊橋市 外国人相談	0532-51-2067	イ	第1・3水・第1・3日	9:00～17:00
		タ	第2・4水・第2・4日	
		ポ	月～金	9:00～17:00
		英	月～金	9:00～12:00
公益財団法人豊橋市国際交流協会 日常生活相談 外国人総合相談窓口(インフォピア)	0532-55-3671	比	月・水・金	13:15～16:15
	080-3635-0783	英・日	毎日	9:00～17:00
	ポ	ポ(不在時はTV電話)	毎週月～日 第1・3週 土日	
	090-1860-0783	ベ(不在時はTV電話)	毎週水・金	9:30～15:30
	英、比、ベ、他	比(不在時はTV電話)	毎週月～日 第2・4週 土日	9:00～17:00
岡崎市 外国人相談	0564-23-6480	ポ・英・比	月～金	8:30～17:15
		中	月～金	8:30～16:15
岡崎市 りぶら国際交流センター	0564-23-3148	ス	木・土・日	9:15～17:00
		英	月・火・金～日	
		ベ	月・火・金	
一宮市国際交流協会 国際交流ウエルカムひろば	0586-85-7076	英・イタリア 多言語(翻訳機)	第1日	10:30～12:00
瀬戸市国際センター 外国人相談	0561-83-7719	ポ	第1・3水	10:00～12:00
		ス	火	13:00～17:00 (受付16:30まで)

日:日本語 ポ:ポルトガル語 ス:スペイン語 英:英語 中:中国語 比:フィリピン語/タガログ語 ベ:ベトナム語 ネ:ネパール語
 イ:インドネシア語 タ:タイ語 韓:韓国・朝鮮語 ミ:ミャンマー語 露:ロシア語 ウ:ウクライナ語 仏:フランス語 ヒ:ヒンディー語

・機関名		電話番号	言語	相談日	時間
半田市 外国人相談（多文化共生コーナー）		0569-84-0609	ポ・ベ その他16言語（電話通訳システムによる）	月～金	8:30～17:15 （水のみ8:30～19:15）
半田国際交流協会 一般相談		0569-26-1929	英・中	月～金（第3月・火を除く） 日（日本語教室開催時）	10:00～16:00 10:00～12:00
春日井市 外国人相談		0568-85-6624	ポ ス 英・比	第2・4水 第3水 第1水	9:00～12:00 13:00～16:00
豊川市 外国人相談		0533-89-2158	ポ	月～金	8:30～17:15
			英	月・水・金	8:45～12:45
			中	月・水・金	10:00～16:00
			ベ	火・木	9:00～16:00
			ポ・ス・英・中・比・ベ・ネ・韓 イ・タ・ミ・ヒ・クメール・マレー	月～金 （TV電話対応）	8:30～17:15 9:00～17:15 10:00～17:15 10:00～12:00
			露・仏 ウ		
公益財団法人豊川市国際交流協会 外国人相談		0533-83-1571	ポ	月・火・水・金 火・水	13:15～17:15 9:00～13:00
			ス・中	月～金	8:30～17:15
			英	月・火・木・金	9:00～14:00
碧南市 外国人相談窓口		0566-41-3311 内線521,522	ポ・比・ベ等14言語	月～金	8:30～17:00
刈谷市 生活相談		0566-62-1058	ポ	月～木	8:30～12:00
			中	月・水～金	13:00～17:00
			英・比	月・火・木・金	
豊田市	ポルトガル語、スペイン語、 英語（通訳職員）相談	0565-34-6626	ポ・ス・英		8:30～17:15
	電話通訳サービス		ポ・ス・英・中・比・ベ・ネ・イ・ タ・韓・ミ・露・仏・ヒ・マレー・ クメール・ドイツ・イタリア・ モンゴル・シンハラ・ベンガル	月～金 （祝日・年末年始を除く）	8:30～17:15
	多言語サービスデスク ①市民相談課（本庁） ②上郷支所 ③猿投支所 ④保見出張所 ⑤高岡支所 ⑥高橋支所	(0565) ①34-6626 ②21-0001 ③45-1211 ④48-8006 ⑤53-7779 ⑥80-0077	ポ・ス・英・中・比・ベ・ネ・韓 イ・タ・ミ・ヒンディー・マレー 露・仏		8:30～17:15 9:00～17:15 10:00～17:15
公益財団法人豊田市国際交流協会 相談窓口		0565-33-5931	ポ・ベ	土・日	10:00～16:00
			英	火～日	9:00～19:00 （土・日17:00まで）
				火	13:00～16:00
			中	水～金・日 土	10:00～16:00 9:00～12:00
安城市 外国人相談		0566-71-2299	ポ・中・比等23言語 ポ・中・比等16言語	月～金	8:30～17:15
西尾市 外国人相談窓口		0563-65-2383	ポ		9:00～13:00
			ベ	月～金	8:30～17:00
			その他（電話通訳システムによる11言語）		8:30～17:15
蒲郡市 外国人相談窓口		0533-66-1179	英・タ・その他（電話通訳システムによる12言語）	月～金	8:30～16:00
犬山市 外国人無料相談窓口		0568-44-0343	ポ・ス 英・中・比	金 第4金	13:00～16:30
江南市国際交流協会 ふくらの家 外国人生活相談		0587-56-7390	ポ・ス・英・中・比・ベ・韓・モン ゴル	月～金	10:00～12:00 13:00～15:00
小牧市 外国人相談		0568-39-6527	ポ・ス・英・ベ	月～金	9:00～12:00 13:00～17:00
稲沢市 ポルトガル語による相談		0587-32-1146	ポ	第1・3金	13:00～16:00
新城市 外国人相談窓口		0536-23-7697	ポ・ス（他は翻訳機対応）	月～金 （祝日を除く）	9:00～12:00 13:00～16:00
東海市国際交流協会 在住外国人生活相談		0562-32-5339	英・中・比	随時（予約制）	

日:日本語 ポ:ポルトガル語 ス:スペイン語 英:英語 中:中国語 比:フィリピン語/タガログ語 ベ:ベトナム語 ネ:ネパール語
 イ:インドネシア語 タ:タイ語 韓:韓国・朝鮮語 ミ:ミャンマー語 露:ロシア語 ウ:ウクライナ語 仏:フランス語 ヒ:ヒンディー語

機関名		電話番号	言語	相談日	時間
大府市 外国人総合窓口(ウェルサポ)		0562-45-6266	英	月～金	8:30～17:00
			多言語(TV電話通訳で対応)	月・火・木・金	8:30～17:15
				水	8:30～19:15
大府市国際交流協会 外国語相談		080-4525-5931	ポ 中 ベ	水 第2水 第4水	13:00～17:00
知多市 外国人生活相談		0562-36-2648	ポ	月	9:00～12:00 13:00～16:00
			ス	木・金	9:00～12:00
				火	9:00～12:00 13:00～16:00
知立市 外国人相談	市役所(市民課)	0566-83-1111	ポ・中・比等14言語	月～金	9:30～12:00 13:00～16:30
	もやいこハウス			月 土	9:00～12:00 9:00～13:00
尾張旭市 外国人相談		0561-76-8125	日・その他(翻訳機)	月～金	8:30～17:15
高浜市 外国人相談		0566-52-1111	ポ・ベ	月～金	8:30～17:15
岩倉市 外国人サポート窓口		0587-38-5040	ポ・ス(他は翻訳機対応)	月～金	8:30～17:00
豊明市	外国人相談窓口	0562-85-1031	ポ	月～金	9:00～12:00 13:00～17:00
	電話通訳サービス		ポ・ス・英等21言語		8:30～17:15
日進市(日進市国際交流協会) 外国人相談窓口		0561-73-1131	ス・英・中・韓	月～金	9:00～12:00 13:00～16:00
特定非営利活動法人 たはら国際交流協会		0531-22-2622	日(予約により、英・中・比・ベ・イ)	水・金・日	13:00～17:00 オンライン受付(毎日)
北名古屋市国際交流協会 外国人生活情報サービス		0568-22-1111	日(他は自動翻訳機対応)	月～金	9:00～17:00 ※予約制
みよし市 一般相談	(市民課)	0561-32-8012	ポ	月・火	13:00～16:00
	(子ども相談課) (納税課)			水・木・金	9:00～12:00 13:00～16:00
				月	9:00～12:00
				火	9:00～12:00
あま市国際交流協会		090-9900-7930	日	月～金	8:30～17:15
長久手市国際交流協会 外国人相談窓口		0561-62-5933	日・その他(翻訳機)	月～金	8:30～17:00
扶桑町多文化共生センター 外国人相談		0587-92-4111	日・その他(翻訳機)	日	13:30～15:00
東浦町 外国人 相談窓口	東浦町役場	0562-83-3111	ポ	月・金	8:30～17:00
				水	10:30～19:00
				木	8:30～11:00 13:00～17:00
				英・比	13:00～16:00
	県営東浦住宅集会所	0562-83-0318	ポ	月～金 木	11:00～12:00
幸田町 外国人相談窓口		0564-62-1111 (内線332)	ポ	月～金	10:00～12:00 13:00～17:00
			多言語(電話通訳で対応)		8:30～17:15

◆ 専門相談窓口

機関名		電話番号	言語	相談日	時間
在留資格	名古屋出入国在留管理局	ナビダイヤル 0570-052259 一部のIP電話・海外から 052-217-8944	日	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:00～16:00
	名古屋出入国在留管理局 豊橋出張所	0532-32-6567	日	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:00～12:00 13:00～16:00
	外国人在留総合インフォメーションセン ター(名古屋出入国在留管理局1階/窓 口での相談)	名古屋市港区正保町 5-18	ポ・ス・英・中・比・日	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～16:00
	外国人在留総合インフォメーションセン ター(電話での相談)	全国共通 0570-013904 PHS、IP電話、海外から の通話は全国共通: 03-5796-7112	ポ・ス・英・中・比・ ベ・ネ・イ・タ・韓・ミ・ 仏・クメール(カンボ ジア)・モンゴル・シン ハラ・ウルドゥ・日		8:30～17:15

機関名		電話番号	言語	相談日	時間
在留資格	外国人在留支援センター(FRESC)	ナビダイヤル 0570-011000 一部のIP電話・海外から 03-5363-3013	ポ・ス・英・中・比・ ベ・ネ・イ・タ・韓・日 など	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:00～17:00
	名古屋出入国在留管理局 在留支援のための相談窓口(FRAT)	0570-052259 (140#)予約制	予約の電話は日本 語のみ	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～12:00 13:00～16:00
	外国人総合相談支援センター	03-3202-5535 03-5155-4039	ポ・ス	月～水	9:00～16:00
			英・中	月～金	
			比	金	
			ベ	月・水	
	公益財団法人愛知県国際交流協会 あいち多文化共生センター 外国人向け専門相談(在留相談)	052-961-7902	ポ・ス・英・中・比・ ベ・ネ・イ・タ・韓・ミ・ 露・ウ・日	第3水(祝日の場合は翌 週)	13:00～17:00 ※予約制 (随時受付)
			ポ・ス・英・中・比・ ベ・ネ・韓	第4土	13:00～17:00 ※予約制
	豊田市 外国人関連手続き相談	0565-34-6626	ポ・ス・英	第2月	13:30～15:00 ※予約制
	小牧市 在留関係相談	0568-39-6527	ポ・ス・英・ベ	第1水	13:00～16:45 ※予約制
人権	名古屋法務局 人権擁護部外国人のための人権相談所	0570-090911	ポ・ス・英・中・比・ ベ・ネ・イ・タ・韓	月～金(祝日、 年末年始を除く)	9:00～17:00
	外国人インターネット人権相談	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01		ポ・ス・英・中・比・ ベ・ネ・イ・タ・韓	24時間受付 (返信対応時間 8:30～17:15)
公印確認	FRESC(外国人在留支援センター)内 外務省ビザ・インフォメーション		0570-011000 一部のIP電話から 03-5369-6577	日	月～金(祝日を除く) 9:00～17:00
	外務省	本省	案内に従い、「1」を選んだ後、「5」を押す。		
		大阪分室	〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 外務省南庁舎1階 外務省 領事局領事サービスセンター 証明班		

◆ 外国人支援や相談対応をしている民間団体

機関名	電話番号	言語	相談日	時間
特定非営利活動法人 在日ブラジル人を支援する会 (サビジャ)	050-6861-6400	ポ・日	月～金	予約受付 9:00～16:00 オンライン心理相談 9:00～21:00 ブラジル人児童向け教育サポート 9:00～16:00
			金(在浜松ブラジル総 領事館)	面談式相談 9:00～13:00
			第3月(新城市役所内)	面談式相談 10:00～13:00
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター よりそいホットライン	0120-279-338 (ガイダンスのあと 2番を押す)	ポ・ス・英・中・比・ベ・ ネ・イ・タ・韓	年中無休	10:00～22:00
	Facebook・ Messenger通話	英・中・比・ベ・ネ・イ (他言語は予約制)	木・金・日	16:00～22:00
https://www.facebook.com/yorisoi2foreign				
東京英語いのちの電話	03-5774-0992	英	火～木	9:00～23:00
			金	9:00～翌2:00
浜松いのちの電話	0120-428-333	ポ	土～月	9:00～23:00(土朝から月夜まで連続)
			電話がつかない場合、チャット相談あり https://telljp.com/lifeline/	
横浜いのちの電話 外国語相談 (LAL)	0120-66-2488	ポ	金	19:30～21:30
			水	10:00～21:00
			金	19:00～21:00
	0120-66-2477	ス	土	12:00～21:00
			水	10:00～21:00
			金	19:00～21:00

◆ その他、相談窓口

その他、相談窓口は、「相談員のための多文化ハンドブック 社会福祉編 上巻・下巻」、「相談員のための多文化ハンドブック 結婚・離婚編」および「愛知生活便利帳」で確認することができます。

相談員のための多文化ハンドブック

<https://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/manual/manual.html>

愛知生活便利帳

<https://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/benricho/index.html>

当協会のホームページでは、県内で活動する民間国際交流団体のうち、各国と交流を持つ団体の情報が検索できます。

民間団体検索

<https://www2.aia.pref.aichi.jp/aiawp/organization/>

◆ 愛知県内の児童相談所

愛知県内の児童相談所は、同冊子「社会福祉編 下巻」P.62、もしくは愛知県のホームページより確認することができます。

愛知県 児童(・障害者)相談センター(子ども相談WEBページ)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/owari-fukushi/jiso.html>

◆ 各国の関係団体

在日公館の連絡先、管轄地域等は、外務省のホームページより確認することができます。また、在日公館に問い合わせる際、電話がつながりにくい場合がありますので、それぞれのホームページを確認の上、必要に応じてEメールで問い合わせしてください。

外務省 駐日外国公館リスト目次

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html>

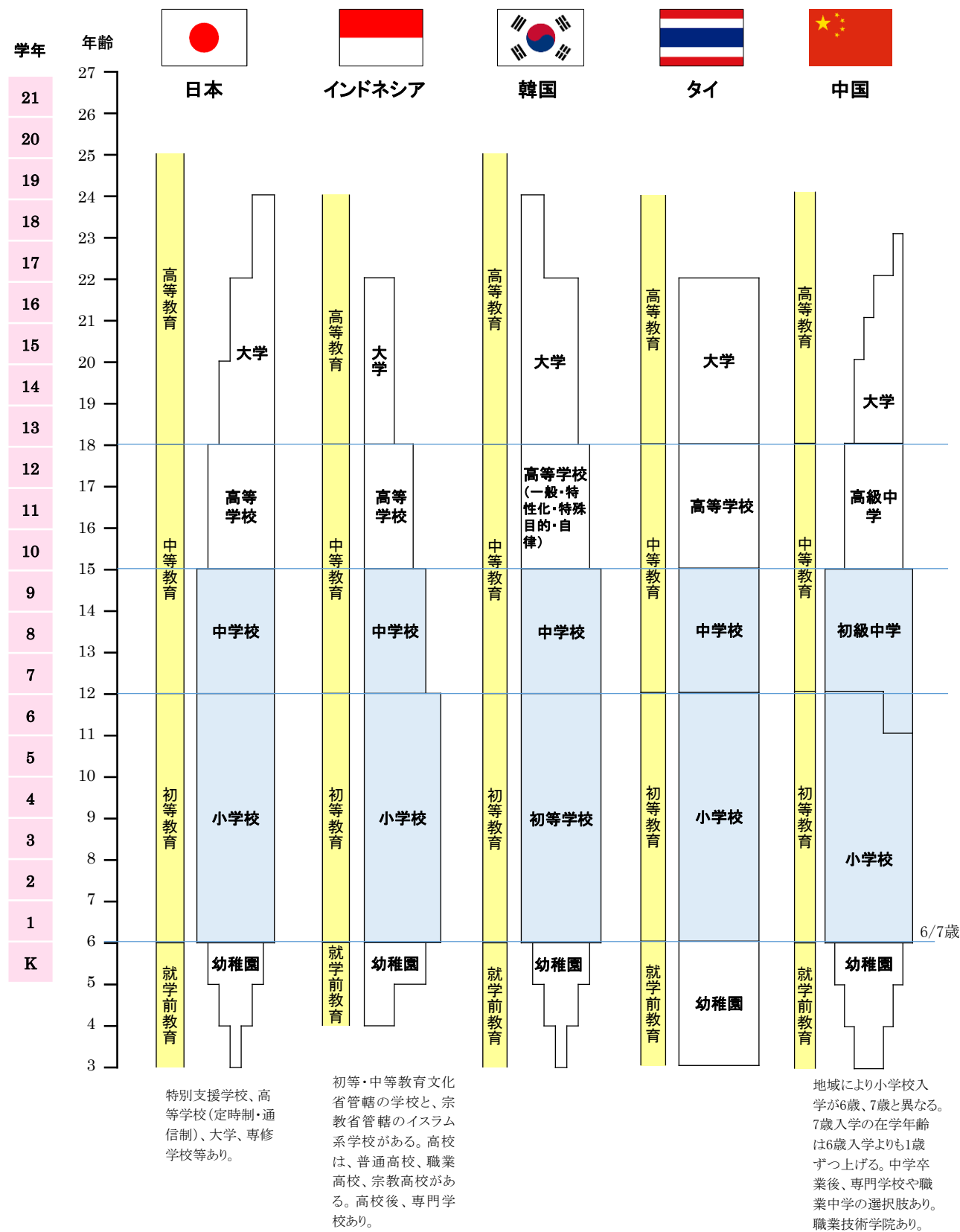


第5章

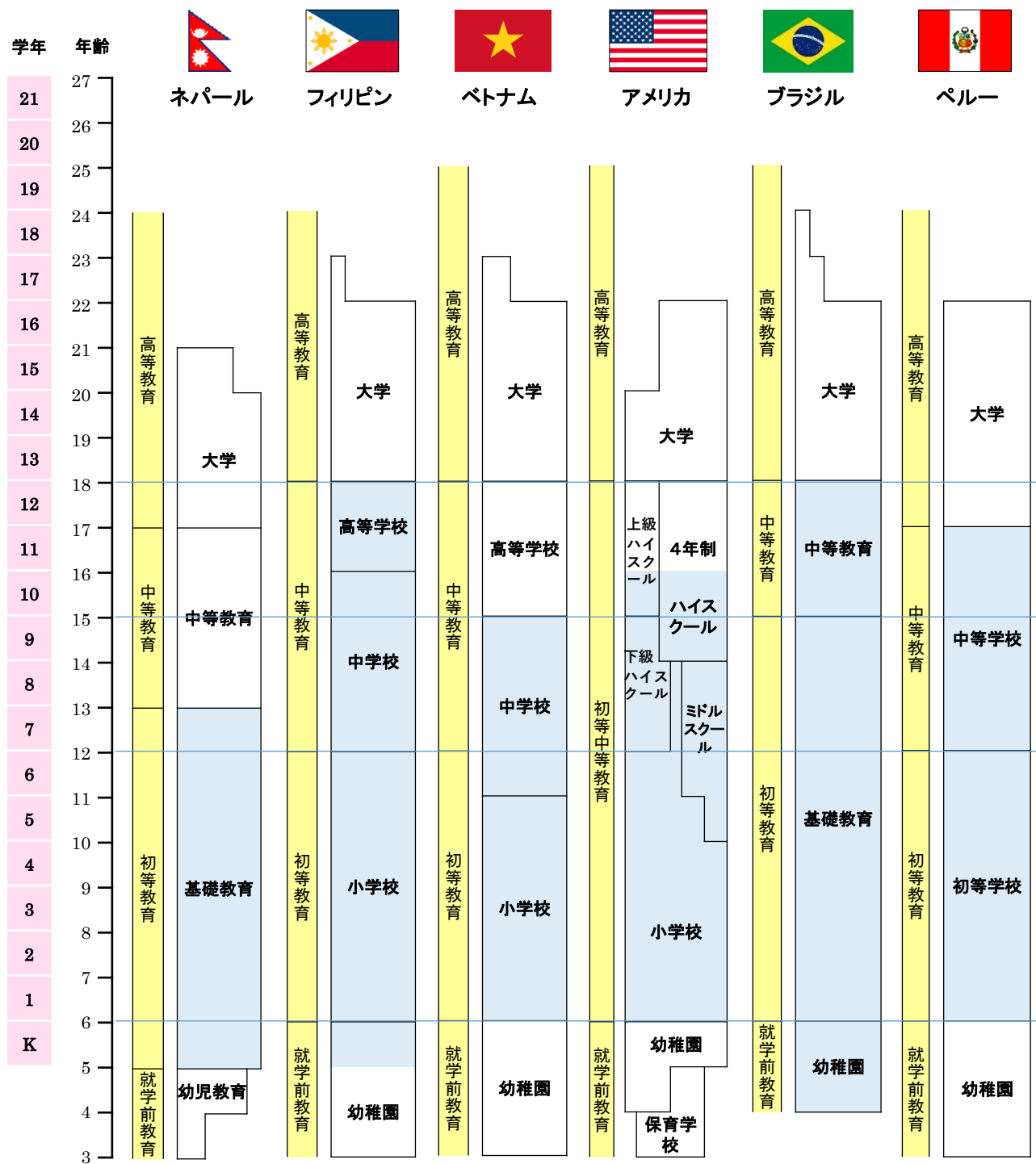
各国の情報

各国の学校系統図

国によって学校制度、学校生活など様々な違いがあります。外国人の保護者や子どもと接する時に、母国の情報を知っておくことはコミュニケーションを円滑にする重要な要素です。この章では、各国の制度や学校生活を紹介しています。



この項では、各国の学校系統図を紹介します。一般的な課程を掲載しており、地域や設置主体により異なることもあります。義務教育期間を青色で表示しています。
また、大学院は記載していません。
なお、就学開始年齢が6歳でない場合、学年が表示の目盛と異なります。



宗教学校、オルタナティブスクールあり。
※基礎教育が5歳からのため、表示の学年と異なる。

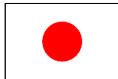
職業訓練校あり。

※州により異なる。

法的には幼稚園も義務教育。

各国の教育制度比較表

① 各国の教育制度概要

項目 \ 国名	日本	アジア			
		インドネシア 	韓国 	タイ 	中国 
学校制度	6-3-3-4	6-3-3-4	6-3-3-4	6-3-3-4	6-3-3-4 (一部地域では5-4-3-4)
義務教育期間	9年間	9年間	9年間	9年間	9年間
	小学校6年 中学校3年	小学校6年 中学校3年	初等学校6年 中学校3年	小学校6年 中学校3年	小学校6年 (一部地域は5年) 初級中学3年 (一部地域は4年) 一部の地域は12年(内モンゴル自治区、陝西省等)
義務教育以降 (大学まで) ※専門学校等除く	高等学校3年 短期大学2年 大学4年	高等学校3年 大学4年	高等学校3年 大学4年	高等学校3年 大学4年	高級中学3年 大学4年
就学前の教育	幼稚園／3～5歳	PAUD 保育園／2～3歳 TK-A 幼稚園年少／4～5歳 TK-B 幼稚園年長／5～6歳	幼稚園／3～5歳	幼稚園／3～5歳	幼稚園／3～5歳 保育と教育の結合を原則としている。(保育所は0歳から3歳未満の子どものみ対象としている。)
年度／ 就学年齢基準日	4月～翌年3月 4月1日までに満6歳になる子どもが就学。	年度は7月頃～翌年6月頃	3月～翌年2月 1月1日～12月31日までに満6歳になる日の翌年3月に就学。但し、満5歳や7歳の入学も可能。	5月～翌年3月 5月1日～30日に満6歳になる子は、同年に入学。	9月～翌年7月 8月31日までに満6歳になる子どもは小学に就学。(満7歳の地域もある。)
学期／月	3学期制／2学期制	2学期制	2学期制	2学期制	2学期制
	1学期: 4月～7月 2学期: 9月～12月 3学期: 1月～3月 1学期: 4月～10月頃 2学期: 10月頃～3月	1学期: 7月～12月 2学期: 1月～6月	1学期: 3月～7月 2学期: 8月下旬～2月末日	前期: 5月～10月 後期: 11月～3月	1学期: 9月1日～1月中旬 2学期: 2月中旬～7月中旬
学校の休み	土日祝 夏休み・冬休み・春休み (地域により期間が異なる。)	日祝(土曜休みの学校あり。) 学期末に長期の休みがある。 ラマダン明けに1～2週間程度の休み	夏休み (7～8月の間の約4週間) 冬休み (12～1月の間の約4週間) 春休み (2月の間の約2週間)	土日祝 11月(約2週間) 3月～5月(約1か月半)	土日祝 夏休み (7～8月の間の約7週間) 春節休み (1～2月の間の約4週間)
特別な配慮が必要な子どもへの対応	・通級指導(各教科の授業は通常の学級で行い、状態に応じた指導を特別な場で行う) ・小中学校の特別支援学級 ・特別支援学校	障害種別により特別な学校がある。 SLB (Sekolah Luar Biasa)	・特殊教育学校等 ・通常学校の特殊学級および通常の学級 ・自治体教育庁の特殊教育支援センター ・巡回教育および院内学級	・一般学校でインクルーシブ教育 ・視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由者の障害者学校あり。	視覚障害、聴覚障害、知的障害等の障害者学校あり。 全国2345箇所。
行政	都道府県や市町村の教育委員会	初等・中等教育文化省	・教育部 ・各自治体の教育庁	教育省	国务院教育部、地方の省・自治区・直轄市、県・市(区)の教育委員会(教育庁または教育局)。

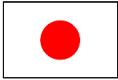
各国の教育に関する制度や学校の生活を項目別にまとめ、紹介します。基本的に公立義務教育の主な情報を載せていますが、州や地域、私立の学校等、掲載情報と異なる場合がありますので、必要に応じて本国の当該窓口で確認してください(→P.77)。

アジア			北米	南米	
ネパール	フィリピン	ベトナム	アメリカ	ブラジル	ペルー
					
8-4-3~4	1-6-4-2	5-4-3-4(または5)	6-3-3、5-3-4、6-2-4、6-6など (州・地域等により異なる)	2-9-3-4~5	2-6-5-5
8年間	13年間	9年間	州により異なる。	14年間	13年間
基礎教育8年	幼稚園1年 小学校6年 中学校4年 高等学校2年	小学校5年 中学校4年	州により異なる。 (例:イリノイ州6~17歳、カリフォルニア州6~18歳、ニューメキシコ州5~18歳。ほとんどの公立小学校は入学前1年間の就学前クラスを有し、多くの児童がそこから就学している。)	幼児教育2年 基礎教育9年(日本の小学校・中学校に相当) 中等教育3年(日本の高等学校に相当) (幼稚園を修了しなくても小学校には入学できる。)	幼児教育2年 初等学校6年(日本の小学校に相当) 中等学校5年 (幼稚園を卒業していなくても小学校には入学できる。)
中等教育4年 大学 3~4年	大学	高等学校3年 大学4~5年	2年制大学(コミュニティカレッジ) 4年制大学(総合大学/リベラルアーツカレッジ/専門大学)	大学4~5年	大学5年 (学部により違いがある)
1~2年(3~4歳)の幼児教育があるが、地域による。	幼稚園3~5歳 (公立幼稚園は小学校と併設されている。)	小学校以前の教育は義務ではない。3歳で入園するベトナム人向け幼稚園は3年間の教育課程。	幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3~5歳児を対象とする。	幼児教育として0~3歳は保育園、4~5歳はプレスクール(幼稚園)	幼稚園3~5歳。
4月中旬~翌年3月 3月中旬までに満5歳になれば就学。	6月~翌年3月	9月~5月 当該年の12月までに満6歳になる者は、その年の学校年度開始日(9月)に就学。	州や学校により異なる。 (ワシントン州の標準的な例:年度は9月1日~8月31日。その年の8月31日までに満6歳になる者は、同年の9月に小学校1年生となる。)	2月~12月中旬	3月~12月 3月31日に満3歳になる子どもは、就学前教育に就学。
学期制なし。	2学期制	2学期制	全国共通制度はない。	3学期または4学期制	4学期制
ない	1学期: 6月~10月 2学期: 11月~3月	1学期: 9月~1月 2学期: 1月~5月 (地域による)	州や学校により異なる。 ※代表的なもの: 2学期制: ①8月~12月、 ②1月~5月 3学期制: ①9月~12月、 ②1月~3月、③4月~5月 4学期制: ①9月~12月、 ②1月~3月、③3月~6月 ④6月~8月	1学期: 2月 ~ 4月中旬 2学期: 4月中旬 ~ 7月上旬 3学期: 7月下旬 ~ 9月下旬 4学期: 10月上旬 ~ 12月中旬	1学期: 3月上旬 ~ 5月中旬 2学期: 5月中旬 ~ 7月下旬 3学期: 8月上旬 ~ 10月中旬 4学期: 10月中旬 ~ 12月下旬
土曜日 60日程度の休暇の時期を学校が決定する。多くは夏期休暇となるが、山間部は冬期休暇が多い。	夏休み 4月、5月の約2か月間。 1学期から2学期の区切りに約2週間。 フィリピンでは4月、5月がもっとも暑い。	日曜日 土曜日(学校による) テト(旧正月)1月~2月 夏休み6月~8月	州によって異なる。 夏休み(6~8月頃)、 冬休み(12月末頃)、 春休み(3月末)など。	土、日、祝日 冬休み(7月) 夏休み(12月中旬~1月下旬)	冬休み(7月頃) 夏休み(12月下旬~2月)
特殊学級、特別支援学校あり(視覚障害児、聴覚障害児、知的障害児)。	1997年から地域のすべての学校でSped(特殊教育)プログラムが義務化されている。	・インクルーシブ教育 ・特別支援学校(精神障害児、聴覚障害児、視覚障害児) ・準インクルーシブ教育	IDEA(個別障害者教育法)により学校は個々の児童生徒に適切な支援を無料で提供することが義務付けられている。	通常級で、レベルや成長段階に応じた教育支援を受けながら学習する。加配教員対応あり。知的障害、肢体不自由、聴覚障害の特別支援学校(州立、市立、私立)。	普通の学習を困難にする何らかの障害を持つ人が特別基礎教育の対象となる。個別対応をしなから通常の学級に含めることを目標とされる。
教育省 教育局、地域教育事務所、教育委員会。 初等・中等教育の管轄機関は郡教育事務所。	教育省	教育訓練省	州教育省の下に郡教育局、その下に学校区がある。	教育省、全国教育評議会、州教育省、州教育評議会、地域教育局、市教育委員、市教育局と市教育評議会。*	教育省、州教育局、地域教育部

※初等教育は市町村、(特に農村地域や市町村の能力が低い地域では州も参加)、中等教育は州。

②義務教育の学校の概要

※義務教育の概念は国によって異なります。

項目	国名	アジア				
		日本	インドネシア	韓国	タイ	中国
						
授業時間		午前の授業、 昼食、 掃除、 午後の授業、 クラブ活動	午前の授業、 昼休み(昼食、お祈りの時間)、 午後の授業、 クラブ活動	午前の授業、 昼食、 昼休み、 午後の授業	午前の授業、 昼食、 昼休み、 午後の授業、 掃除	午前の授業、 昼食、 昼休み、 午後の授業
授業の言語		日本語	インドネシア語	韓国語	タイ語	中国語 少数民族の言語
カリキュラムの特徴		【小学校】 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語外国語活動 【中学校】 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、道徳、特別活動、総合的な学習の時間	【小学校】 国語、算数、理科、社会、体育、図工、宗教、地方語、市民教育 【中学校】 国語、算数、理科、社会、体育、図工、宗教、英語、保健体育、情報、環境、歴史、地方語、市民教育、その他の活動	【小学校】 各教科は日本とほぼ同様。その他「創意的体験活動」がある。 【中学校】 特徴:選択科目がある。漢文、環境、生活、外国語(ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、日本語、ロシア語、アラブ語、ベトナム語等)、保健、進路と職業からの選択、その他「創意的体験活動」がある。	【小学校】 「生活経験の強化」:タイ人として生きるために必要なことを学ぶ。 「瞑想」:朝礼や午後の授業開始前に10～15分実施。 「ボーイ&ガールスカウト」:自然や健康について学び、野外授業等奉仕活動を実施。 「英語」:小学校から実施。	【小学校】 国語、算数、英語、体育、芸術、理科、図工、道徳、テクノロジー、総合的な実践活動など 【中学校】 国語、算数、外国語(英語、日本語、ロシア語等)、歴史、地理、化学、物理、生物、体育、芸術、図工、道徳、総合的な実践活動など
宗教対応		対応していない。	宗教の授業は、生徒が信仰する宗教に応じて行われる。イスラム系の小・中・高等学校もある。他の宗教の学校もある。	対応していない。	タイ国民の多くは仏教徒であるため、道徳の時間は僧侶が先生になることもある。	宗教は歴史の知識としてのみ取り扱う。
教育費		授業料、教科書代無償。教材費、給食費は徴収される。	公立の小学校・中学校は無償。 行政の予算や各学校、保護者の経済状態で負担額が異なる。	授業料、教科書代は無料。給食費は地域や学校ごとに異なる。	授業料無償。教科書、教材費、給食費、その他必要経費が徴収される場合あり。	義務教育は農村部から段階的に無償化を進めており、2008年9月に全面無償化の方針が打ち出された。
留年		ない	小学校から高校までは各年の進級試験と最終年の卒業試験があり、これに合格しないと進級または卒業できず留年となる。	年間授業日数が2/3に満たない場合は留年になる。	ある	ある
飛び級、早期卒業、早期入学		ない	ある(特別) 普通はない。	ある	ない	ある
外国人児童生徒への対応		加配教員、取り出し授業、プレスクール、プレクラス、拠点校(センター校)、母語教育支援。	言語特別指導は学校により異なる。	特別学級が設置されている学校もある。(多文化教育センター)	言語特別指導は一般的に実施していない。	外国人生徒を受け入れる資格を持っている学校がある。

アジア			北米	南米	
ネパール	フィリピン	ベトナム	アメリカ	ブラジル	ペルー
					
午前の授業、 昼食、 午後の授業	標準的には午前、午後 の2部制。 どちらのクラスに入るかは、 生徒の希望で指定する。 午前:6:00～12:20 午後:12:40～6:50 (土日には、働く学生と大人 を対象とした学習クラス がある)	午前組と午後組の登 校組に分かれ、同一 教室を2回使用する2 部制が多い。(教育施設 が不足しているため。) 全 日制もあり。	州・地域・学校により異 なる。	午前、午後、夜間(高校 とEJA ^{※1} 。 2023年から連邦政府 は公立学校(幼児教育、 小中学校)に全日制学 校プログラムを実施。 州、連邦直轄区、地方 自治体は任意。全日 制の私立学校もある。 小学校のための最低 日間授業時間は4時間、 中学校のための授業 時間は5時間。	午前のみ
ネパール語 英語	幼稚園から3年生ま では母語が使用される。 フィリピン語は、主に 社会科、フィリピン語 等で、英語は数学、 化学、技術等で使用 される。	ベトナム語	英語 (他の言語を話す教員・助 手を配置している州や学校 がある。ワシントン州では英 語以外のバイリンガル・イ マージョン教育も行われて いる。)	ポルトガル語	スペイン語 原住民の言語
【初等教育】 ネパール語、英語、 母語(地域言語)、サ ンスクリット語、算数、 理科、社会科、保健 体育、創造芸術、職 業前教育 【中等教育】 職業訓練が重視され る。	【幼稚園】 日本と同じ内容だが、 英語、母語、フィリピン 語等言語教育を重視。 【初等・中等教育】 母語、フィリピン語、英 語、数学、科学、社会、 保健教育、音楽、芸 術、体育、ヘルス (Health)、家庭・生活、 技術・生活(農業水産、 家庭経済、情報通信、工 業:中等教育のみ)。	【小学校】 ベトナム語、算数、道 徳、自然と社会(1,2,3 年生)、外国語(3年生 ～)、科学、歴史と地 理、情報と科学、美術 と音楽、体育、体験活 動 コンピュータ教育(3年 生～) 選択科目:外国語(1,2 年生)、民族言語	州や学校により異なる。 45州で外国語等の選 択科目から構成される システム「Common Core」を導入している。 ※ウェストバージニア州の 例: ＜小学校＞国語(英語)、 数学、科学、社会科、保健 体育、美術、音楽、図書メ ディア、21世紀技術 ＜中学校＞国語(英語)、 数学、科学、社会科、保健 体育、美術、音楽、外国語、 図書メディア、ベース8、21 世紀技術	【初等教育】 ポルトガル語、倫理、 環境と健康、文化多様 性、性教育 【中等教育】 ポルトガル語	【小学校】 国語、社会、算数、理科 芸術、体育、外国語(学 校により異なる)、宗教 (別の宗教の場合は選 択できる) 【中学校】 国語、社会、算数、生物 化学、経済、環境、芸術 体育、英語、自己啓発、 職業教育(情報、商業)、 宗教(別の宗教の場合 は選択できる)
様々な民族、カースト、 宗教、言語、文化や 地域の理解促進が組 み込まれている。	国民の約90%がキリ スト教のため、道徳な どを通じて宗教教育 が重視されている。	不明	「宗教の自由」の立場 から、個々の宗教に対 応していない。	私立学校では対応し ている場合あり。	初中等教育ではキリス ト教について学ぶ科目 がある。
授業料:8年生まで無 償、9～10年生の女性 とダリット ^{※2} は無料。そ の他:10年生まで教 科書無料。	授業料は無料。	有料 (授業料減免制度等 あり)	一般的に公立では授業 料の徴収はない。その 他の費用は州や学校に より異なる。	国立・公立の場合は無 償。	公立学校の場合は無 償。
ある	ある	ある	ある	あるが、読み書きが未 達成な初等教育前期4 年までは、学力評価に よる落第禁止。	就学前教育および初 等教育の1年目にはな いが、2年目以降の初 等教育および中等教 育にはある。
ある	ある	ある	ある	ない	進級可能
ある	外国人がフィリピンの 基礎教育を受けること は可能であるが、公立 学校ではなく、私立 学校に限られる。 外国人が私立学校へ の入学・編入学を希 望する場合には、希 望する当該私立学校 と直接手続きを行う。	不明	州により異なる。 ※イリノイ州:英語を母国語 としない生徒が一定数を超 えると、これらの生徒を対象 にESLやELDと呼ばれる英 語を学ぶための特別なク ラスが開設される。ワシントン 州:公立学校は英語が第一 言語でない生徒に言語特 別指導を行うことを法律で 義務づけている。指導方法 は学校により異なる。	公立・私立とも各学校 で対応している。	不明

※1 EJA:若年者および成人のための教育、通常の年齢で学べなかった人々の教育

※2 ダリット:ヒンドゥー教にまつわるカースト制度において差別されてきた人々のこと

③ 学校生活

国名 項目	日本	アジア			
		インドネシア 	韓国 	タイ 	中国 
昼食	小学校は給食。中学校は地域により弁当、給食のところがある。	給食はない。学校内外の売店で購入する。まれにランチを持ってくるか、家で食べる。	給食あり。各市道により無償の場合がある。	給食あり。弁当のところもある。軽食やお菓子の売店もある。	一部では、給食あり。
登校の仕方	小学校は集団登校。中学校は個別登校。	個別登校。(徒歩、バス等の交通機関、家族・お手伝いさん・運転手等による車やバイク等での送迎あり。)	個別登校	個別登校(徒歩、バス、家族による車やバイクでの送迎。)	徒歩、バス、自家用車、スクールバスが利用されている。
行事	入学式、保護者懇談会、運動会、遠足、キャンプ、修学旅行、文化祭、卒業式	入学式、遠足、修学旅行、Class Meeting、卒業式、先生の日など。 ※参観日はないが、先生と懇談する日がある。	入学式、保護者懇談会、運動会、遠足、修学旅行、文化祭、卒業式	授業参観(年2回程度)運動会、キャンプ、修学旅行	入学式、卒業式、運動会、修学旅行など。
クラブ活動	ある	ある	ある	ある	ある
保護者会・PTA	ある	ある ※先生と保護者は別の組織を作っている。	ある	ない	ある
掃除	子どもたちが行う。	清掃員が行う。子どもたちはクラスだけ行う。	学校による。 (例:ソウル市の小・中・高1,277の学校中約60%(772校)が掃除会社を利用している。2015年1月ソウル市教育庁調べ。)	子どもたちが下校前に行う。	子どもたちが行う。
制服	小学校:私立は制服、公立は私服が多い。中学校・高校は制服が多い。	ある (小学校は赤と白、中学校は青と白、高等学校はグレーと白。)	小学校:私立は制服、公立は私服。中学・高校は制服が多い。	ある (白いYシャツ・ブラウス、紺系ズボン・スカート。)	学校が定めた制服と運動服があり、生徒たちは学校にいる間、ほぼ運動服を着て活動する。
初等教育修了率*1(男/女)%	—	96/98	—	98/99	97/97
前期中等教育修了率*2(男/女)%	—	86/90	—	81/92	93/93

*1 初等教育修了率

初等教育の最終学年で想定される年齢よりも3～5歳年齢が高く、初等学校の最終学年を修了した子どもまたは若者の数。—はデータなし。

*2 前期中等教育修了率

前期中等教育の最終学年で想定される年齢よりも3～5歳年齢が高く、前期中等教育の最終学年を修了した子どもまたは若者の数。—はデータなし。いずれの修了率についても2013年～2022年の期間内に入手できた最も新しい年次のデータ。ペルーのみ異なる年のデータ。—はデータなし。

＜ユニセフ「世界子供白書2023」データ統計 教育指標 修了率(初等教育、前期中等教育)より＞

④ その他

根拠法	学校教育法	国家教育制度法、教育省国家教育基準法	初・中等教育法	国家教育法	憲法、教育法、義務教育法、高等教育法、教員法等
-----	-------	--------------------	---------	-------	-------------------------

アジア			北米	南米	
ネパール	フィリピン	ベトナム	アメリカ	ブラジル	ペルー
					
給食はない。 弁当か帰宅して昼食をとる。	栄養不足の者を優先し、無料の昼食がある。	二部制の学校は給食なし。全日制の学校は食堂を利用。家で食べる場合もある。地域や学校による。	州・学校により異なる。弁当、給食、学校のカフェテリアなど。	午前の部・夜間は、給食あり。おやつがある学校もある。おやつや軽食を持参して休憩時間に食べたり、学校内に売店が併設されている場合もある。	就学前教育、初等教育においては栄養プログラムが義務付けられている。学校内に売店があり、お菓子や時に軽食を購入することができる。公立では朝食がある。
地域により異なる。村落部は数時間の徒歩もある。私立はスクールバスがある。	地域により異なる。個別登校、親の送迎もあり。	地域により異なる。自転車通学、集団登校、親がバイクで送迎、スクールバスで通うこともある。	小中学校はスクールバス、保護者の送迎などが多い。その他、徒歩や公共交通機関の利用もある。	公立学校のスクールバスは、ほとんどの場合、市町村や州政府の責任において行う。私立学校への通学は通常、学校が手配するものではなく、家庭の責任となる。	日本のような集団登校がない。
運動会	運動会、学園祭	入学式、先生の日(11月20日)、卒業式運動会、学校祭、遠足など。学校による。	小中学校では入学式・卒業式がない。高校では卒業式が行われる。	遠足、フェスタ・ジュニア(6月の祭り)、フェイラ・デ・シエンシア(科学発表会)、卒業式等。	公立、私立で行事は異なる。
ある	ある (よい学習機会との理由で促進されている)	あるが、学校による	季節ごとに活動種目が異なる。	公立ではないが、私立では行われているところもある。	公立ではない。
ある	ある	ある	保護者会(PTA)があり、学校運営にボランティアとして協力する。	ある	保護者会(APAFA)がある。
ある	当番制で子どもたちが行う。	学校による。教室周辺は子どもたちが掃除。その他の場所は清掃員が行うなど。	清掃員が行う。	清掃員(通常、外部委託企業)が行う。	清掃員が行う。
ある	ない (私立のみある。)	ある (ただし、学校による。白いシャツ、黒いパンツなど。)	ない (私立の一部はある。)	初等・中等教育ともにあり。(Tシャツだけという簡易な制服が多い。)	初等・中等教育ともにある。
81/83	89/95	96/97	—	95/97	95/95
71/75	75/88	81/87	—	81/89	83/83

教育法	教育法	教育法	各州の州憲法および教育法(または学校法)。	ブラジル教育基本法第9394-96号 国家教育計画	憲法、総合教育法、大学法、教職改革法、保護者団体の公立学校への参加を定める法律など。
-----	-----	-----	-----------------------	------------------------------	--

愛知県で増えている外国人の国の状況

愛知県に住む外国人数が近年増えている国の状況です。

項目 \ 国名	アジア			中東
	スリランカ 	パキスタン 	ミャンマー 	トルコ 
学校制度	5-4-2-3~4	5-3-2-2-4	5-4-3-3~6	4-4-4-4
義務教育期間	11年間	10年間	5年間	12年間
	小学校5年 中学校4年 高等学校2年	初等学校5年 下級中等学校3年 中等学校(高校)2年	初等学校5年	初等教育機関: 8年(初等学校4年と 前期中等学校4年で 構成される。) 後期中等教育機関: 4年(後期中等学校4 年)
義務教育以降 (大学まで)	大学3~4年	上級中等学校2年 大学4年	中学校4年 高等学校3年 大学3~6年	高等教育機関:2~6 年 大学4年 (総合大学、単科大学、 インスティテュート、カ レッジ、音楽学校、専 門学校、実践研究セ ンター)
就学前の教育	幼稚園/3~4歳	幼稚園/3~4歳	幼児保育(ECCD)/ 幼稚園 3~5歳(3年)	独立した幼稚園、児 童発達・教育分野を 持つ技術・職業中等 教育機関の実習クラ ス、その他の教育機 関の保育クラス/3 ~5歳
年度/ 就学年齢	1月~12月 5歳	4月~翌年3月 5歳	6歳	9月~翌年6月 6歳
学期	3学期制	3学期制	前期: 12月~3月 (4か月) 後期: 6月~9月 (4か月)	前期: 9月~1月末 後期: 1月~6月
学校の休み	土日祝 8月、12月に1か月程 度の休み	土日祝 夏休み(約2か月) 冬休み(1~2か月)	4月~5月	祝日、公的・宗教的休 日、11月の第1学期中 間休暇(7日間)、1月 の学期休暇(10日間)、 3月または4月の第2学 期中間休暇(7日間)
初等教育 修了率*1 (男/女)%	99/99	64/55	55/59	99/98
前期中等教育修 了率*2(男/女)%	94/96	55/45	34/43	96/92

出典: JICA横浜「各国教育制度調査」、文部科学省「世界の学校体系」
*1 初等教育修了率
初等教育の最終学年で想定される年齢よりも3~5歳年齢が高く、初等学校最終学年を修了した子どもまたは若者の数。
*2 前期中等教育修了率
前期中等教育の最終学年で想定される年齢よりも3~5歳年齢が高く、前期中等教育最終学年を修了した子どもまたは若者の数。
いずれの修了率についても 2013年~2022年の期間内に入手できた最も新しい年次のデータ。ミャンマーは、2023年6月~2024年3月。
＜ユニセフ「世界子供白書2023」データ統計 教育指標 修了率(初等教育、前期中等教育)より＞



第6章

教育と外国人に関する資料

外国につながりを持つ子どもの教育に関するキーワード

ここでは、外国につながりを持つ子どもの教育に関わる際に、使われる用語を50音順で説明しています。

あ

一条校 (→P.31)

学校教育法第1条に定められた学校。具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校(中高一貫教育の学校)、特別支援学校、大学、高等専門学校がそれにあたります。公立、私立の区別は関係ありません。なお、外国人学校のほとんどは、この一条校として認められておらず、各種学校という位置づけになります。

インターナショナルスクール (→P.16～18,20,22,64～65)

法令上特段の規定はありませんが、一般的には、主に英語により授業が行われ、外国人児童生徒や海外帰国子女などを対象とする教育施設であると捉えられています。一部の学校では、海外経験のない日本人の子どもや、英語圏以外から来日した外国人も受け入れるところがあります。

日本のカリキュラムに則っていないため、愛知県では中学部を卒業しても公立高校受験資格は得られません。大学受験については、学校によっては修了すれば高等学校相当としてみなされ、受験資格が得られるところもあります。

イマージョン教育

イマージョンとは「浸す」という意味で、多数言語話者を、少数言語の環境に置き、その中で言語を学んでいく学習形態。日本においては、日本語が多数言語、外国語が少数言語になりますが、算数や理科などの教科学習をすべて外国語で行い、習得を目指す言語に浸らせる教育方法をイマージョン教育といいます。

か

海外帰国子女(海外帰国児童生徒) (→P.25,26,62)

1年以上継続して海外で生活をした後、日本へ帰国してきた日本国籍の子どもを指します。親が海外駐在や留学などをする際に、子どもを連れて行く場合が多く見られます。そういった子どもは現地で普通の学校に通うこともあれば、日本人学校やインターナショナルスクールに通うこともあります。従って、海外渡航した年齢や滞在期間、就学状況などにより、日本語能力も異なります。日本に帰国してからの高校や大学への進学は、「海外帰国子女枠」で入ることのできる学校もあります。

外国人学校 (→P. 16～18,20,22,64～65)

外国人学校とは、外国につながりを持つ子どもを対象に教育を行う学校です。主に、国ごとの教育カリキュラムに従って、その国の言語で教育が受けられます。ブラジル人学校、朝鮮学校、中華学校などがあります。学校によって、就学前教育・初等教育・中等教育のうちのどの課程を行っているのかは異なります。

インターナショナルスクールと同様、日本のカリキュラムに則っていないため、愛知県では中学部を卒業しても公立高校受験資格は得られません。大学受験については、学校によっては修了すれば高等学校相当としてみなされ、受験資格が得られるところもあります。

外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA (→P.33)

(Dialogic Language Assessment For Japanese as a Second Language)

文部科学省が開発した日本語能力の対話型評価ツールです。主に、日本語による日常会話はできても教科学習に困難を感じている児童生徒を対象としています。子どもたちの言語能力を「話す」「読む」「書く」「聴く」の四つの面から把握し、どのような学習支援が必要であるかを検討する際の参考となる情報を得ることができます。また、指導や学習の成果を把握することもできます。

外国人生徒等選抜 (→P.25,26,39,62)

外国人生徒等のための特別定員枠を設けた公立高校入学者選抜のことを言います。高校により設けているところと設けていないところがあり、名称も異なります。

愛知県では、外国人生徒等を対象に12校で行っています。

外国につながりを持つ子ども (→P.3)

国籍や家庭環境など、何らかの形で外国につながりを持っている子どもを指します。外国籍の子どもだけでなく、日本国籍でも親が日本以外の言語や文化背景を持つ子どもや、海外に長期滞在して日本へ戻ってきた帰国子女も含めます。

来日した外国籍の子どもや、日本で生まれ育った外国籍の子ども、日本国籍と外国籍の親を持つ日本国籍の子ども、二重国籍の子ども、外国籍の親や国際結婚をした親から生まれて手続きがなされず国籍のない子どもなど、子どもが持つ背景は様々であるためこのような呼び方をします。

他にも、同義で使われる言葉として、「外国にルーツを持つ子ども」や「外国につながる子ども」、「外国人児童生徒」、「外国人の子ども」など、様々な呼び方が見られます。「外国人児童生徒」は、場合によって日本国籍の子どもを含まないこともあります。

下学年編入 (→P.30)

年齢相当の学年ではなく、下の学年に編入することを言います。海外や外国人学校から編入する場合、子どもの日本語能力や学力等を判断すると、必ずしも年齢相当の学年に編入することが妥当であるとは限らないためです。文部科学省では、2020(令和2)年の「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(→P.36、37)においても、学校に柔軟な対応を求めています。通知では、一時的な下学年への入学も認めており、受け入れにあたっては、1学年下とは限定されていません。

また、下学年編入の際には、メリット・デメリットを学校と生徒および保護者がしっかりと把握しておく必要があります。

学齢超過 (→P.31)

満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの小学校等の就学対象の子を学齢児童、子が小学校等の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの中学校等の就学対象の子を学齢生徒といい、その学齢を超えていることをいいます。

加配教員 (→P.34)

公立学校の教員定数に上乗せして配置される教員(非常勤の場合もある)で、教育上特別の配慮を必要とする児童生徒に対して指導を行います。日本語能力が十分ではない子どもたちについても、日本語指導を充実させるため、日本語能力に課題がある児童生徒への指導のための基礎定数に基づいて、外国人児童生徒等の日本語指導を行う教員を、公立義務教育諸学校に配置しています。

語学相談員、語学支援員、外国人生徒教育支援員、日本語教育支援員 (→P.34)

語学相談員、語学支援員は公立の小中学校において、日本語指導が必要な児童生徒に対して、語学指導の補助および学校生活に関する相談・適応指導を行います。保護者への連絡を行ったり、通知文などの翻訳もします。

愛知県には、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語/タガログ語の語学相談員が各教育事務所に配置され、小・中学校を巡回して、子どものサポートを行っています。また、市町村ごと、または学校ごとに独自に同様の活動を行う多言語スタッフを配置しているところもあります。語学支援員、学校サポーターなど、その呼び名も様々です。

外国人生徒教育支援員は、学習活動や学校生活の支援を行います。愛知県の県立高校では、外国人生徒が多い高校に配置されています。名古屋市の市立高校では、母語指導補助員と呼ばれています。

日本語教育支援員は、学習活動や学校生活が円滑に行えるように、日本語指導を行います。愛知県の県立高校では、外国人生徒が多い高校に配置されています。

高等学校卒業程度認定試験 (→P.17,43)

様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業したものと同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。合格者は、大学、短期大学、専門学校の受験資格が与えられます。就職、資格試験にも活用することができます。

科目の選び方で合格に必要な科目数が変わり、8科目～9科目です。国語、地理、歴史、公共、数学、英語は必修で、理科は、受験する科目を選択する必要があります。歴史、数学、英語においては、技能検定などの所定のレベルを合格している人は、科目免除を受けることができます。また、高校等で修得した単位があれば、科目免除になる場合もあります。

試験は、年に2回行われます。一度の試験で全ての科目に合格する必要はなく、合格科目を累積することができます。受験できるのは16歳になる年度の人以上ですが、18歳未満で全ての科目に合格した人は、18歳の誕生日の翌日から合格者となります。

JSL (Japanese as a Second Language) カリキュラム (→P.33)

第二言語として日本語を学ぶ子どもたち、日本語の力が不十分な子どもたちへの教育のために、文部科学省が開発したカリキュラムのことを指します。それまで、日本語指導と教科指導が切り離されて行われており、日本語教育を優先する考えがありました。このカリキュラムでは日本語指導と教科指導を統合的に捉え、学習活動に参加するための力を育成することを目指しています。

また、このカリキュラムは、固定的なものではなく、子どもたちの実情に合わせて指導者がカリキュラムを作るためのツールでもあります。学年相当の授業内容が理解できない場合、授業の内容のレベルはそのままにして、子どもたちが理解しやすい日本語を使いながらわかりやすい授業を行うという指導者の力量を高めることも目指しています。

スクールカウンセラー (→P.47,54)

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識および経験を有する者(臨床心理士等)のことを言います。学校や教育委員会に配置されています。

不登校やいじめ、友人関係や親子関係、学習関係などの児童生徒に対するカウンセリングのほか、児童生徒の対応に関して保護者や教職員への助言、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア、教職員等に対する児童生徒へのカウンセリングマインドに関する研修、子どもの心理的問題への予防的対応(ストレスチェック)などを業務として行っています。

愛知県では全ての公立小中学校に配置しています。

スクールソーシャルワーカー (→P.47,54,55)

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士等)のことを言います。学校や教育委員会に配置されています。

家庭環境や地域団体への働きかけ、個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整、要保護児童対策地域協議会や市町村の福祉体制との協働、教職員等への福祉制度の仕組みや活用等に関する研修などを業務として行っています。

自治体によって、特定の学校を拠点にして複数の学校を担当したり、教育委員会に配置され区域の学校を巡回したりしています。

ダブルリミテッド (→P.49)

日本語、母語ともに言語能力が年齢相応のレベルに達していないことを言います。日本語でも母語でも自分の考えをうまく表現できずコミュニケーションが取りづらくなったり、学習に支障が出たりします。

地域日本語教室 (→P.16,33,47,49,68)

各地の国際交流協会や公民館等で開催され、無料か低額の授業料で勉強することができる教室です。日本語教室の多くは、ボランティアによって運営されているのが現状です。日本語の知識を身につけることが目的ですが、教室への参加を通じて、外国人が他の学習者や講師との交流をすることにより、地域とのつながりを持つ場にもなっています。

中学校卒業程度認定試験 (→P.16,22,25,31,38)

中学校卒業程度認定試験については、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された子に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられます。

試験科目は、中学校の国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の5教科です。英語の試験は、技能審査で所定のレベルを合格している人は、申請により免除されます。また、外国籍等の者で、技能審査で所定のレベルを合格している人は、申請により国語の試験の免除を受けることができます。申請により全ての漢字(漢字の読み方を問う問題を除く)にふりがなのついた問題冊子で受験することもできます。

日本の国籍を有しない人で、満15歳以上の子どもも受験できます。また、日本国籍を有する人で、2年以上継続して海外で生活して帰国した人、日本に帰化した人なども対象となります。

「特別の教育課程」による日本語指導 (→P.33,36)

「特別の教育課程」による日本語指導は、児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態です。学校教育法施行規則第56条の2、第79条、第108条および第132条の3に基づき、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、高等学校または特別支援学校の小学部若しくは中学部において行われます。

取り出し授業 (→P.33,48)

児童生徒一人ひとりに応じた指導計画を作成し、それを実施していくことを主な役割として、生活面の適応、日本語学習、教科学習などについて在籍学級以外の教室で指導を行います。

日本語指導の必要な児童生徒 (→P.33,107)

日本語で日常会話が十分にできない児童生徒および日常会話ができていても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒のことを指しています。

文部科学省が「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を実施しており、その中で定義しているものです。なお、この調査は、日本語指導が必要な児童生徒の教育改善を図る目的で、全国の公立小・中・高等学校・中等教育学校および特別支援学校に対して2年ごとに行っているものです。調査結果については、107ページに記載しています。

日本語能力試験(JLPT: Japanese-Language Proficiency Test) (→P.19)

日本語を母語としない人の日本語能力を測定し、認定する試験です。独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会が実施しています。言語知識、読解、聴解の要素で総合的に日本語のコミュニケーション能力を測ります。N1(難しい)～N5(易しい)のレベル別で、年に2回試験が実施されます。N1、N2の合格者は、中学校卒業程度認定試験において、国語の試験の免除を受けることができます。

日本人学校(海外)

国内の小学校、中学校または高等学校における教育と同等の教育を、海外に在住する日本人の子どもに行うことを目的として設置されている全日制の教育施設です。一般的に、現地の日本人会等が主体となって設立され、その運営は日本人会等や進出企業の代表者、保護者の代表などからなる学校運営委員会によって行われています。

日本人学校は、文部科学大臣から国内の小学校、中学校若しくは高等学校と同等の教育課程を有する旨の認定を受けており、日本人学校中学部卒業者は国内の高等学校の入学資格を、高等部卒業者は国内の大学の入学資格をそれぞれ有しています。

入り込み指導 (→P.33)

学校において、日本語指導を必要とする子どもが所属する学級において、授業中に日本語指導担当教員や支援員などが入って、対象の子どもを支援することを言います。支援員には、語学相談員やボランティアなどが含まれます。

不就学 (→P.25)

義務教育期間相当の子どもが、国公立、私立の学校、外国人学校を含んだどの学校にも就学していないことを言います。授業料が払えなかったり、日本語が理解できなかったり、勉強についていけなかったり、様々な理由があります。

プレクラス(初期指導教室) (→P.16,33,59,67)

日本語の初期指導が必要な児童生徒に対して、通常の学級に入る前に一定期間、集中的に基礎的な日本語指導、学校生活に馴染みやすくするための指導を行う教室のことを言います。実施主体としては、市町村の教育委員会、多文化共生担当課、外国人支援団体などがあります。

プレスクール (→P.16,33,66)

学校教育法第1条による公立学校の入学予定者のうち、就学前の外国につながりを持つ子どもを対象として、文化や言語の多様性を前提としながら年齢相応の認知発達の支援を図り、初期の日本語指導および学校生活指導を行います。実施主体としては、市町村の教育委員会、多文化共生担当課、幼稚園・保育園担当課、国際交流協会、外国人支援団体などがあります。

放課後学習支援 (→P.33,47)

学校に通っている外国人の子どもを対象として、放課後に日本語学習や学習支援をすることを言います。多くは、民間団体で行われているのが現状です。子どもにとっては、学習するだけでなく、放課後の居場所にもなっています。

母語・母文化 (→P.52)

幼い頃に最も慣れ親しみ、生活で使ったり思考したりする言語のことを母語、幼い頃に慣れ親しみ影響を受けた文化・慣習を母文化と言います。子どもの母語がどの言語になるかは、その子どもの成育環境に影響されます。その人が属する国の言語は「母国語」と呼ばれ、「母語」とは区別されています。母語と母国語が一致するとは限りません。

母語は親とのコミュニケーションの手段となり、子どもは親から母語を通じて社会の規範や価値観も自然に学びます。親から受け継がれた母語や母文化は子どものアイデンティティ形成に大きな影響を及ぼします。

母語を保持している子どもに対する学習支援の方法として、母語による事前学習を取り入れたり、わからない言葉を母語で確認したりして、母語を活用すると効果的な場合があります。

や

夜間中学 (→P.16,22,31,38,64)

夜間中学とは、市町村や都道府県が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校のことをいいます。日本の義務教育年齢を超えている、中学校を卒業していない等の要件を満たしている人、さらに、不登校など様々な事情により十分に教育を受けられないまま中学校を卒業した人で学び直しを希望する人を対象としています。外国籍の人でも入学が可能です。

文部科学省においては、令和5年6月に閣議決定した「教育振興基本計画」等にも記載のとおり、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されることを目指し、その設置・充実に取り組んでいます。

全国では、31都道府県・指定都市に53校の夜間中学が設置されています(令和6年現在)。

愛知県の場合は、2025(令和7)年4月に愛知県立とよはし中学校、名古屋市立なごやか中学校が開校するのを皮切りに、2026(令和8)年4月には県立とよた、こまき、いちのみや中学校が開校予定となっています。

やさしい日本語 (→P.30)

普段使われている言葉を外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のことを言います。例えば、「土足厳禁」を「くつをぬいでください。」などと、難しい表現を使わないようにすることで、外国人もすぐに理解ができるようになります。

1995(平成7)年の阪神・淡路大震災では、大勢の人が甚大な被害を受けましたが、その中には日本語を十分に理解できない外国人も多くいました。「やさしい日本語」は、そのような災害時にできるだけ早く、正しい情報を得られ、適切な行動を取れるように考え出されました。

ら

リライト教材 (→P.35)

外国人児童生徒等に対して、教科の学習に入りやすくするために、教科書本文を子どもの日本語能力に対応させて書き換えた教材のことです。また、子どもの発達段階に応じた教育をするために、日本語での表現はやすく、内容は学年相当レベルで作成することが大切です。

教育に役立つ資料

ここでは、外国人の就学・進学を考える時、学校生活の指導をする時などに活用できる資料、多言語版の資料、日本語指導をする時に活用できる資料、コミュニケーションツールなどを掲載しています。

就学・学校生活に関する資料

○ 義務教育段階を対応とした資料

「CLARINETへようこそ(在外教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ)」 文部科学省／2024年

対応言語: 日本語

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

「かすたねっと(外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト)」 文部科学省／2024年

対応言語: 多言語

<https://casta-net.mext.go.jp/>

「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」 文部科学省／2015年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、ウクライナ語

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

「外国人児童生徒受入れの手引(改訂版)」 文部科学省／2019年

対応言語: 日本語

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

「プレスクール実施マニュアル」 愛知県／2010年

対応言語: 日本語

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000028953.html>

「1年生になるまえに 小学校入学への手引」 愛知県／2016年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、日本語

https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/333081_1323203_misc.pdf

「事例集『外国にルーツをもつ児童生徒 受入れ・共生のためのはじめの一步』」 愛知県義務教育問題研究協議会、愛知県教育委員会／2024年

対応言語: 日本語

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/hajimenoippo.html>

「豊橋市教育委員会 外国人児童生徒教育資料」 豊橋市教育委員会／2024年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語など

<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp>

「がっこうのことば」 西尾市教育委員会／2021年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、日本語

<https://tabunkakibou.wordpress.com/resource/>

「多言語リーフレット 外国人児童生徒・保護者のための学校の手引き ようこそ！日本の学校へ」 静岡県教育委員会

対応言語:ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、日本語

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003777/1003759/1052439/index.html>

「日本語を母語としない保護者のための日本の学校生活ガイダンス資料」 公益財団法人京都府国際センター／2014年

対応言語:ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、韓国・朝鮮語(各言語に日本語併記)

<https://www.kpic.or.jp/kodomo/siryou/jslg.html>

「学校で活動する母語支援員の方へ 外国につながりを持つ子ども・保護者と学校をつなぐために」 公益財団法人京都府国際センター

対応言語:中国語、フィリピン語、日本語

<https://www.kpic.or.jp/kodomo/siryou/bogosien.html>

「国際ファミリーのための日本の小学校に入学する前に(生活編・学習編・教育制度編・教育資金編)」 愛知教育大学外国人児童生徒支援リソースルーム

対応言語:ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、日本語

<https://resource-room.nihongo.aichi-edu.ac.jp/about/leaflet/>

「幼稚園・保育園ガイドブック」 愛知教育大学外国人児童生徒支援リソースルーム

対応言語:ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、日本語

<https://resource-room.nihongo.aichi-edu.ac.jp/about/guidebook/>

「小学校ガイドブック」 愛知教育大学外国人児童生徒支援リソースルーム

対応言語:ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、日本語

<https://resource-room.nihongo.aichi-edu.ac.jp/about/guidebook/>

「中学校ガイドブック」 愛知教育大学外国人児童生徒支援リソースルーム

対応言語:ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、日本語

<https://resource-room.nihongo.aichi-edu.ac.jp/about/guidebook/>

○ 高等学校段階を対応とした資料

「高等学校における外国人生徒等の受入の手引」 文部科学省

対応言語:日本語

https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf

「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」 文部科学省

対応言語:日本語

https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf

「公立高校生のための就学支援制度パンフレット」 愛知県教育委員会

対応言語:ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zaimusisetsu/syuugakushienkin.html>

子どもの進路に関する資料

「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック」 愛知県／2012年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、フィリピン語

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/shinro-gidebook.html>

「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック(支援者向け)」 愛知県／2012年

対応言語: 日本語

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/shinro-gidebook.html>

「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック つなぐ・ひろく・未来2(ポイント版)」 愛知県／2022年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、日本語

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/shinro-gidebook2.html>

「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック つなぐ・ひろく・未来2(本冊版)」 愛知県／2022年

対応言語: 日本語

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/shinro-gidebook2.html>

「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック つなぐ・ひろく・未来2(支援者の皆様へ)」 愛知県／2022年

対応言語: 日本語

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/shinro-gidebook2.html>

「愛知県の公立高等学校をめざす皆さんへ」 愛知県教育委員会／2024年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、フィリピン語、日本語

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/r6koukounyuushi.html>

「保護者に負担をかけずに高校進学をめざすあなたを応援します」 愛知県教育委員会／2024年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、フィリピン語、日本語

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/r6koukounyuushi.html>

「豊橋市 進路関係資料」 豊橋市教育委員会／2023年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、日本語

<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/sinro/indexshinro.html>

「外国人の子どもに向けたキャリアガイド(職業案内)」 三重県市町 多文化共生ワーキング／2015年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、日本語

<https://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/49135032696.htm>

「あるあるマンガでよむ 外国につながる生徒の高校進学サポートガイド こまったときの10のヒント」 公益財団法人かながわ国際交流財団／2022年

対応言語: 日本語

https://www.kifjp.org/wp-new/wp-content/uploads/2024/10/2024aruaru_web.pdf

日本語学習に関する資料

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」 文部科学省 平成26年1月14日

対応言語: 日本語

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)」 文部科学省 令和4年3月31日

対応言語: 日本語

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00043.html

「学校教育におけるJSLカリキュラム」 文部科学省／2003年(小学校編)・2007年(中学校編)

対応言語: 日本語

小学校編 www.mext.go.jp/a_menu/shttps://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm

中学校編 <https://hotou/clarinet/003/001/011.htm>

「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」 文部科学省／2014年

対応言語: 日本語

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

「JYL Project こどもの日本語ライブラリ」 文部科学省／2012年

対応言語: 日本語

<https://www.kodomo-kotoba.info>

「日本語初期指導教室の在り方リーフレット『生き生きと学校生活を送るために』」 愛知県教育委員会／2016年

対応言語: 日本語

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/shokishidoreef.html>

「はじめてのいほんご(愛知県教育委員会作成 初期指導動画)」 愛知県総合教育センター

対応言語: 日本語

<https://apec.aichi-c.ed.jp/cms/page-3441/page-3758.html>

「たのしいねんせい(幼児用)」 愛知県／2016年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、日本語

https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/333081_1323202_misc.pdf

「日本語指導ハンドブック」 東京都教育委員会／2024年

対応言語: 日本語

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/japanese/handbook.html>

「はじめての日本語とクラスの仲間づくり」 静岡県教育委員会／2012年

対応言語: 日本語

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003777/1003759/1052439/index.html>

「かすたねっと(外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト)」 文部科学省／2024年

対応言語: 多言語

<https://casta-net.mext.go.jp/>

「外国人児童のための教材」 愛知教育大学 外国人児童生徒支援リソースルーム

ことばをおぼえる ひらがなワーク

ことばをおぼえる カタカナワーク

ことばをおぼえる ひらがなワーク 絵カード

たのしくおぼえる ことばワーク

対応言語: 日本語

<https://resource-room.nihongo.aichi-edu.ac.jp/about/>

「みえこさんのにほんごシリーズ」 公益財団法人三重県国際交流財団

対応言語: 日本語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、英語、ビサ
イヤ語

https://www.mief.or.jp/jp/mief_kyozai.html

「外国人児童・生徒用日本語指導テキスト『たのしいがっこう』」 東京都教育委員会／2024年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、
タイ語、韓国・朝鮮語、ミャンマー語、ロシア語、ウクライナ語、アラビア語、ウルドゥー語、シンハラ語、トルコ語、
ヒンディ語、フランス語、ペルシャ語、ベンガル語、モンゴル語、ラオス語、ルーマニア語、日本語

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/japanese/tanoshi_gakko.html

「外国につながる子どもたちのための教材」 東京外国語大学 多言語多文化共生センター／2023年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、日本語

<https://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/social.html>

「中学教科単語帳」 宇都宮大学多文化公共圏センターHANDS部門／2016年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語

<http://www.djb.utsunomiya-u.ac.jp/download/725/>

「学習支援教材(漢字熟語集・算数・理科・生活科・社会科)」 公益財団法人兵庫県国際交流協会

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、日本語

<https://www.hyogo-ip.or.jp/torikumi/tabunkakyose/kyozai/gakushu.html>

「はじめの500ご」 社会福祉法人さぼうと21／2009年

対応言語: ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、ミャンマー語、ロシア
語、ウクライナ語、フランス語、アラビア語、アムハラ語、シンハラ語、トルコ語、ペルシャ語

<https://support21.or.jp/ouractivities/learning-program/top-page/kotoba-no-benkyou/>

母語に関する資料

「母語教育サポートブック『KOTOBA』—家庭／コミュニティで育てる子どもの母語—」 愛知県／2013年
対応言語:ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語、日本語
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000060441.html>

「外国人コミュニティ母語教育等支援事業報告書」 愛知県／2013年
対応言語:日本語
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/287595.pdf>

「バイリンガルを育てるパンフレット」 公益財団法人京都府国際センター
対応言語:スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語、アラビア語(各言語に日本語併記)
<https://www.kpic.or.jp/kodomo/siryuu/bilingual.html>

「母語教材ダウンロード」 公益財団法人兵庫県国際交流協会
対応言語:ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語
<https://www.hyogo-ip.or.jp/torikumi/tabunkakyose/kyozai/kyozaidl/index.html>

その他

「イスラームの子どもたちを理解するために」 公益財団法人かながわ国際交流財団／2022年
対応言語:日本語
<https://www.kifjp.org/wp-new/wp-content/uploads/2022/12/Islam202212.pdf>

「日本の学校生活について～保護者と学校とのコミュニケーションシート(イスラームの子どもたちが学校生活を送る上での確認事項)」 公益財団法人かながわ国際交流財団／2019年
対応言語:英語、マレー語、タミル語、インドネシア語、ウルドゥ語(日本語併記)
<https://www.kifjp.org/shuppan/guidebook>

「教育現場におけるイスラーム圏児童・生徒の受入に関する事例集」 公益財団法人宮城県国際化協会／2022年
対応言語:日本語
https://www.mia-miyagi.jp/dc/casestudies_islam.pdf

「富山に住むムスリムのための中学校入学・編入ガイド」 富山県生活環境文化部国際課
対応言語:ウルドゥ語、日本語
<https://www.pref.toyama.jp/1018/kurashi/kyouiku/kyouiku/kj00015191/kj00015191-004-01.html>

「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now “MUSLIM INFORMATION”」
対応言語:英語
<https://www.aichi-now.jp/en/travelkits/muslim/>

「発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット お子さんの発達について心配なことはありますか？」
国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター／2021年
対応言語:ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国、ミャンマー語、フランス語、ヒンディー語、ベンガル語、モンゴル語、ウルドゥー語、クメール語、トルコ語、ウクライナ語、ドイツ語、ラオス語、ダリ語、やさしい日本語
<http://www.rehab.go.jp/ddis/world/brochure/>

「子どもの発達・発育が気になる親のためのライフコースマップ～外国籍の保護者の方へ～」 NPO法人多文化共生リソースセンター東海／2022年
対応言語:ポルトガル語、英語、中国語、日本語
<https://note.com/mrct/n/nc12591be50c9>

「愛知県に住む外国人の皆さんへ 知って安心！あなたの未来とお金のまるっとガイドブック」 愛知県／2020年
対応言語:ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、日本語
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/lifeplanguidebook.html>

「外国にルーツを持つ子ども・保護者のためのライフプランガイドブック」 公益財団法人岐阜県国際交流センター／2024年
対応言語:ポルトガル語、英語、タガログ語、ベトナム語、ふりがな付き日本語
<https://www.gic.or.jp/2018/03/post-86.html>

「いまさらだけど多文化共生ってなに？」 愛知教育大学 外国人児童生徒支援リソースルーム
対応言語:ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ベトナム語、日本語
<https://resource-room.nihongo.aichi-edu.ac.jp/about/tabunka/>

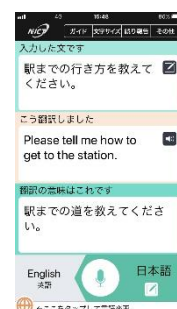
多言語翻訳機、翻訳アプリ

テキストや音声で入力した言語を、別の言語に音声として読み上げたり文字化したりできます。専門用語や固有名詞など、うまく翻訳されない場合があります。修飾語の多用や長い文もうまく翻訳されないことがあるため、短く区切るとよいでしょう。

○VoiceTra (ボイストラ)

話しかけると外国語に翻訳してくれる、多言語音声翻訳アプリです。翻訳できる言語は31言語です。音声で入力できたり(22言語対応)、何語かを自動判別したり(12言語対応)、音声で出力したり(21言語対応)します。国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT(エヌアイシーティー))の研究成果である音声認識、翻訳、音声合成技術を活用して提供されているアプリです。「翻訳結果」を元の言語に翻訳しなおす「逆翻訳結果(翻訳の意味)」が表示され、意図が正しく伝わっているか確認し、修正しなおすことができます。

<https://voicetra.nict.go.jp/index.html>



出典:情報通信研究機構(NICT)

○VoiceBiz®

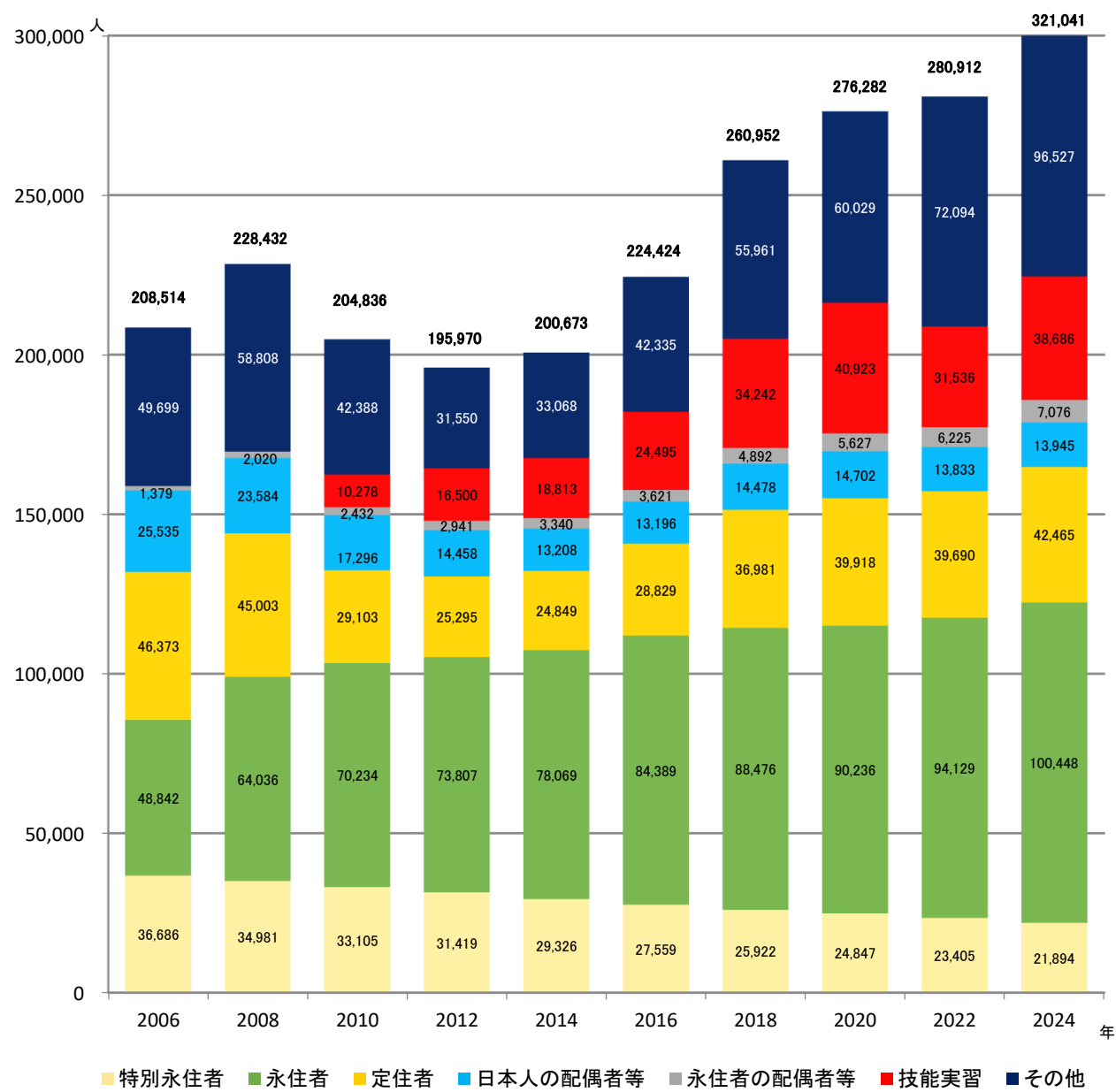
国立研究開発法人情報通信研究機構の多言語音声翻訳技術の研究開発成果に基づいた、最新の純国産AI翻訳エンジンを取り入れ、TOPPAN株式会社が提供している翻訳アプリです。学校用語と定型文がプリセットされているため、生徒指導や進路相談などの生徒・保護者面談などの場面にも対応できます。費用がかかります。

他にも、Google翻訳やDeepLなど、様々な翻訳アプリがあります。それぞれの特長がありますので、翻訳アプリを使い分けながら利用するとよいでしょう。

データで見る外国人の状況

愛知県に住む外国人数の推移(在留資格別)

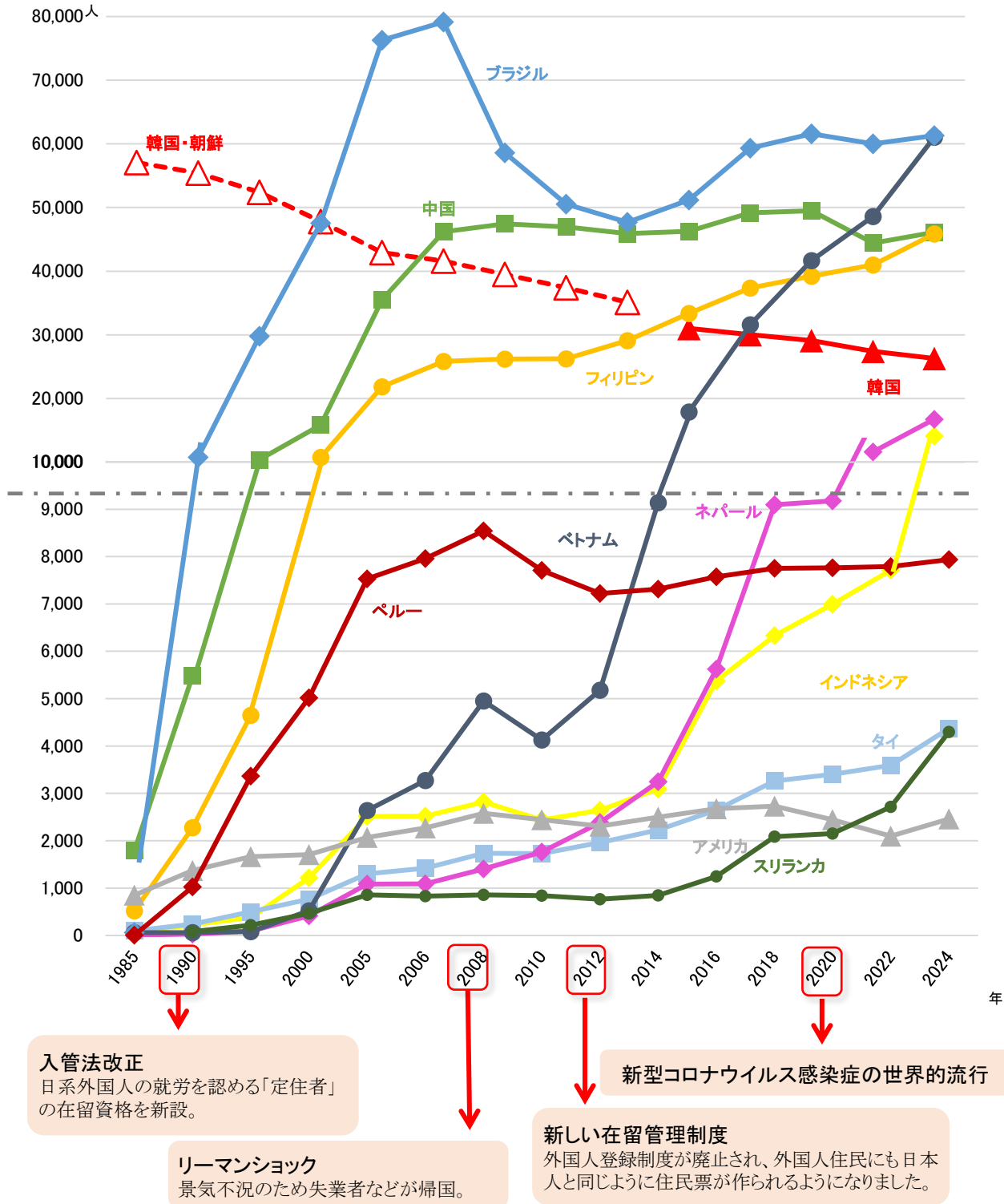
愛知県に住む外国人は増加傾向にあります。中でも、永住者や定住者などの長期滞在者の割合が高くなっています。2020(令和2)年、2021(令和3)年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により入国が制限され、外国人数が一時的に減少しましたが、対策が緩和された後は再び増加に転じています。



出典：法務省 在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表(各年末現在、2024年のみ6月末現在)

愛知県に住む外国人数の推移(国籍別)

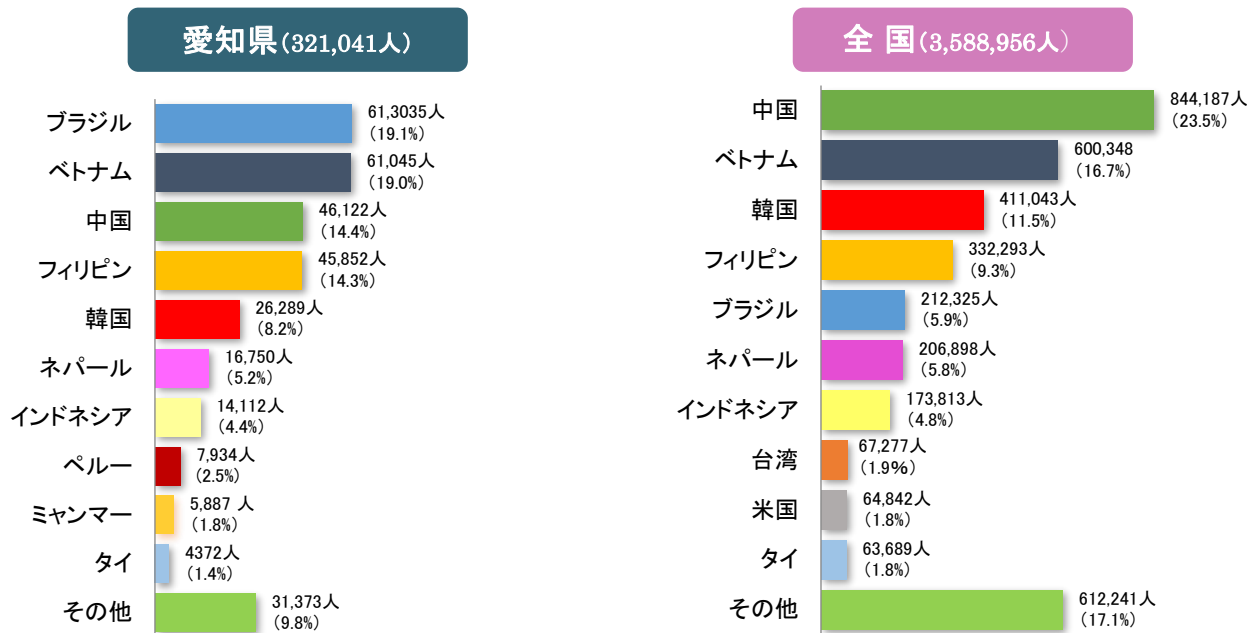
2008(平成20)年の景気不況の時には、ブラジル人をはじめ、多くの外国人が失業等により帰国しました。
近年、日系人が多いブラジルやペルーの外国人数は横ばい傾向ですが、ベトナムやネパールなど、アジアからの外国人数は増加しています。



出典：2006年まで法務大臣官房司法法制調査部編「出入国管理統計年報」、2006年から法務省「登録外国人統計」、2012年から法務省「在留外国人統計」(各年末現在、2024年のみ6月末現在)
※ 2015年末在留外国人統計から、「韓国・朝鮮」に係る表記が、「韓国」、「朝鮮」と区別し表記されることとなったため、このグラフでは2015年からは、「韓国」のみを記載しています。

国籍別外国人数

2024(令和6)年6月現在、愛知県には163の国や地域の外国人が321,041人暮らしています。その数は愛知県の総人口の4.3%で、そのうち、ブラジル、ベトナム、中国、フィリピンおよび韓国が約69%を占めています。全国統計と比較すると、ブラジルやペルーなどからの日系人が多いという特徴があります。

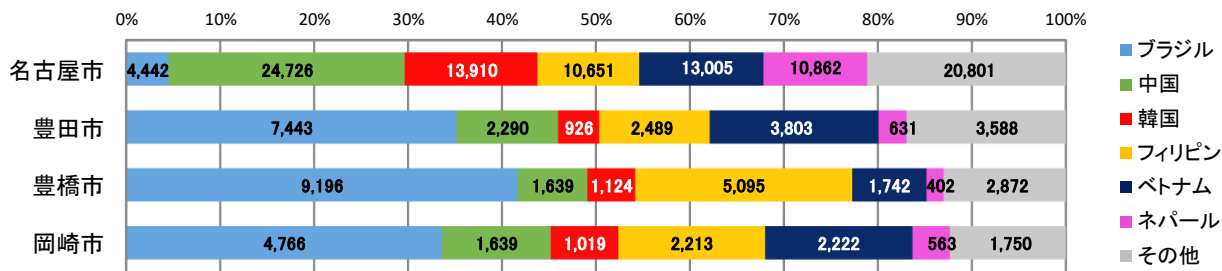


出典: 法務省 在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表(2024年6月末現在)

市町村別外国人数

愛知県の中で、外国人が最も多いのは名古屋市で、全体の約30%を占めています。市町村ごとの国籍や総人口に対する割合が異なりますが、上位のデータは以下のとおりです。

市町村別外国人数(上位)				市町村総人口に対する外国人割合(上位)		
名古屋市	98,397人	➡	港区	11,244人	飛島村	10.15% (454人)
豊橋市	20,871人		中区	10,454人	高浜市	9.98% (4,606人)
豊田市	20,115人		中川区	8,992人	碧南市	9.20% (6,661人)
岡崎市	13,570人		南区	7,457人	知立市	7.97% (5,749人)
西尾市	11,227人		千種区	7,237人	小牧市	7.69% (11,236人)
小牧市	10,952人		北区	6,953人	西尾市	6.99% (11,727人)

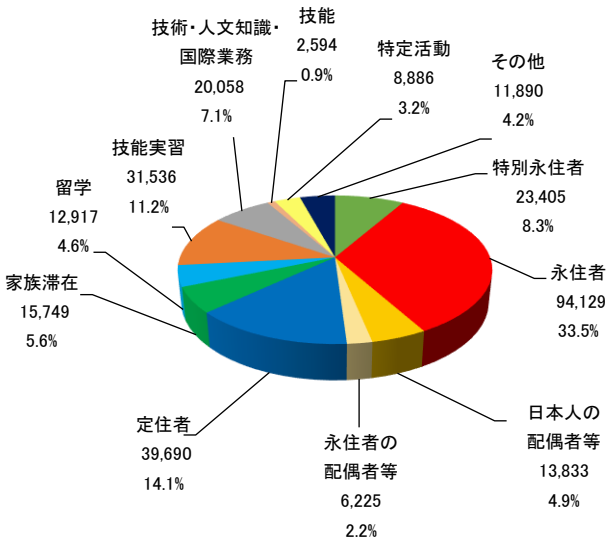


出典: 愛知県 愛知県内の市町村における外国人住民数の状況(2024年6月末現在)
法務省 在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表(2024年6月)

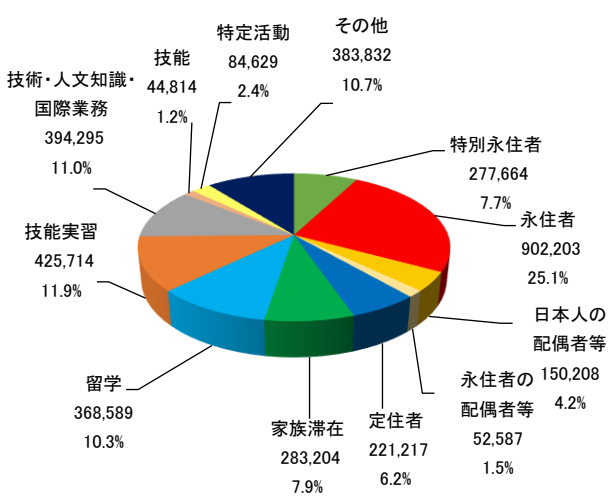
在留資格別外国人数

日本全国と比較して、愛知県には永住者や定住者など、活動内容に制限がない在留資格の外国人が多くを占めています。

愛知県



全国

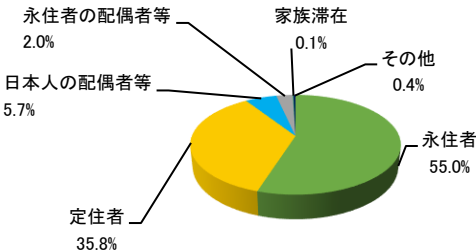


出典：法務省 在留外国人統計(旧登録外国人統計) 統計表(2024年6月)

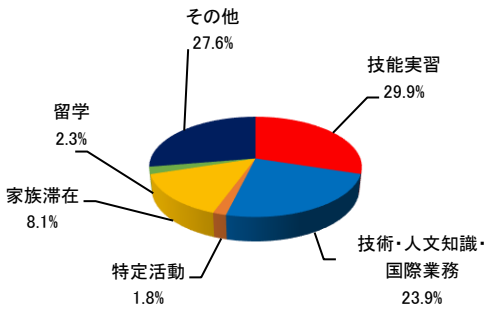
国籍別在留資格別外国人数

愛知県に住む外国人数が上位4位までの国を在留資格別にした割合です。国籍ごとに特徴があります。

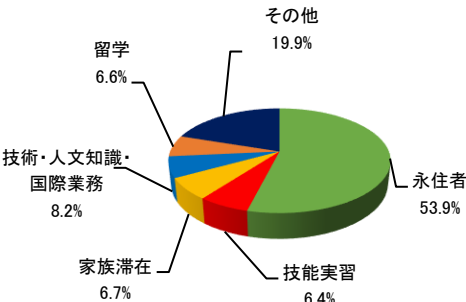
ブラジル



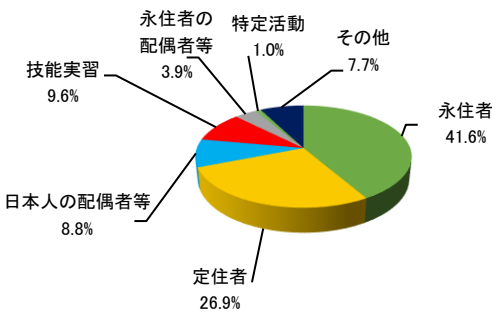
ベトナム



中国



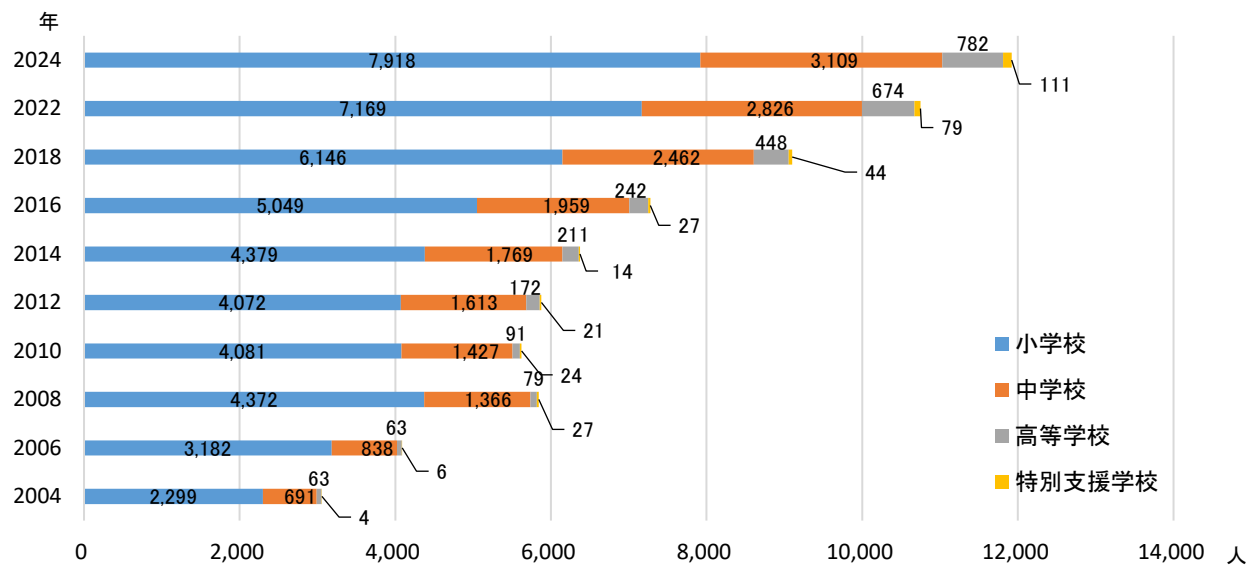
フィリピン



出典：法務省 在留外国人統計(旧登録外国人統計) 統計表(2024年6月)

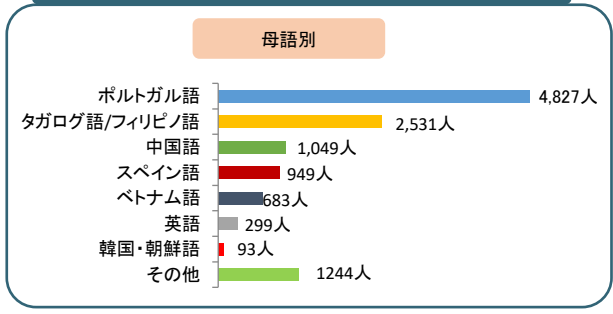
外国につながりを持つ 子どもの状況

愛知県の日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移

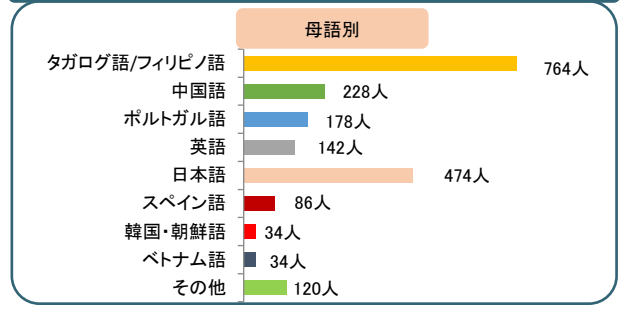


出典：文部科学省 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和5年度）

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数（11,924人）



日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数（2,060人）



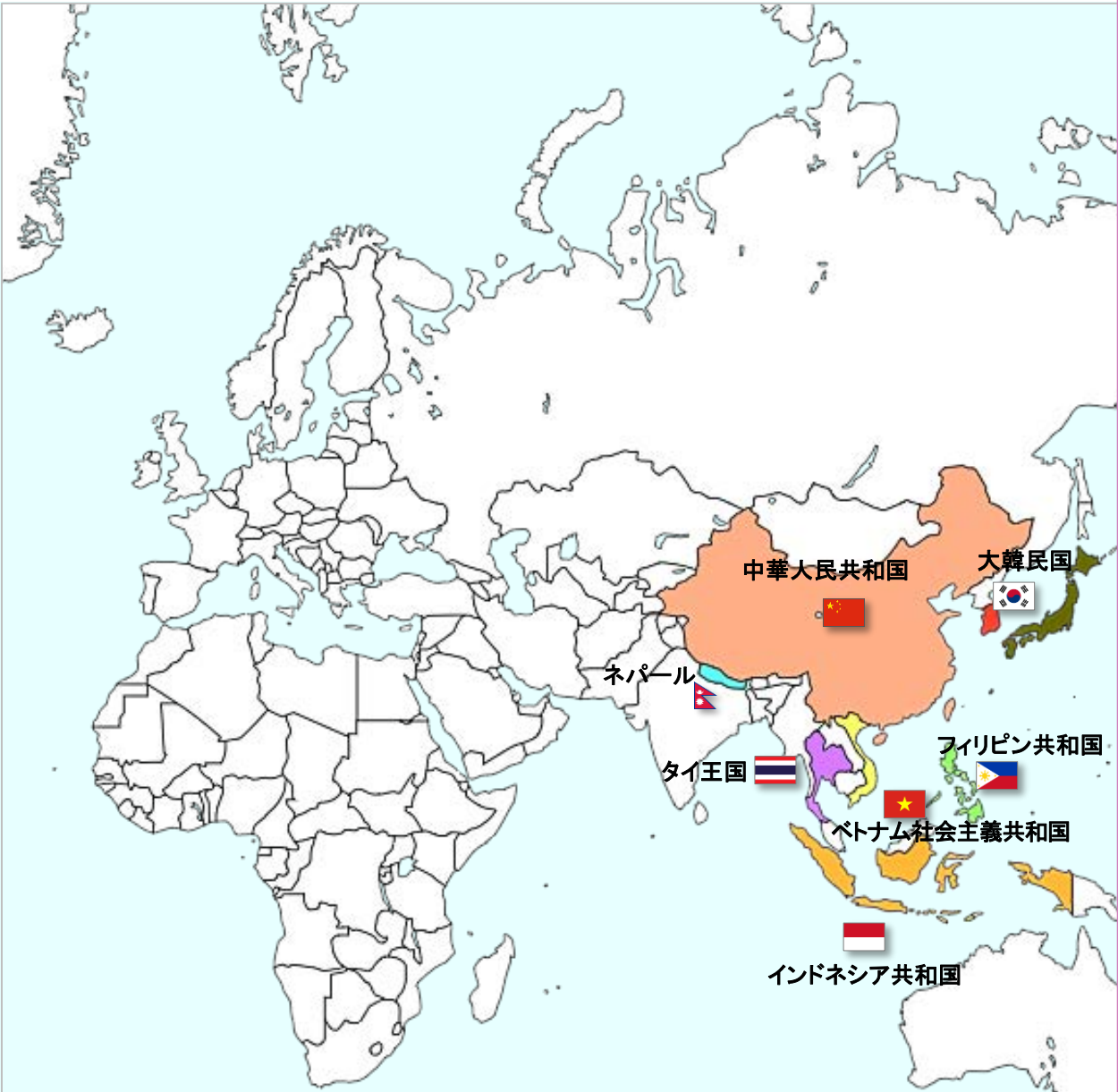
愛知県の日本語指導が必要な生徒の進路状況

2024（令和6）年3月に愛知県内の公立中学校（名古屋市以外）を卒業した日本語指導が必要な生徒を対象に調査した結果、約83.2%が高等学校に進学しています。また、日本人を含めた全ての中学校卒業者と比較すると、全日制高への進学率は低く、定時制高や専修学校・各種学校への進学率が高くなっています。

	日本語指導が必要な生徒の進路状況		日本人を含む 全中卒者の進学率
	進路希望 （2023（令和5）年12月）	進路状況 （2024（令和6）年5月）	
全日制高	47.4%	46.1%	87.0%
定時制高	25.4%	23.8%	2.0%
通信制高	7.8%	7.8%	7.9%
高等専門学校	0%	0%	0.3%
特別支援学校	1.5%	1.5%	0.9%
専修学校・各種学校	5.4%	5.5%	0.5%
就職	1.2%	1.3%	0.2%
その他（無業、帰国など）	11.4%	14.1%	1.2%

出典：日本語指導が必要な生徒の進路状況：愛知県教育委員会調べ
日本人を含む全中卒者の進学率：文部科学省学校基本調査（令和6年度）

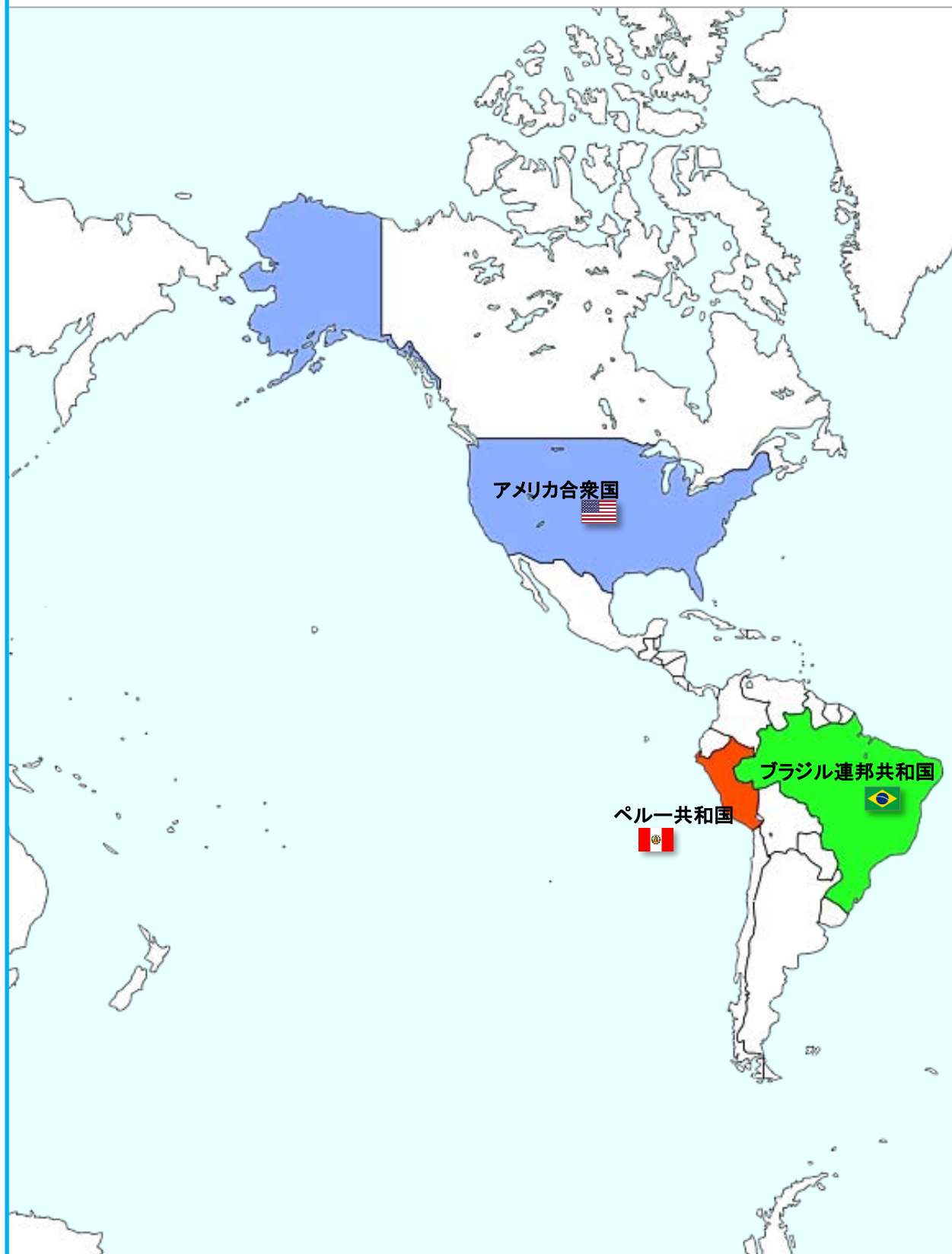
愛知県内の外国人数上位国



	国旗	国	言語	宗教
アジア		インドネシア共和国	インドネシア語	イスラーム(87%)、キリスト教(10%)、ヒンドゥー教(2%)等
		タイ王国	タイ語	仏教(94%)、イスラーム(5%)等
		大韓民国	韓国語	無宗教(50%)、プロテスタント(20%)、仏教(17%)等 社会・文化に儒教の影響を色濃く受ける
		中華人民共和国	漢語(中国語)	仏教、イスラーム、キリスト教、道教等
		ネパール	ネパール語	ヒンドゥー教(81%)、仏教(9%)、イスラーム(4%)等
		フィリピン共和国	フィリピン語(国語・公用語)、英語(公用語) (約130の言語がある)	カトリック(83%)、他キリスト教(10%)、イスラーム(5%)等
		ベトナム社会主義共和国	ベトナム語	仏教、カトリック、カオダイ教他
		アメリカ合衆国	主として英語(法律上の定めはない)	信教の自由を憲法で保障、主にキリスト教
北米		アメリカ合衆国	主として英語(法律上の定めはない)	信教の自由を憲法で保障、主にキリスト教
南米		ブラジル連邦共和国	ポルトガル語	カトリック(64.6%)、プロテスタント(22.2%)、無宗教(8%)、 その他(5.2%)
		ペルー共和国	スペイン語(他にケチュア語、アイマラ語等)	国民の大多数はカトリック

2024(令和6)年12月末現在、愛知県には163の国や地域の外国人が暮らしています。

出典: 外務省ホームページ



指差し対訳一覧

	日本語	ポルトガル語	スペイン語
あ	アスペルガー症候群	Síndrome de Asperger	Síndrome de Asperger
	アレルギー	alergia	alergia
い	いじめ	maus-tratos (<i>bullying</i>)	acoso
	イスラーム	Islamita	Islam
	一般入試	exame geral de admissão escolar	examen general de ingreso
か	外国人学校	escola estrangeira	escuela para extranjeros
	外国人生徒等選抜	Exame de admissão escolar para estudantes estrangeiros	Selección de alumnos extranjeros y otros
	下学年編入	transferência para série inferior	transferencia a un grado inferior
	学習言語	idioma de aprendizagem	idioma en el que se aprende
	学習支援	auxílio educacional	soporte o apoyo escolar
	学習障害(LD)	Dificuldades de aprendizagem	Dificultades de aprendizaje
	各種学校	escola de categoria de diversos	colegio de categoría “diverso”
	学力検査	exame de capacidade acadêmica	prueba de rendimiento académico
	貸付制度	sistema de empréstimo	sistema de préstamo
	学校	escola, colégio	colegio, escuela
	家庭	lar, casa	hogar
	カリキュラム	currículo escolar	plan de estudios
き	義務教育	educação obrigatória	educación obligatoria
	キャリア教育	educação de carreira	carrera de educación
	給食	merenda escolar	merienda escolar
	教育	educação	educación
	教育委員会	Comitê de Educação	Comité de Educación
	教育制度	sistema educacional	sistema educativo
	教育ローン	financiamento de educação	préstamo educativo
	教科	matéria	materia o asignatura
	教科書	livro didático	libro de texto o texto escolar
	教頭	subdiretor da escola	subdirector
こ	緊急	urgência	emergencia
	公印認証	Autenticação do carimbo oficial	Autenticación de documentos
	合格	aprovação	aprobado
	工業科	Curso industrial	Curso de modalidad industrial
	校則	normas escolares	normas escolares
	校長	diretor da escola	director de la escuela
	高等学校(高校)	ensino médio, colégio	escuela secundaria superior (bachillerato)
	高等学校卒業程度 認定試験	Exame de equivalência de graduação do ensino médio	Examen de evaluación equivalente a graduado en secundaria superior

ここでは、教育に関する言葉を多言語で一覧にしています。ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語版は、P.110～117に、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語は、P.118～125に掲載しています。

英語	中国語	フィリピン語/タガログ語
Asperger's Syndrome	阿斯伯格综合征	Asperger's Syndrome
allergy	过敏症	allergy
bully	欺负，霸凌	pang-aapi / pambu-bully
Islam	伊斯兰教	Islam
general entrance examination	一般入学考试	pangkalahatang pagsusulit sa pagpasok
international school	外国人学校	paaralan para sa mga dayuhan
Special selection entrance examination for foreign students	外国人学生等选拔	Entrance examination para sa mga dayuhang mag-aaral
transfer to a lower grade	下学期编入	paglipat sa mas mababang baitang
cognitive academic language skills	学习语言	wikang gamit sa pag-aaral
learning support	学习支援	suporta sa pag-aaral
Learning disability	学习障碍	Mahinang kakayahan sa pag-aaral
miscellaneous school	各种学校	iba't ibang paaralan
academic achievement test	学力检查	pagsusulit sa kakayahan sa akademiko
loan system	贷款制度	sistema ng pautang
school	学校	paaralan
home	家庭	sambahayan
curriculum	课程	kurikulum
compulsory education	义务教育	obligadong pag-aaral
career counseling	职业教育	career education
school lunch	午餐	school lunch
education	教育	edukasyon
Board of Education	教育委员会	Board of Education
educational system	教育制度	sistema ng edukasyon
student loan	教育贷款	pautang para sa pag-aaral
subject	学科	paksa
text book	教科书	text book
vice-principal	教导主任	vice principal
emergency	紧急	emergency
Apostille (Certificat of public document authentication)	公章认证	Official seal authentication (Opisyal na selyo ng pagpapatunay)
pass	合格	pasado
Industrial course	工业科	Industrial course
school regulations	校规	alituntunin ng paaralan
school principal	校长	punong guro
high school	高中学校 (高中)	High School
Upper Secondary School Equivalence Examination	高中毕业考试	Pagsusulit na katumbas ng High School, ito ay para sa mga hindi nakapagtapos ng High School

日本語	ポルトガル語	スペイン語
こ 公立	público	público
語学相談員	consultor de idiomas	consultor de idioma (instructor)
国籍	nacionalidade	nacionalidad
さ 在留資格	qualificação de permanência	estatus de residencia
し 支援	auxílio	apoyo o soporte
市区町村役場	prefeitura	municipalidad, alcaldía, ayuntamiento
試験	exame, teste	examen
自己責任	autorresponsabilidade	responsabilidad personal
児童(小学生児)	criança (estudantes de escola primária)	niño (niños de escuela primaria)
児童虐待	abuso infantil	abuso infantil
児童相談センター	Centro de Consultas aos Menores	Centro de Consulta de Menores
自閉症	Autismo	Autismo
志望校	escola desejada	escuela a la que se desea entrar
就学援助	Assistência educacional	Asistencia para escolaridad
就学支援金	Subsídio de admissão escolar	Fondo de apoyo a la matrícula escolar
就学年齢	idade escolar	edad escolar
就学前健診	exame médico pré-escolar	examen médico antes de iniciar la escuela
修学旅行	viagem escolar	viaje escolar
宗教	religião	religión
修得	aprendizagem	aprendizaje
就職	encontrar emprego	colocación laboral
授業料	custo escolar	costo escolar
塾	cursinho (escola de reforço)	lugar para refuerzo escolar
出願	pedido de admissão escolar	solicitud escolar (aplicación)
障害者	deficiente	persona con discapacidad
奨学金	bolsa de estudos	beca
小学校	escola primária	escuela primaria
商業科	Curso de comércio	Curso de modalidad comercial
初期指導教室	aula de aprendizagem fundamental	clase de orientación inicial
書類選考	seleção por avaliação de documentos	selección por evaluación de documentos
私立	particular	privado
進学	prosseguimento de estudo	continuación hacia la educación superior
申請	solicitação	solicitud
進路	rumo ao futuro	camino a seguir
す 推薦入試	Exame de admissão escolar por recomendação	Examen de admisión por recomendación
スクールカウンセラー	conselheiro escolar	consejero escolar
スクールソーシャルワーカー	assistente social escolar	asistente social de la escuela

英語	中国語	フィリピン語/タガログ語
public	公立	pampubliko
language support adviser	外语学习咨询者	tagapayo na maaaring makipag-usap sa wikang banyaga
nationality	国籍	nasyonalidad
status of residence	在留资格	residence status
support	支援	tulong
municipal office	市区町村政府	munisipyo
examination	考试	pagsusulit
self responsibility	自己的责任	sariling gastos
elementary school student	儿童（小学生）	mga batang nasa elementarya
child abuse	虐待儿童	pang-aabuso sa mga bata
Consultation Center for Children's Affairs	儿童咨询中心	Guidance Center para sa mga Bata
Autism	自闭症	Autism (mga batang mahirap makipag-komunikasyon, mahina ang imahinasyon)
preferred school	希望报考学校	nais pasukang paaralan
School expense subsidy	就学援助	School support
School tuition support fund	助学金	Suportang pinansyal galing sa paaralan
school age	上学年龄	edad sa pagpasok ng paaralan
physical checkup before entering school	入学前健康检查	pisikal na checkup bago magpasukan
school excursion	修学旅游	school trip
religion	宗教	relihiyon
adquisition	获得	matamo
finding employment	就职	maghanap ng trabaho
tuition fee	学费	bayad sa pag-aaral
cram school	补习班	cram School
application for admission	申请	aplikasyon para sa pagpasok
person with disability	残疾人	taong may kapansanan
student loan / scholarship	奖学金	scholarship
elementary school	小学	paaralan elementarya
Commercial course	商业科	Kursong pang komersiyal
initial teaching classroom	初期教学教室	paunang silid aralan sa pagtuturo
selection based on documents	书面筛选	pagpili ng dokumento
private	私立	private
advancement to higher education	升学	pagsulong sa mataas na edukasyon
application	申请	aplikasyon
future path	前途	karera
Admission on recommendation	推荐入学	Entrance examination para sa may rekomendasyon
school counselor	学校生活辅导员	tagapayo ng paaralan
school social worker	学校社工	school social worker

日本語	ポルトガル語	スペイン語
せ 生活言語	idioma usado no dia-a-dia	idioma de uso diario
成績	nota escolar	notas, resultados
成績証明書	certificado de nota escolar	certificado de notas
生徒(中学・高校生)	aluno, estudante (do ginásio ou colégio)	alumno (de secundaria básica o superior)
生年月日	data de nascimento	fecha de nacimiento
専攻	especialização	especialidad
専修学校	escola de especialização	colegio vocacional
先生	professor	profesor(a), maestro(a)
全日制	Curso de período integral	Programa educativo de tiempo completo
専門学校	escola profissionalizante	instituto (colegio) de formación especializada
そ 総合学科	Curso integrado	Curso integrado
卒業	graduação, formatura	graduación
卒業証明書	Certificado de graduação	Certificado (diploma) de graduación
た 大学	faculdade, universidade	universidad
大学院	pós-graduação	escuela de posgrado
大学入学共通テスト	Exame central de vestibular	Examen general de admisión universitaria
大使館	embaixada	embajada
ダブルリミテッド	adjetivo usado para crianças que não dominam o idioma materno e também o japonês (limitação linguística)	personas con limitación doble (respecto a la lengua materna y a la lengua de aprendizaje)
単位	crédito	crédito
単位認定	aprovação do crédito	crédito de reconocimiento
担任	professor da classe	profesor responsable de la clase
ち 注意欠陥多動性障害(ADHD)	Transtorno de Déficit de Atenção e Hiperatividade (TDAH)	Trastorno por déficit de atención con hiperactividad (ADHD)
中学校	escola ginásial	escuela de educación secundaria básica
中学校卒業程度認定試験	Teste de certificado de graduação do ensino ginásial	Examen de evaluación equivalente a graduado en secundaria básica
つ 通信制	curso à distância	curso a distancia
て 定時制	curso de meio-período	programa educativo de tiempo parcial
手続き	procedimento, trâmite	trámite
転校	transferência de escola	transferencia de escuela
電話番号	número de telefone	número de teléfono
と 特別支援学級	Classe especial de apoio a crianças com necessidades	Clase de refuerzo individual
飛び級	pular um grau escolar	salto de grado
取り出し授業	aula fora da sala de aula	clases fuera del aula
な 名前	nome	nombre

英語	中国語	フィリピン語/タガログ語
basic interpersonal communication skills	生活用語	gamit na wika sa araw araw
grades	成绩	grado sa paaralan
report card	成绩单	sertipiko para sa grado sa paaralan
student (junior high/high school)	学生（初中生・高中生）	mag-aaral sa junior high/high school
date of birth	出生年月日	kaarawan
major	专业	major subject
specialized training college	专科学校	specialized training school(bokasyonal)
teacher	老师	guro
Full-time course	全天制	Full time
professional training college	专门学校	technical School
Integrated course	综合学校	Pangkalahatan kurso
graduation	毕业	pagtatapos
Diploma	毕业证书	Diploma ng pagtatapos
university, college	大学	unibersidad, kolehiyo
graduate school	研究生	master course
National Center Test for University Admissions	大学入学全国统一考试	Pagsusulit sa Pagpasok sa Unibersidad
embassy	大使馆	embahada
limited bilingualism	双语混合学习障碍	double limited(problema sa sariling wika at sa wika na ginagamit sa tinitirhang bansa)
credit	学分	course unit (aralin sa paaralan)
recognition of credit	学分认定	sertipikasyon na natapos na aralin
home room teacher	班主任	class adviser
Attention-Deficit Hyperactivity Disorder	注意缺陷多动障碍	Attention-Deficit Hyperactivity Disorder
junior high school	中学	junior high school
Junior High School Equivalence Examination	中学毕业考试	Para sa mga hindi nakapagtapos ng Jr. high school,isang pag-susulit katumbas ng Jr. high school para maka pasok ng High school.
correspondence course	函授制	sistemang kurso
part-time course	定时制	part time high school
procedure	手续	proseso
transfer of schools	转校	lumipat ng paaralan
phone number	电话号码	numero ng telepono
Class for supporting children with special needs	特别支援班级	Natatanging kurso para sa mga bata na nangangailangan ng tulong
advanced placement	跳班・跳级	pagsulong sa mas nakakataas na grado
pull-out classes	挑选上课	natatanging leksyon
name	姓名	pangalan

	日本語	ポルトガル語	スペイン語
に	日本学生支援機構	Organização de serviços aos estudantes do Japão	Organización japonesa de servicios de ayuda para estudiantes (JASSO)
	日本語教室	aula de japonês	aula de japonés
	日本語能力試験	Exame de Proficiência em Língua Japonesa (JLPT)	Examen Oficial de Nivel de Lengua Japonesa (JLPT)
	入学願書	formulário de pedido de admissão escolar	solicitud de ingreso escolar
	入学金	taxa de matrícula	tasa de matrícula escolar
	入学試験	exame de admissão	examen de ingreso
	認証	autenticação	autenticación
ね	年度	ano (fiscal, escolar, etc.)	año fiscal (administrativo)
は	発達障害	Transtorno de desenvolvimento	Trastorno del desarrollo
ひ	引きこもり	pessoas que evitam contato social, isolando-se dentro de casa	personas que están en autoencierro
	PTA	Concelho de pais e mestres	Asociación de padres y profesores (PTA)
	費用	custo, despesa	gastos
ふ	部活動	atividade extracurricular	actividad extracurricular
	不就学	pessoa sem escolaridade	no escolarización
	普通科	curso regular	materia o asignatura general
	不登校	pessoa que não frequenta a escola	no asistencia a la escuela
	フリースクール	escola de educação livre	escuela libre(para niños que no van al colegio)
	プレスクール	pré-escola	preescuela
	文化	cultura	cultura
へ	返済	devolução	devolución (del préstamo)
	編入	reingresso em uma escola	transferencia (desde otro centro educativo)
ほ	保育園	creche	guardería
	放課後	depois das aulas	extraescolar
	放課後等児童 デイサービス	Assistência no dia-a-dia após a aula de escola	Centro de cuidado escolar después de clases
	母語	língua materna	lengua materna
	保護者	pais e responsáveis	tutor o apoderado
	補助金	subsídio	subsídio
	面接	entrevista	entrevista
も	文部科学省	Ministério de Educação, Cultura, Esporte, Ciência e Tecnologia	Ministerio de Educación, Cultura, Deportes, Ciencia y Tecnología
や	野外学習	estudo fora da escola, excursão escolar	actividades fuera de la escuela
	夜間中学	classe noturna de educação ginásial	escuela nocturna de educación secundaria básica
よ	幼児(1歳から小学校 入学前の子ども)	bebê, crianças pequenas (que ainda não ingressaram na escola primária)	niño pequeño (desde 1 año hasta antes de ingresar a la escuela primaria)
	幼稚園	jardim de infância	jardín de infantes
	呼び寄せ	trazer os familiares para o país	traer a familiares desde su país de origen
り	履修	aprender e dominar uma determinada matéria, curso	finalización de curso o programa establecido
	領事館	consulado	consulado

英語	中国語	フィリピン語/タガログ語
Japan Student Services Organization (JASSO)	日本学生支援機構	Japan Student Services Organization (JASSO)
japanese class	日语教室	japanese class
Japanese Language Proficiency Test	日语能力考试	Pagsusulit sa kakayahan ng Wikang Hapon/Japanese Language Proficiency Test
admission application form	入学申请书	application form para sa pagpasok
admission fee	入学金	bayad pagpasok
entrance examination	入学考试	entrance examination
recognition	认证	sertipikasyon
school year	年度	school year
Developmental disorder	发育障碍	Developmental disorder
antisocial	闭门不出	ayaw lumabas ikinukulong ang sarili sa silid at ayaw makipag-usap sa tao
Parent Teacher Association	家长教师联合会	Parent Teacher Association
expense	费用	gastos
club activities	课外活动	extracurricular activities
non-enrollmant of school	失学	hindi pumapasok sa paaralan
general course	普通科	regular na kurso
truancy	拒绝上学	ayaw pumasok sa paaralan
free school	自由学校	libreng paaralan
preschool program for students before 1 st year of elementary school	学前班	pre-school para sa mga bata bago mag-grade 1
culture	文化	kultura
repayment	偿还	pagbabayad
transfer	编入	paglipat
nursery school	托儿所	nursery school
after school	放学后	pagkatapos ng eskwela
After-school daycare	放学后儿童看护服务	After-school child day services
mother language	母语	sariling wika o lengwahe
parents or guardians	监护人	magulang o tagapag-alaga
subsidy	补助金	tulong na salapi
interview	面试	interview
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology	文部科学省	Ministri ng Edukasyon, Kultura, Laro, Siyensiya at Teknolohiya
outdoor learning activity	户外学习	aktibidad sa pag-aaral sa labas ng paaralan
evening junior high school classes	初中夜校	junior high school night class
children over 1 before entering elementary school	幼儿（一岁至小学入学前的孩子）	mga bata higit sa 1taon bago pumasok sa elementarya
kindergarten	幼儿园	kindergarden
bringing over (from foreign countries)	邀请来日	anyayahan (mula sa banyagang bansa)
course	选修	kurso
consulate	领事馆	konsulado

	日本語	ベトナム語	नेपाली語
あ	アスペルガー症候群	hội chứng Asperger	अस्पेर्गेर को लक्षण
	アレルギー	dị ứng	एलर्जी
い	いじめ	bắt nạt	धम्की
	イスラーム	đạo Hồi	इस्लाम
	一般入試	kì thi tuyển sinh chung	साधारण प्रवेश परीक्षा
か	外国人学校	trường học dành cho người nước ngoài	विदेशीहरूको लागि स्कूल
	外国人生徒等選抜	tuyển chọn học sinh nước ngoài	विदेशी विद्यार्थी विशेष परीक्षा
	下学年編入	nhập học cùng khóa dưới	तल्लो कक्षामा राख्ने कुरा
	学習言語	ngôn ngữ dùng trong học tập	अध्ययन भाषा
	学習支援	hỗ trợ học tập	अध्ययन सहयोग
	学習障害(LD)	Chướng ngại trong việc học	अध्ययन अशक्तता
	各種学校	các loại hình trường học	विविध विद्यालय
	学力検査	kiểm tra học lực	शैक्षिक क्षमता को परीक्षण
	貸付制度	chế độ cho vay	ऋण प्रणाली
	学校	trường học	विद्यालय, स्कूल
	家庭	gia đình	घर
	カリキュラム	chương trình giáo dục	पाठ्यक्रम
き	義務教育	giáo dục bắt buộc	अनिवार्य शिक्षा
	キャリア教育	giáo dục hướng nghiệp	क्यारियर शिक्षा
	給食	ăn trưa bán trú	स्कूलको खाजा
	教育	giáo dục	शिक्षा
	教育委員会	Phòng giáo dục / Sở giáo dục	शिक्षा कार्यालय
	教育制度	chế độ giáo dục	शिक्षा प्रणाली
	教育ローン	khoản vay dành cho giáo dục	शैक्षिक कर्जा
	教科	môn học	बिषय
	教科書	sách giáo khoa	पाठ्यपुस्तक
	教頭	hiệu phó	सहायक प्रधानध्यापक
	緊急	khẩn cấp	आपतकालिन, सङ्कटकाल
こ	公印認証	công chứng	आधिकारिक प्रमाणीकरण
	合格	đỗ	उत्तीर्ण
	工業科	khoa công nghiệp	औद्योगिक विभाग
	校則	nội quy trường học	स्कूलको नियम
	校長	hiệu trưởng	हेडमास्टर, प्रधानध्यापक
	高等学校(高校)	trường THPT (trường cấp ba)	हाइस्कूल
	高等学校卒業程度認定試験	kỳ thi tốt nghiệp THPT	हाइस्कूल प्रमाणीकरण परीक्षा

インドネシア語	タイ語
Sindrom Asperger	กลุ่มอาการโรคแอสเพอร์เกอร์
alergi	โรคภูมิแพ้
Bullying	แกล้ง
Islam	อิสลาม
ujian masuk umum	การสอบเข้าแบบทั่วไป
sekolah untuk orang asing	โรงเรียนสำหรับชาวต่างชาติ
Ujian masuk untuk khusus murid asing	การคัดเลือกนักเรียนต่างชาติ
perpindahan ke bawah kelas	การเข้าเรียนโดยลดระดับชั้นปี
bahasa yang perlu untuk belajar di sekolah	ภาษาที่เรียนรู้
dukungan belajar	การสนับสนุนการเรียน
Gangguan belajar	ภาวะการเรียนรู้บกพร่อง
sekolah di luar pendidikan resmi	โรงเรียนแต่ละประเภท
tes prestasi akademik	สอบวัดระดับการเรียน
sistem pinjaman	ระบบกู้ยืม
Sekolah	โรงเรียน
Rumah	ครอบครัว
Kurikulum	หลักสูตร
pelajaran wajib	การศึกษาภาคบังคับ
pendidikan karir	การให้คำปรึกษาด้านอาชีพ
penyantapan di sekolah	อาหารโรงเรียน
Pendidikan	การศึกษา
Komisi pendidikan	คณะกรรมการการศึกษา
sistem pendidikan	ระบบการศึกษา
kredit pendidikan	เงินกู้ยืมเพื่อการศึกษา
mata pelajaran	วิชา
buku pelajaran	หนังสือเรียน
wakil kapara sekolah	หัวหน้าฝ่ายวิชาการ
Darurat	เร่งด่วน อุดหนุน
Otentikasi stempel resmi	การรับรองตราประทับของหน่วยงานราชการ
Lulus	สอบผ่าน
Jurusan industri	วิชาช่างเทคนิค
peraturan sekolah	กฎ ระเบียบของโรงเรียน
kepala sekolah	ผู้อำนวยการโรงเรียน
sekolah Menengah Atas (SMA)	โรงเรียนมัธยมปลาย
Kejar Paket C	การสอบวัดระดับการสำเร็จการศึกษาโรงเรียนมัธยมปลาย(การสอบเทียบ)

日本語	ベトナム語	ネパール語
こ 公立	công lập	सार्वजनिक
語学相談員	Nhân viên hỗ trợ ngôn ngữ	भाषा परामर्शदाता
国籍	quốc tịch	राष्ट्रियता
さ 在留資格	tư cách cư trú	बसोबासको स्थिति
し 支援	hỗ trợ	समर्थन, सहयोग
市区町村役場	văn phòng hành chính khu vực, quận, thành phố	नगरपालिका कार्यालय
試験	kỳ thi	जाँच, परीक्षा
自己責任	tự chịu trách nhiệm	आफ्नो जिम्मावारी
児童(小学生児)	nhi đồng (học sinh cấp 1)	केटाकेटी, बच्चाहरु
児童虐待	bạo hành trẻ em	बाल हिंसा
児童相談センター	trung tâm tư vấn trẻ em	बाल परामर्श केन्द्र
自閉症	bệnh tự kỷ	अटिजम रोग
志望校	trường theo nguyện vọng	भर्ना हुन इच्छुक विद्यालय
就学援助	trợ cấp đi học	विद्यालयमा उपस्थित हुनका लागि सहायता
就学支援金	tiền hỗ trợ đi học	विद्यालयमा सिक्नको लागि पाउने सहायता पैसा
就学年齢	tuổi đi học	विद्यालयमा सिक्नको लागि निर्णय गरिएको उमेर
就学前健診	kiểm tra sức khỏe trước khi đi học	प्राइमरी स्कूलको प्रवेश अगि गर्ने मेडिकल जाँच
修学旅行	chuyến tham quan ngoại khóa	शैक्षिक भ्रमण
宗教	tôn giáo	धर्म
修得	lấy (tín chỉ)	सिकाइ / कुनै सीप, ज्ञानको प्राप्ति
就職	đi làm	नोकरी पाउन
授業料	tiền môn học	कक्षा शुल्क
塾	trung tâm luyện thi/ trung tâm học thêm	कोचिंग स्कूल
出願	đăng ký nguyện vọng	आवेदन
障害者	người khuyết tật	अशक्त
奨学金	học bổng	छात्रवृत्ति
小学校	Trường tiểu học	प्राथमिक विद्यालय
商業科	Khoa thương mại	व्यापारिक पाठ्यक्रम
初期指導教室	lớp hướng dẫn đầu kỳ	प्रारम्भिक निर्देशन कक्षा कोठा
書類選考	xét tuyển hồ sơ	कागजात आधारित चयन
私立	tư lập	निजी , प्राइभेट
進学	học lên cấp	माथिल्लो तहको विद्यालय जानु
申請	đăng ký	निवेदन , आवेदन
進路	định hướng	पाठ्यक्रम
す 推薦入試	kỳ thi tuyển sinh có giấy tiến cử	सिफारिस प्रवेश परिक्षा
スクールカウンセラー	tư vấn tâm lý học đường	विद्यालय सल्लाहकार
スクールソーシャル ワーカー	Nhân viên tư vấn xã hội ở trường học	विद्यालय को सामाजिक कार्यकर्ता

インドネシア語	タイ語
umum	(โรงเรียน)หลวง (โรงเรียน)รัฐบาล
konsultan terkait pembelajaran siswa asing	ผู้สนับสนุนการเรียนรู้ทางด้านภาษา
kewarganegaraan	สัญชาติ
status izin tinggal	ประเภทวีซ่า
dukungan	สนับสนุน ส่งเสริม
kantor kotamadya	ที่ว่าการเมือง อำเภอ ตำบล หมู่บ้าน
ujian	การสอบ
tanggung jawab individu	ความคิดชอบของตัวเอง
murid (siswa sekolah dasar)	เด็ก(เด็กนักเรียนชั้นประถม)
pelecehan anak	การทำร้ายเด็ก
Pusat Konsultasi untuk urusan Anak-anak	ศูนย์ปรึกษาปัญหาเด็ก
Autis	โรคออทิสติก
sekolah aspiratif	โรงเรียนที่ต้องการสมัครสอบเข้า
Sistem subsidi biaya alat tulis dll di sekolah	สนับสนุนการเรียนรู้ ส่งเสริมการเรียนรู้
Dana dukungan sekolah	เงินสนับสนุนการเรียนรู้
usia sekolah	เกณฑ์อายุเข้าเรียน
pemeriksaan kesehatan sebelum masuk sekolah	ตรวจสอบสุขภาพก่อนเข้าเรียน
darmawisata sekolah	ทัศนศึกษา
agama	ศาสนา
akuisisi / perolehan	เรียนรู้ เป็นวิชา(ความรู้ ความสามารถ)ติดตัว
perolehan pekerjaan	เข้าทำงาน ได้งานทำ
biaya sekolah	ค่าเล่าเรียน
kursus	สถานที่เรียนพิเศษ โรงเรียนกวดวิชา
aplikasi	การยื่นใบสมัคร
difabel/penyandang disabilitas	คนพิการ
beasiswa	ทุนการศึกษา
sekolah Dadar/SD	โรงเรียนชั้นประถม
Bidang ekonomi dan akutansi	สาขาพาณิชย์
kelas Instruksi Awal Bahasa Jepang	คาบแนะแนวเบื้องต้น
dipilih berdasarkan dokumen	คัดเลือกโดยเอกสารประกอบ
swasta	เอกชน
pendidikan lanjutan	ศึกษาต่อ เรียนต่อ
pendaftaran	การสมัคร(เข้าโรงเรียน)
jalan yang akan ditempuh	แนวทางที่จะดำเนินต่อหลังจบการศึกษา (ทำงาน เรียนต่อ ฯ)
PMDK/Penelusuran Minat dan Kemanpuan	การสอบเข้าสำหรับผู้สมัครที่ได้รับการคัดเลือก
penasehat sekolah	ผู้สนับสนุนแก้ปัญหาสุขภาพจิต ฯของนักเรียน
pekerja sosial sekolah	นักสังคมสงเคราะห์สำหรับนักเรียน

	日本語	ベトナム語	नेपाली
せ	生活言語	ngôn ngữ sinh hoạt/ ngôn ngữ phổ thông	दैनिक जीवनमा प्रयोग हुने भाषा
	成績	thành tích	परिणाम , रिजल्ट
	成績証明書	bảng điểm	रिजल्ट प्रमाण पत्र, ट्रान्सक्रिप्ट
	生徒 (中学・高校生)	học sinh (THCS, THPT)	विद्यार्थी (जुनियर हाई स्कूल/हाई स्कूल)
	生年月日	ngày tháng năm sinh	जन्म मिति
	専攻	chuyên ngành	विशेषज्ञ, प्रमुख
	専修学校	trường dạy nghề	व्यावसायिक विद्यालय
	先生	giáo viên	शिक्षक , मास्टर
	全日制	chế độ học bán trú	पूर्णकालीन पाठ्यक्रम
	専門学校	trường trung cấp nghề	व्यावसायिक विद्यालय
そ	総合学科	Khoa tổng hợp	समग्र अध्ययन संकाय
	卒業	tốt nghiệp	ग्रयाजुयसन , उपाधि प्राप्त गर्नु
	卒業証明書	bằng tốt nghiệp	स्नातक प्रमाण पत्र
た	大学	đại học	विश्वविद्यालय
	大学院	cao học	स्नातकोत्तर
	大学入学共通テスト	kỳ thi đầu vào đại học toàn quốc	विश्वविद्यालय प्रवेश परीक्षा केंद्र
	大使館	đại sứ quán	राजदूतावास
	ダブルリミテッド	hạn chế song ngữ (hiện tượng trẻ không hiểu cả ngôn ngữ mẹ đẻ và ngôn ngữ nước ngoài)	मातृभाषा पनि जापानि भाषा पनि राम्ररी नआउने केटाकेटि
	単位	tín chỉ, học trình	मार्क, एकाइ
	単位認定	cấp tín chỉ	मार्क प्रमाणपत्र
	担任	chủ nhiệm	जिम्मामा भएको शिक्षक (कक्षा शिक्षक)
ち	注意欠陥多動性障害 (ADHD)	rối loạn tăng động giảm chú ý	अतिरिक्त चाल र एकाग्रता बिहिन (ADHD)
	中学校	trường cấp 2, trường THCS	निम्न माध्यमिक विद्यालय , जूनियर हाई स्कूल
	中学校卒業程度認定試験	kỳ thi tốt nghiệp THCS	मिडिल स्कूलको योग्यता प्रमाणपत्र परीक्षा
つ	通信制	chế độ đào tạo từ xa	आवधिक पाठ्यक्रम
て	定時制	chế độ học 1 buổi (chỉ buổi sáng hoặc chiều hoặc tối)	आंशिक पाठ्यक्रम
	手続き	thủ tục	कार्यपद्धति , प्रक्रिया
	転校	chuyển trường	विद्यालय परिवर्तन
	電話番号	số điện thoại	टेलिफोन नम्बर
と	特別支援学級	lớp học hỗ trợ đặc biệt	अशक्त बालक-बालिकाको क्लास, विशेष क्लास
	飛び級	vượt cấp	क्लास जम्पिङ्ग
	取り出し授業	giờ học phụ đạo	सहज क्लास बाट कुनै केटाकेटि निकलेर खास गरी सिकाउने शिक्षण
な	名前	họ tên	नाम

インドネシア語	タイ語
bahasa sehari-hari	ภาษาที่ใช้ในชีวิตประจำวัน
nilai akademik	ผลการเรียน
transkrip akademik	ใบรับรองผลการเรียน
murid/siswa	นักเรียน(โรงเรียนมัธยมต้น ปลาย)
tanggal lahir	วันเดือนปีเกิด
jurusan	สาขา วิชาเอก
sekolah tinggi keahlian khusus	โรงเรียนเซนต์(อาชีวะ ระดับมัธยมปลาย)
guru	อาจารย์
Sistem penuh waktu	ระบบ(เรียน)เต็มวัน
sekolah kejuruan	โรงเรียนเซนต์(อาชีวะ สูงกว่าระดับมัธยมปลาย)
Jurusan umum	หลักสูตรรวมทั่วไป
kelulusan	สำเร็จการศึกษา เรียนจบ
Ijazah / STTB	ใบรับรองการสำเร็จการศึกษา
universitas/Kulia	มหาวิทยาลัย
sekolah pascasarjana/FPS	บัณฑิตวิทยาลัย
Seleksi Nasional Masuk Perguruan Tinggi Negeri (SNMPTN)	การสอบของศูนย์ร่วมสอบเข้ามหาวิทยาลัย
kedutaan	สถานเอกอัครราชทูต
semilingualism (kondisi yang bisa memakai dua bahasa namun kurang kemampuan bahasa ibu dan bahasa asing juga)	ไม่เข้าใจทั้งภาษาของพ่อแม่และภาษาของประเทศที่อาศัยอยู่นั้น
credit	หน่วยกิต
pengakuan kredit	การรับรองหน่วยกิต
wali kelas	อาจารย์ประจำชั้น
Gangguan Mental yang menyebabkan kesulitan focus (ADHD)	โรคสมาธิสั้น (ADHD)
sekolah menengah pertama (SMP)	โรงเรียนมัธยมต้น
Ujian Kejar Paket B	การสอบวัดระดับการสำเร็จการศึกษาโรงเรียนมัธยมต้น (การสอบเทียบ)
sistem korespondensi	การเรียนทางไกล (ผ่านอินเทอร์เน็ตหรือไปรษณีย์)
sistem paruh waktu	การเรียนแบบเลือกเวลาได้
prosedur	ขั้นตอน
pindah sekolah	การย้ายโรงเรียน
nomor telepon	เบอร์โทรศัพท์
Sekolah Luar Biasa (SLB)	ชั้นเรียนสำหรับเด็กพิเศษ
loncat kelas	การข้ามชั้นเรียน
kelas yang belajar secara terpisah	ชั้นเรียนพัฒนาตนเอง (ชั้นเรียนเฉพาะ)
nama	ชื่อ

	日本語	ベトナム語	नेपाली語
に	日本学生支援機構	tổ chức hỗ trợ học sinh sinh viên Nhật Bản	जापानिज विद्यार्थी समर्थन संगठन
	日本語教室	lớp học tiếng Nhật	जापानी भाषा कक्षा
	日本語能力試験	kỳ thi đánh giá năng lực tiếng Nhật	जापानी भाषा क्षमता परीक्षा
	入学願書	đơn xin nhập học	विद्यालय भर्नाको लागि आवेदन प्रमाण पत्र
	入学金	tiền nhập học	भर्ना शुल्क
	入学試験	kỳ thi nhập học	प्रवेश परिक्षा
	認証	chứng nhận	प्रमाणीकरण
ね	年度	niên khóa	बर्ष
は	発達障害	rối loạn phát triển	विकासात्मक अशक्तता
ひ	引きこもり	tự cô lập với xã hội	समाजबाट टाढिएको व्यक्ति
	PTA	hội phụ huynh	विद्यार्थी सङ्गठन तथा अभिभावक सङ्गठन
	費用	chi phí	खर्च, लागत
ふ	部活動	hoạt động câu lạc bộ	अतिरिक्त क्रियाकलाप
	不就学	người không qua trường lớp	स्कूलमा अनुपस्थिति
	普通科	khoa phổ thông	सामान्य पाठ्यक्रम
	不登校	trốn học/không đến trường (được)	विद्यालय मा उपस्थित नहुनु
	フリースクール	trường học tự do (Nơi tư vấn hỗ trợ cho trẻ không đến trường)	निः शुल्क विद्यालय
	プレスクール	trường học bổ túc cho trẻ nước ngoài trước khi vào tiểu học	शिशू कक्षा
	文化	văn hóa	संस्कृति
へ	返済	trả nợ	फिर्ता
	編入	chuyển vào học trường mới bắt đầu từ năm 2 trở lên	स्थानान्तरण
ほ	保育園	nhà trẻ	शिशु पाठशाला
	放課後	tan học	स्कूल पछिको पढाई
	放課後等児童 デイサービス	dịch vụ chăm sóc trẻ sau giờ học	क्लास सकेको पछाडिको समय अपाङ्ग केटाकेटीहरु लाई हेरचाह गर्ने सेवा
	母語	tiếng mẹ đẻ	मातृ भाषा
	保護者	người bảo lãnh	संरक्षक
	補助金	tiền trợ cấp	अनुदान
め	面接	phỏng vấn	इन्टरभ्यू, अन्तर्वार्ता
も	文部科学省	Bộ Giáo dục, Văn hoá, Thể thao, Khoa học và Công nghệ	शिक्षा मन्त्रालय
や	野外学習	học ngoại khóa dã ngoại	स्कूल बाहिरको शिक्षा ,आउटडोर शिक्षा
	夜間中学	lớp học buổi tối cho học sinh THCS	निम्न माध्यमिक विद्यालय बेलुकी कक्षा
よ	幼児(1歳から小学校 入学前の子ども)	nhi đồng, thiếu nhi (trẻ em từ 1 tuổi đến trước tiểu học)	बच्चाहरु (१ बर्ष देखि प्राथमिक स्कूलमा प्रवेश गर्नु अघिका बच्चाहरु)
	幼稚園	trường mẫu giáo	किन्डरगार्डन स्कूल
	呼び寄せ	bảo lãnh gia đình, nhân thân	बोलाउनु (स्वदेश बाट डाक्ने काम)
り	履修	đăng ký môn học tự chọn	पाठ्यक्रम पुरा गर्नु
	領事館	lãnh sự quán	वाणिज्य दूतावास

インドネシア語	タイ語
Organisasi Layanan Pelajar Jepang (JASSO)	องค์กรสนับสนุนนักเรียนประเทศญี่ปุ่น
kelas bahasa Jepang	ห้องเรียนภาษาญี่ปุ่น
Ujian Kemampuan Bahasa Jepang	การสอบวัดความสามารถภาษาญี่ปุ่น
formulir pendaftaran untuk masuk sekolah	ใบสมัคร(สอบ)เข้าเรียน
biaya masuk sekolah	ค่ามอตัว(เข้าเรียน)
ujian masuk sekolah	การสอบเข้า
sertifikasi	การรับรอง
tahun	รอบปี (ตั้งแต่เมษายน ถึงมีนาคมในปีถัดไป)
Gangguan perkembangan	ภาวะบกพร่องทางการพัฒนาการ
penarikan diri dari masyarakat (tidak mau bersosialisasi)	พฤติกรรมแยกตัวจากสังคม
Asosiasi orangtua murid	สมาคมผู้ปกครองและอาจารย์
biaya	ค่าใช้จ่าย
kegiatan ekstrakurikuler	กิจกรรมชมรม
tidak terdaftar di sekolah	ไม่ได้ลงทะเบียนเรียนในระดับการศึกษาภาคบังคับ
kursus umum	สายสามัญ
menolak untuk menghadiri sekolah	ภาวะไม่ยอมไปโรงเรียน
sekolah alternatif	โรงเรียนทางเลือก
prasekolah untuk sebelum masuk SD	โรงเรียนเด็กก่อนวัยเรียน (อนุบาลฯ)
budaya	วัฒนธรรม
pelunasan	การชำระคืน
kepindahan sekolah setelah mengeluarkan sekolah lain	การสมัครเข้า
fasilitas penitipan anak siang hari	เนอสเซอรี่ สถานรับเลี้ยงเด็กเล็ก
selepas jam pulang sekolah	หลังเลิกเรียน
Pelayanan untuk siswa yang difabel setelah pulang sekolah	บริการดูแลเด็ก ตอนกลางวัน หลังเลิกเรียน
bahasa bunda	ภาษาแม่
orang tua / wali	ผู้ปกครอง
subsidi	เงินสนับสนุน
wawancara	สัมภาษณ์
Kementerian Pendidikan, Budaya, Olahraga, Ilmu Pengetahuan dan Teknologi	กระทรวงศึกษาและวิทยาศาสตร์
pelajaran di luar ruangan	การศึกษานอกสถานที่
kelas malam sekolah menengah pertama	ชั้นเรียนตอนกลางคืนระดับมัธยมต้น
anak usia dini (dari umur 1 tahun hingga sebelum SD)	เด็กเล็ก (อายุระหว่าง 1 ปี จนถึงวัยก่อนเข้าเรียนชั้นประถม)
taman kanak-kanak (TK)	โรงเรียนอนุบาล
membawa / memanggil	เรียก พา(ลูกที่อยู่ต่างประเทศ)มาอาศัยอยู่ด้วยกัน(ที่ญี่ปุ่น)
penyelesaian kursus	เรียนเสริม
konsulat	สถานกงสุล

第1章 外国人相談に関する基礎知識

外国人の日本滞在に関する基礎知識

-  司法アクセス推進協会編 「外国人のための日本のくらしと法律Q&A107 第3版」 エディックス 2008年
公益財団法人愛知県国際交流協会 「相談員のための多文化ハンドブック＝結婚・離婚編＝」 2023年
公益財団法人愛知県国際交流協会 「愛知生活便利帳」 2023年
手塚和彰 「外国人と法(第3版)」 有聲閣 2005年
外国人労働者雇用研究会 集 「こんなときどうする 外国人の入国・在留・雇用Q&A」 第一法規 2024年
森田芳夫 「数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史」 明石書店 1996年
-  総務省「マイナンバー制度とマイナンバーカード」
https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/ (2024/12/25)
総務省「外国人住民に係る住民基本台帳制度」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html (2024/12/25)
e-Gov法令検索 「出入国管理及び難民認定法」
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326CO00000000319> (2024/12/25)
出入国在留管理庁 「平成30年入管法及び法務省設置法改正について」
https://www.moj.go.jp/isa/policies/bill/h30_kaisei.html (2024/12/25)
法務省出入国在留管理庁「難民認定制度」
https://www.moj.go.jp/isa/refugee/procedures/nanmin_00001.html (2024/12/25)
出入国在留管理庁 「2024年版『出入国在留管理』日本語版」
https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00011.html (2024/12/25)
法務省出入国在留管理庁「在留カードとは」
https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/whatzairyu_00001.html (2024/12/25)
法務省出入国在留管理庁「在留カードの見方」
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf> (2024/12/25)
法務省出入国在留管理庁「在留資格一覧表」
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/qaq5.html> (2024/12/25)
出入国在留管理庁 「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf> (2024/12/25)
外務省「在外公館の仕事」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/shigoto.html> (2024/12/25)
Ministério das Relações Exteriores, Consulado Nagóia 在名古屋ブラジル総領事館
<https://www.gov.br/mre/pt-br/consulado-nagoia/65e5672c8a9e> (2024/12/25)
文部科学省「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1323374.htm (2024/12/25)
厚生労働省「中国残留邦人等への援護」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido02/index.html> (2024/12/25)
公益財団法人国際人材協力機構「外国人技能実習生と労働社会保険Q&A(改訂第8版)」
https://www.jitco.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/03/roudou_hoken.pdf (2024/12/25)
愛知県「難病法に基づく特定医療費助成制度について」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotsaisaku/0000078618.html> (2024/12/25)
内閣府男女共同参画局「被害者の要望別支援方法」
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/siensya/08.html (2024/12/25)

外国人対応に関する基礎知識

-  石河久美子監修 愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室 「多文化ソーシャルワーカーハンドブック」 2011年
石河久美子 「異文化間ソーシャルワーク 多文化共生社会をめざす新しい社会福祉実践」 川島書店 2003年
石河久美子 「多文化ソーシャルワークの理論と実践～外国人支援者に求められるスキルと役割」明石書店 2012年
公益社団法人日本社会福祉士会 「滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク」 中央法規出版 2012年
移住者と連帯する全国ネットワーク編 「外国人の医療・福祉・社会保障相談ハンドブック」 明石書店 2019年
-  公益社団法人日本社会福祉士会 「生活支援アセスメントシート」
<https://www.jacsw.or.jp/citizens/seikatsukonkyu/index.html> (2023/12/02)

第2章 学校・教育に関する制度

 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 「外国人児童生徒受入れの手引 改訂版」 明石書店 2019年
愛知県私学協会 「愛知の私立高校ガイドブック」 2024年6月

 文部科学省「大学入学資格について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm (2024/12/25)

文部科学省「高等学校入学資格Q&A」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/sikaku/1311012.htm (2024/12/25)

文部科学省「高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/ (2024/12/25)

文部科学省高等教育局 「令和6年度私立高等学校等初年度授業料等の調査結果について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/1412179_00006.htm (2024/12/25)

文部科学省総合教育政策局調査企画課「結果の概要-令和5年度子供の学習費調査」

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuui/kekka/k_detail/mext_00002.html (2024/12/25)

愛知県教育委員会 「『愛知県初』フレキシブルハイスクール」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/aichi-manabi/flexible-highschool.html> (2024/12/25)

愛知県教育委員会 「愛知県立夜間中学を開校します」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/aichi-manabi/yakanchugaku.html> (2024/12/25)

愛知県教育委員会「県立高等学校入学科・授業料」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zaimusisetsu/nyuugakuryoujyugyouryou.html> (2024/12/25)

愛知県教育委員会「愛知県公立高等学校入学選抜」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html> (2024/12/25)

愛知県教育委員会「定時制・通信制教育」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027113.html> (2024/12/25)

愛知県教育委員会 「特別支援学校」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tokubetsushienkyoiku/0000070507.html> (2024/12/25)

愛知労働局 「外国人向け職業訓練について」

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/gaikokujin_kunren_00176.html (2024/12/25)

独立行政法人日本学生支援機構「日本留学試験(EJU)」

<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/eju/index.html> (2024/12/25)

日本留学総合情報サイト

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/> (2024/12/25)

日本語能力試験

<https://www.jlpt.jp/index.html> (2024/12/25)

第3章 相談対応で知っておきたいポイント

 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課編著 「外国人児童生徒受入れの手引 改訂版」 明石書店 2019年
臼井智美編 「イチからはじめる外国人の子どもの教育－指導に困ったときの実践ガイド」 株式会社教育開発研究所 2009年
ジム・カミンズ 著中島和子訳 「言語マイノリティを支える教育」 慶應義塾大学出版会 2011年
多言語化現象研究会編 「多言語社会日本～その現状と課題」 三元社 2013年
牛田千鶴編 「南米につながる子どもたちと教育～複数文化を「力」に変えていくために」 行路社 2014年
齋藤ひろみ・佐藤部衛編 「文化間移動をする子どもたちの学び～教育コミュニティの創造に向けて」 ひつじ書房 2009年
江原裕美編 「国際移動と教育～東アジアと欧米諸国の国際移民をめぐる現状と課題」 明石書店 2011年

 文部科学省 「CLAIRNETへようこそ『特別の教育課程』による日本語指導の位置づけ」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341926.htm (2025/1/30)

文部科学省 「学齢超過者の中学校への入学許可について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422253.htm (2024/12/25)

文部科学省 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」

https://www.mext.go.jp/content/20200703-mxt_kyousai01-000008457_01.pdf (2024/12/25)

文部科学省 「学校における教育相談に関する資料」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/120/gijiroku/_jcsFiles/afiedfile/2016/02/12/1366025_07_1.pdf (2024/12/25)

文部科学省 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について(通知)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1415154_00002.htm (2024/12/25)

文部科学省 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)の結果について」

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00006.htm (2024/12/25)

文部科学省 「世界の学校体系(ウェブサイト版)」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1396836.htm (2024/10/19)

文部科学省「平成25年度教育改革の総合的推進に関する調査研究～諸外国における学制に関する改革の状況調査～報告書」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/chousa/1351481.htm (2024/12/26)

文部科学省「高校生等への修学支援」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm (2024/7/19)

厚生労働省「勤務地などを限定した「多様な正社員」の円滑な導入・運用に向けて」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/file/01-270227.pdf> (2024/8/22)

厚生労働省「非正規雇用(有期・パート・派遣労働)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/index.html (2024/8/22)

出入国在留管理庁「「家族滞在」の在留資格をもって在留し、高等学校卒業後に日本での就労を希望する方へ」
https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00122.html (2024/12/24)

子ども家庭庁「ヤングケアラーについて」
<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer> (2024/12/25)

愛知県教育委員会「事例集「外国にルーツをもつ児童生徒 受入れ・共生のための はじめの一步」」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/hajimenoippo.html> (2024/12/25)

愛知県教育委員会「令和5年度第1回義務教育問題研究協議会の概要」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/gimukyo050529kyougikai.html> (2024/12/24)

愛知県教育委員会「愛知県公立高等学校入学者選抜」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html> (2024/12/25)

愛知県教育委員会「県立高等学校等就学支援金制度」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zaimusisetsu/syuugakushienkin.html>

愛知県高等学校等奨学金の御案内
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000006059.html> (2024/7/19)

岩倉市「外国にルーツをもつ児童生徒のための『日本語・ポルトガル語適応指導教室』」
<https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000004531.html> (2024/12/25)

広島市「広島市職員採用情報サイト」
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/employment/4108.html> (2024/8/22)

川崎市「令和6年度受験案内抜粋」
<https://www.city.kawasaki.jp/940/page/0000032681.html> (2024/8/22)

独立行政法人日本学生支援機構「STUDY IN JAPAN」
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/other/sgtj/> (2024/12/26)

独立行政法人 国際協力機構 JICA横浜【「外国につながる児童の教育に携わるみなさまへのお役立ち情報」11か国の教育制度・学校文化ガイド集を取りまとめました】
https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/information/topics/2024/1516021_52322.html (2024/10/19)

独立行政法人国際交流基金「トルコ(2020年度)」
<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/area/country/2020/turkey.html#SEIDO> (2024/10/19)

築山 欣央「共生社会の視点―豊田市保見ヶ丘のNPOを手掛かりとして―」法政論叢53巻, 2号 日本法制学会 2017年
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jalps/53/2/53_139/article/-char/ja/ (2024/12/25)

豊田市「豊田市教育国際化推進連絡協議会 専門委員会活動報告集」
https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/002/662/r0603/01.pdf (2024/12/25)

豊明市「多文化共生推進計画」
<https://www.city.toyoake.lg.jp/1770.htm> (2024/12/25)

豊明市教育委員会「教育委員会の活動の点検及び評価の結果に関する報告書」
<https://www.city.toyoake.lg.jp/secure/3598/4tenkennyouka.pdf> (2024/12/25)

認定特定非営利活動法人プラス・エデュケート「事業内容」
<https://www.plus-educate.org/ourprojects> (2024/12/25)

西尾市「西尾市多文化共生推進プラン」
https://www.city.nishio.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/007/139/honpen20230116.pdf (2024/12/24)

NHK名古屋放送局「ハロー！ネイバーズ“日本語の壁”超える授業」
<https://www.nhk.or.jp/nagoya/lreport/article/003/97/> (2024/12/24)

第4章 関係機関一覧

-  公益財団法人愛知県国際交流協会「愛知生活便利帳」2024年
-  愛知県教育委員会「愛知県公立高等学校入学者選抜」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html> (2025/1/24)
- 愛知県教育委員会「『愛知県初』フレキシブルハイスクール」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/aichi-manabi/flexible-highschool.html> (2025/1/24)
- 愛知県教育委員会「定時制・通信制教育」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027113.html> (2024/12/26)

愛知県教育委員会 「中高一貫教育の導入」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/aichi-manabi/> (2025/1/24)

愛知県教育委員会 「愛知県立夜間中学を開校します」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/aichi-manabi/yakanchugaku.html> (2024/12/24)

愛知県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室 「2023 年度外国人学校調査について」
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/502744.pdf> (2024/12/24)

愛知県 「2022年度(令和4年度)『プレスクール』、『プレクラス』及び『母語教育』の実施状況調査について」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/2022pure-kekka.html> (2024/12/24)

名古屋市 「名古屋市立なごやか中学校(夜間中学)について」
<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000163859.html> (2024/12/24)

名古屋市 「日本語指導が必要な児童生徒への支援」
<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000124191.html> (2024/12/24)

名古屋市 「区役所・支所における多言語対応サービス(外国人総合案内、タブレット端末による遠隔通訳・音声機械翻訳)」
<https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000092896.html> (2024/12/26)

豊明市 「定住外国人児童生徒日本語教育推進事業」
<https://www.city.toyoake.lg.jp/15666.htm> (2024/12/24)

豊橋市教育委員会 「初期支援コース」
http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/shokishien/mirai_kibou.html (2024/12/24)

新城市 「新城市教育振興基本計画」
https://www.city.shinshiro.lg.jp/shisei/keikaku/keikaku-hokoku/kosodate/shinkoukeikakuR6.files/kyoiku_shinkou_kihon_keikaku2024_2028.pdf (2024/12/24)

大府市 「外国人児童生徒への支援」
<https://www.city.obu.aichi.jp/kosodate/shochugakko/unei/1023796.html> (2025/1/30)

知多市 「日本語初期指導教室『えがお』」
<https://www.city.chita.lg.jp/docs/2017082400015/> (2025/1/30)

知立市 「早期適応教室(杜若教室)の実施要項」
<https://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/kyoiku/gakkokyoku/gyomu/tokushoku/1445320287340.html> (2025/1/30)

高浜市 「外国人が日本語を勉強するには、どうしたらいいですか。」
<https://www.city.takahama.lg.jp/soshiki/gakkou/942.html> (2025/1/30)

岩倉市 「外国にルーツをもつ児童生徒のための『日本語・ポルトガル語適応指導教室』」
<https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000004531.html> (2024/12/25)

みよし市 「令和6(2024)年度社会教育関係事業及び社会体育事業の概要について」
<https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/material/files/group/8/jigyougaiyou.pdf> (2025/1/30)

Ministério das Relações Exteriores 「ブラジル教育省認可校」
<https://www.gov.br/mre/pt-br/embaixada-toquio/escolas-brasileiras/30e930eb655980b277018a8d53ef6821#Aichi> (2024/12/24)

Tokai Batika International School
<https://tokaibatika.com/> (2024/12/24)「

ダーレルイーマーン春日井保育園・イスラーム
<http://daraliman.blog.fc2.com/> (2024/12/24)

Nagoya International School
<https://www.nis.ac.jp/japanese/welcome> (2024/12/24)

愛知インターナショナルスクール
<https://nipais.com/> (2024/12/24)

学校法人 江西国際学園
<https://enishi.ac.jp/JP/> (2024/12/24)

国際高等学校
<https://ic.nucba.ac.jp/jp/access/nisshin.html> (2024/12/24)

愛知国際学園
<http://aichi-kokusaigakuen.jp/> (2024/12/24)

UPBEAT International School
<https://www.upbeatinternationalschool.com/> (2024/12/24)

インターナショナルキッズアカデミー
<https://i-kidsacademy.com/access/> (2024/12/24)

Kakuozan International Preschool
<https://kakuozan-preschool.com/> (2024/12/24)

蒲郡バプテスト教会付属光の園
<http://hikarinosono.info/> (2024/12/24)

株式会社エデュケーションネットワーク
<https://ednet.co.jp/wp/kis> (2024/12/24)

クローバーインターナショナルスクール
<https://www.cloverkids.jp/> (2024/12/24)
 高蔵寺キッズガーデン プリスクール
<https://kouzouji-kg-preschool.jimdofree.com/> (2024/12/24)
 Beanstalk International School
<https://www.i-beanstalk.com/> (2024/12/24)
 メイプル キッズ インターナショナル
<https://www.maple-kids.com/> (2024/12/24)
 ラポルトインターナショナルスクール
<https://laporteenglish.com/> (2024/12/24)
 ワンダフルワールドインターナショナルスクール
<https://www.wonderfulworld.jp.net/> (2024/12/24)
 公益財団法人愛知県国際交流協会 「日本語教室リスト」
<https://www2.aia.pref.aichi.jp/koryu/resource/class/classtop.html>
 公益財団法人豊川市国際交流協会 ラテンアメリカ部会
<http://toyokawa-tia.com/pdf/news/bukaisyoukai/LatinAmerica.pdf> (2024/12/26)
 公益財団法人豊田市国際交流協会「ボランティアグループ」
https://www.tia.toyota.aichi.jp/cat_volunteer/group/ (2024/12/24)
 西尾市「多文化ルームKIBOU(外国にルーツを持つ子供の就学支援事業)」
<https://www.city.nishio.aichi.jp/kosodate/gakko/1005136/1002404.html> (2024/12/26)
 ボランティアプロジェクト継承スペイン語教室LIBREO
https://www.aichi-pu.ac.jp/academics/education_infographic.pdf (2024/12/26)
 愛知県「児童(・障害者)相談センター(子ども相談WEBページ)」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/owari-fukushi/jiso.html> (2024/12/26)
 外務省「駐日外国公館リスト 目次」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html> (2024/12/26)
 新宿区「外国人総合相談支援センター」
<https://www.foreign.city.shinjuku.lg.jp/jp/kurashi/sogosodanshiensenta/> (2024/12/26)
 公益財団法人名古屋国際センター「名古屋出入国在留管理局による相談」
<https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/post-2.html> (2024/12/26)
 小牧市「在留関係相談の開設について」
https://www.city.komaki.aichi.jp/material/files/group/2/20201124_5covid19_zairiyusodan.pdf (2024/12/26)
 外務省「日本国内における証明(公印確認・アポストイユ申請)の問い合わせ先」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000551.html (2024/12/26)

第5章 各国の情報

 文部科学省「『諸外国の教育統計』令和6(2024)年版」
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/syogaikoku/1415074_00022.htm (2025/1/30)
 文部科学省「世界の学校体系(ウェブサイト版)」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1396836.htm (2024/10/19)
 文部科学省「教育改革の総合的推進に関する調査研究」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/chousa/index.htm (2024/12/26)
 外務省「キッズ外務省 世界の学校を見てみよう!」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/kuni/index.html> (2024/12/25)
 独立行政法人 国際協力機構 JICA横浜 「【外国につながる児童の教育に携わるみなさまへのお役立ち情報】11か国の教育制度・学校文化ガイド集を取りまとめました」
https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/information/topics/2024/1516021_52322.html (2024/10/19)
 独立行政法人国際交流基金「トルコ(2020年度)」
<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/area/country/2020/turkey.html#SEIDO> (2024/10/19)
 CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM 「Nghị định 81/2021/NĐ-CP quản lý học phí đối với cơ sở giáo dục thuộc hệ thống giáo dục quốc dân mới nhất」
<https://thuvienphapluat.vn/chinh-sach-phap-luat-moi/vn/ho-tro-phap-luat/tu-van-phap-luat/73042/quy-dinh-khau-tru-thue-tn-cn-tu-tien-luong-tien-cong-moi-nhat-2024#google.vignette> (2024/10/31)
 Government of Nepal Ministry of Education, Science & Technology 「Education in Figures 2017 (At A Glance)」
<https://docslib.org/download/9990501/education-in-figures-2017-at-a-glance> (2024/12/24)
 独立行政法人日本貿易振興機構「ベトナム 教育(Etech)産業調査(2021年1月)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2021/db6cdef49e854b9a/202101_r2.pdf (2024/11/1)
 公益財団法人日本ユニセフ協会「世界子供白書2023」
<https://www.unicef.or.jp/sowc/data.html>

第6章 教育と外国人に関する資料

教育に役立つ資料

-  文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課編著「外国人児童生徒受入れの手引 改訂版」 明石書店 2019年 築樋博子 「子どもの教育外国人児童生徒教育支援に関する基本的な情報」 2018年10月版
-  文部科学省 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1415154_00003.htm (2024/12/25)
- 文部科学省 「帰国・外国人児童生徒教育等に関する施策概要」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm (2024/12/26)
- 文部科学省 「帰国・外国人児童生徒教育情報」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm (2024/12/26)
- 文部科学省 「11. 学齢児童生徒をいわゆるインターナショナルスクールに通わせた場合の就学義務について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422252.htm (2024/12/26)
- 文部科学省 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm (2024/12/26)
- 文部科学省 「就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sotugyo/1263188.htm (2024/12/26)
- 文部科学省 「高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/ (2024/12/24)
- 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 「外国人児童生徒等の教育の充実について」
https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006202_02.pdf (2025/1/30)
- 総務省 「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査結果報告書 令和2年5月」
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_020515000141425.html (2025/1/30)
- 愛知県 「外国人の皆さまの役に立つ情報 子ども」
<https://www.pref.aichi.jp/syakaikatsudo/tabunka/information/child/> (202/1/30)
- 愛知県 「『やさしい日本語』の手引きを作成しました」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000059054.html> (2024/12/26)
- 愛知県教育委員会 「愛知県公立高等学校入学者選抜」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html> (2024/12/25)
- 豊橋市教育委員会 「外国人児童生徒教育資料」
<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/> (2024/12/24)
- 豊橋市学校教育課 「イマージョン教育の推進について」
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/70312/R031122hukushisiryout2.pdf> (2024/12/26)
- 日本語能力試験
<https://www.jlpt.jp/> (2024.12.26)
- 国立研究開発法人情報通信研究機構 ユニバーサルコミュニケーション研究所 先進的音声翻訳研究開発推進センター「多言語音声翻訳アプリ<ボイストラ>」
<https://voicetra.nict.go.jp/> (2024/11/11)
- TOPPAN株式会社 「音声翻訳サービス『VoiceBiz®』」
<https://solution.toppan.co.jp/newnormal/service/voicebiz.html> (2024/12/26)
- Google 翻訳
<https://play.google.com/store/apps/details?id=com.google.android.apps.translate&hl=ja> (2024/11/11)

データで見る外国人の状況

-  出入国在留管理庁 「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」
https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html (2024/12/26)
- 文部科学省 「学校基本調査 統計表」
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm (2024/12/26)
- 文部科学省 「『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)』の結果について」
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00006.htm (2024/12/26)

愛知県内の外国人数上位国

-  外務省 「駐日外国公館リスト 目次」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html> (2023/11/27)
- 総務省統計局 「世界の統計2023」
<https://www.stat.go.jp/data/sekai/0116.html> (2023/12/02)

多文化ソーシャルワーカーについて



石河久美子 「多文化ソーシャルワークの理論と実践―外国人支援者に求められるスキルと役割」 明石書店 2012年

石河久美子 「異文化間ソーシャルワーク 多文化共生社会をめざす新しい社会福祉実践」 川島書店 2003年

愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室 「多文化ソーシャルワーカーガイドブック」 2010年

愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室 「多文化ソーシャルワーカーハンドブック」 2011年

イラスト、国旗など



いらすとや

<https://www.irasutoya.com>

地図に使える素材 Free Sozai

https://freesozai.jp/itemList.php?category=nation_flag&page=index&type=sozai

あ	イスラーム	12,56,57,101,108
	インターナショナルスクール	16,17,18,20,22,38,64,65,90
	永住者	7,8,9,10,11,103,106
	永住者の配偶者等	7,9,11,103,106
か	外国人学校	16,17,18,19,20,22,25,31,37,38,41,42,43,64,65,90,91,94
	外国人生徒等選抜	26,39,91
	下学年編入	30,91
	学習言語	48,94
	家族滞在	7,9,11,41,43,44,45
	加配教員	34,83,84,91
	義務教育期間	29,31,37,81,82,88,94
	教育ローン	41,60
	高等学校卒業程度認定試験	17,19,43,92
	高等学校等就学支援金	18,40
	語学相談員	30,32,34,60,92,94
	国籍	6,52,57,91,93,106
さ	在留カード	8,10,11,23,45
	在留資格	4,6,7,8,9,10,11,12,41,42,43,44,45,75,76,103,104,106
	出入国在留管理局	8,10,44,45,75,76
	JSLカリキュラム	33,99
	奨学金	40,41
	スクールカウンセラー	47,54,92
	スクールソーシャルワーカー	47,54,55,93
	生活言語	48
	正規雇用	43

	総領事館・領事館	10,20,76
た	大使館	9,10
	ダブルリミテッド	49,93
	多文化ソーシャルワーカー	134,135
	短期滞在	8,9,11,44,45
	中学校卒業程度認定試験	16,18,22,25,31,38,93,94
	定住者	6,7,9,11,44
	特別の教育課程	32,33,36,93
	取り出し授業	33, 84, 93
な	日本語教室	16,32,33,37,39,42,47,49,61,66,68,69,70,71,73,74,93
	日本語指導の必要な児童生徒	34,94
	日本人の配偶者等	6,7,9,44
は	入り込み指導	33,94
	発達障害	58,59,101
	非正規雇用	43
	非正規滞在	7,45
	プレクラス	16,18,33,35,47,66,67,71,84,94
	プレスクール	16,33,35,37,47,59,66,67,71,72,83,84,94,96
	母語	12,14,28,29,34,46,49,52,53,66,72,84,85,92,93,94,95,97,101
や	やさしい日本語	14,30,95,101
	夜間中学	16,18,22,31,38,64,95
	ヤングケアラー	46,88
ら	留学	7,9,10,11,16,17,19,43,45,90
	リライト教材	35,95

多文化ソーシャルワーカーについて

多文化ソーシャルワーカーとは

多文化ソーシャルワーカーとは、「外国人が自国の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的問題に対して、ソーシャルワークの専門性を生かし、相談から解決まで継続して支援する人材」のことです。

ソーシャルワークの技術を用いて、相談者の気持ちを受け止めながら、相談者が抱えている問題が何か、どのような状況にいるのかを把握し、相談者の問題解決の意欲や意志を尊重し、自立した生活に向けて適切な関係機関やサービスにつながっていけるようにサポートします。

あくまでも相談者自身が問題解決をしていく主体ですし、相談者と多文化ソーシャルワーカーだけで問題解決できるわけでもなく、地域にある機関やサービスにつながって、様々な人たちと相互関係を築くことが必要です。そのために、他機関の関係者と連携しながら安心して暮らせる環境づくりを目指しています。

愛知県国際交流協会の多文化ソーシャルワーカー

愛知県国際交流協会内にある「あいち多文化共生センター」では、多文化ソーシャルワーカーが外国人からの相談対応をしています。また、外国人からの相談を受けている機関や相談窓口の人たちからの問い合わせにも応じています。

あいち多文化共生センターは、外国人に関するよろず相談の場です。センターには、在留資格の手続き、労働トラブル、健康保険制度、生活困窮、母子家庭の生活問題、教育・進学、結婚・離婚の手続き、DV、交通事故など、多種多様な相談が入ってきます。

制度の概要や手続きを説明したり、専門の相談機関を紹介したりするだけで終わるものもありますが、中にはいくつかの問題が重なって、情報提供や助言をただけでは解決するのが難しいと思われる相談もあります。引き続きサポートが必要と思われ、相談者からの希望がある場合には、多文化ソーシャルワーカーが継続的に支援をします。自立した生活に向けて、相談者が必要な関係機関やサービスにつながるができるよう、関係調整や同行支援をしたり、時には相談者の代弁などをしたりします。また、必要に応じ、関係機関等に相談者の本国の状況も理解してもらうように働きかけるほか、相談者が日本の機関や制度を正しく理解した上でサービスを利用したり、安心した生活ができるように支援します。



公益財団法人愛知県国際交流協会(AIA)の関連事業

相談員のための多文化ハンドブック

行政機関や市町国際交流協会、諸機関で外国人からの相談を受けている方たちが、諸外国の様々な制度の違いや文化的な背景を十分に理解したうえで、多文化の視点を持って、より適切な対応を行っていただけるように、各国の情報や在住外国人が抱えている問題等をまとめた冊子「相談員のための多文化ハンドブック」を作成しています。

外国人が必要な行政サービスなどを受けることができ、安心して暮らすことができる多文化共生社会づくりのためにご活用いただければ幸いです。

いずれも、以下のアドレスからダウンロードできます。

<https://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/manual/manual.html>



結婚・離婚 編
2024(令和6)年3月 発行



子どもの教育 編
2025(令和7)年3月 発行



社会福祉編(上巻)
2022(令和4)年3月 発行



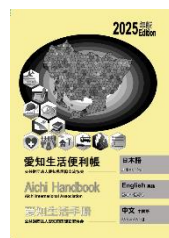
社会福祉編(下巻)
2023(令和5)年3月 発行

外国人向け生活情報冊子「愛知生活便利帳」

外国人がこの地域で生活するのに役立つ情報を集めた冊子です。ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語に日本語を併記して作成しています。在留手続きから、保険、医療、教育、仕事、税金などの制度を紹介するほか、各種相談窓口も掲載しています。



ポルトガル語・スペイン語版(日本語併記)
2023(令和5)年9月 発行



英語・中国語版(日本語併記)
2025(令和7)年3月 発行

いずれも、以下のアドレスからダウンロードできます。

<https://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/benricho/index.html>

あいち多文化共生センター

公益財団法人愛知県国際交流協会(AIA)内のあいち多文化共生センターでは、多文化ソーシャルワーカーが外国人の相談・支援をしています。複雑な問題を抱えている場合は、福祉専門機関などの関係団体と連携しながら、問題解決に向けて継続的な支援も行います。相談や支援を行う関係団体等の方もお気軽にご利用ください。

◆多文化ソーシャルワーカーによる相談・支援◆

月曜日～土曜日 10:00～18:00

ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語
フィリピン語/タガログ語、ベトナム語
ネパール語、インドネシア語、タイ語
韓国語、ミャンマー語、ロシア語、
ウクライナ語、日本語

※ 日曜日、祝日および年末年始(12/29～1/3)
は休館日となります。



◆外国人のための無料弁護士相談 ◆(予約制)

毎月第2・4金曜日 13:00～16:00

※ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語、ベトナム語は通訳付き

◆専門相談 ◆(予約制)

在留関係相談 毎月第3水曜日 13:00～17:00

労働関係相談 毎月第2月曜日 13:00～17:00

消費生活相談 毎月第4月曜日 13:00～16:30

※ 対応言語は、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、ウクライナ語、日本語です。

※ 在留関係、労働関係相談の実施日が祝日の場合、翌週の同一曜日に振り替えになります。消費生活相談の実施日が祝日の場合、翌日に振り替えになります。

◆所在地・連絡先 ◆

公益財団法人愛知県国際交流協会 あいち多文化共生センター

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎内 あいち国際プラザ1階

TEL:052-961-7902 / FAX:052-961-8045

E-mail: sodan@aia.pref.aichi.jp / URL: <https://www2.aia.pref.aichi.jp/>

※ 上記は2025(令和7)年3月末現在の情報です。対応言語は変更の可能性があるため、ホームページ等でご確認ください。

相談員のための多文化ハンドブック
＝子どもの教育編＝

発行：公益財団法人 愛知県国際交流協会

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎内

TEL：052-961-7902

Eメール：sodan@aia.pref.aichi.jp

URL：https://www2.aia.pref.aichi.jp/